会議録・令和８年９月７日第３回定例会（第５日目）

１．招集の年月日　　令和８年８月２８日

２．招集の場所　　明和町議会議場

３．開　　会　　９月７日　午前９時００分　議長宣告

４．出席議員　　１２名

１番	江　京子	２番	田邊　ひとみ
３番	北岡　泰	５番	瀬田　萌
６番	綿民和子	７番	奥山幸洋
８番	新開晶子	10番	山本　章
11番	宇田雅行	12番	髙橋浩司
13番	下井清史	14番	辻井成人

５．欠席議員

９番　松本　忍

６．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西尾仁志				
議会書記	西川佳江	松原佑記	小竹将太		

７．地方自治法第１２１条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	下村由美子	副町長	髙木謙治
教育長	森井義和	総務課長	朝倉正浩
防災安全課長	荒木隆伯	税務課長	畑　弘人
まちづくり戦略課長	中井清央	斎宮跡・文化観光課長	森下　純
会計管理者（兼）会計課長	椿　ゆかり	産業振興課長	肥留間　誠
建設課長	西尾直伸	上下水道課長	丹合信隆
こども課長	家城和司	住民ほけん課長	日置加奈子
福祉総合支援課長	稲浦　満	生活環境課長	中川英之
学校教育課長	中瀬基司	社会教育課長	松井友吾

８．会議録署名議員

２番　　田　邊　ひとみ　　３番　　北　岡　　泰

９．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　一般質問

（午前　９時　00分）

◎開会の宣告

○議長（辻井　成人）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第３回明和町議会定例会第５日目の会議を開会します。

なお、松本議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井　成人）　日程第１　「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

２番　　田　邊　ひとみ　議員

３番　　北　岡　　泰　議員

の両名を指名いたします。

◎一般質問

○議長（辻井　成人）　日程第２　「一般質問」を行います。

一般質問は10名の方より通告されております。

許可したいと思います。

２番　田邊　ひとみ　議員

○議長（辻井　成人）　１番通告者は田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「災害に強いまちづくりと交通安全対策について」と「平和行政について」の２点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（２番　田邊　ひとみ議員　登壇）

○２番（田邊　ひとみ）　おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

９月１日、防災の日でございました。改めて防災のこと、いろいろ考えていきたいと思っております。

近年、全国各地で大規模な地震、豪雨災害、これが相次いでおります。まずは、被災をされた皆様におかれましては、心よりのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を、これを心より願っております。

そしてまた、今私たちが住んでいるこの地域でも、南海トラフ地震の切迫性、これが大きく指摘をされております。今、この明和町の皆さん、多くの方が災害対策に強い関心を示しておられます。私は、これまで一般質問で、避難所におけるスフィア基準の考え方や女性や子ども、高齢者に配慮したプライバシー確保や防犯対策、トイレ環境の改善などについて質問を行ってきました。明和町におかれましても、様々な改善が進められている、その状況は理解をしておりますし、私自身、評価もしております。ですが、災害への備えは避難所の環境だけではありません。災害発生直後の初動対応や人命を最優先する危機管理

の徹底も極めて重要なことだと考えます。多くの町民の皆さんから、明和町の避難所のエアコン、どうなっているの。もしも被災したときに自分たちは大丈夫なんですか。こういうお声をいただいております。

また、地域を回ってお話を伺う中では、交通安全対策についても多くのご要望をいただいております。

そこで質問いたします。

まず、避難所の環境整備についてお伺いをします。

文部科学省、７月30日公表発表の公立学校施設の体育館等の空調設備の設置状況という資料がございます。それによりますと、避難所指定校分のデータを見てみますと、全国の設置率は31％、三重県は23％となっております。全国的に見てもまだまだ整備が進んでいない。その上、全国でかなりばらつきがありますし、三重県のデータ、これは５月１日現在ですが、これを見ても、県内それぞれの自治体でのばらつきがある、こういう現状です。熊本地震の現状を見た多くの皆さんから、エアコンの設置を急いできちんとやってほしい、こういう要望、届いております。これは、役場のほうでも要望が届いているのではないかと思っております。

そこでお伺いいたします。

現在、町内の指定避難所におけるエアコンの整備状況と今後の整備計画についてお聞かせをください。

○議長（辻井　成人）　田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村　由美子）　おはようございます。

田邊議員からご質問いただきました町内の指定避難所におけるエアコンの整備状況についてお答えしたいと思います。

本町では、公共施設を中心に指定避難所としており、一部の自治会の公民館を除き、指定避難所となる施設にはエアコンが設置されています。一方、小学

校につきましては、校舎にはエアコンを設置しておりますが、体育館にはエアコンが設置されているのは、現在、明和北小学校のみとなっております。

近年、夏場の猛暑が常態化する中、災害時における避難者の健康を守るという観点からも、避難所となる体育館等の暑さ対策は重要な課題であると認識しております。体育館へのエアコン設置については、多額の整備費用に加え、施設の断熱性能や電源設備、維持管理なども含め検討する必要があることから、現時点では具体的な整備計画の策定には至っておりません。

先般、８月の初旬なんですけれども、文部科学省の文教施設企画防災部を訪問する機会がございましたので、このような検討すべき事項があることを伝えてまいりました。

今後、国や県の支援制度、県内市町の整備状況なども注視しながら、避難所としての機能や施設の利用状況、費用対効果などを総合的に勘案し、効率的かつ効果的な避難環境の整備について検討してまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ただいまの町長の答弁によりますと、明和北小は完備がされておりますけれども、そのほか、今確保している学校の２校にはまだついていないということで、という答弁でございました。近隣の市町におきましても、今現在スポットクーラーであるとか仮設的なものであるとか、そういうものをどんどん避難所、体育館に設置するという、そういう動きがございますので、そういうのもしっかり検討していただいて、見ていただいて、一日も早くそういうものの対策を進めていただきたいと思っております。

また、やはり最初にも申し上げましたけれども、町内の皆さんからも体育館のエアコンどうなっているんだ、そういう声、本当に大変多いです。そういうこともしっかりと受け止めていただきたいと思っております。

また、そういう中で、今、明和町では廃校となりました三つの小学校がございます。その中には、普通教室にはエアコンがついている。そういう部分で、

災害時にそういう部分を活用して、避難所として使えないのか、エアコンを使えないのかと、そういうお声も頂戴しているんですけど、そういう普通教室の活用についてはどのように考えておられるのか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　再質問に対する答弁。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　普通教室につきましては、現在も校舎を避難所の一部としてみなしますので、一番大きなところは学校の体育館になるんですけれど、状況によっては校舎のほうに避難していただくということも考えてございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ぜひともある場所、ある設備は使っていただきたい、このように考えております。ただいまの答弁で、町民の皆さんも少し安心をされたのではないかと、そういうふうに思っております。

あと、避難所の課題、これはエアコンだけでなく、そのほかにも多くの課題がある。こういうことも言われております。

８月30日の私たち日本共産党が発行しておりますしんぶん赤旗の日曜版、この中でもこのような特集がされているんですけれども、避難所に必要なのはＴＫＢ48、トイレ、キッチン、ベッドを48時間以内に設置する、これが必要なのではないかと、こういうことが言われております。このＴＫＢ48は、約１年ほど前からきちんと日本でも整備すべきではないかと、こういうことが盛んに言われておりまして、日本国内でも実証実験、これが行われたりもしております。ですが、今回の熊本での震災、この実態を見てみますと、避難所の環境は10年前の熊本の震災のときと何ら変わっていない。これが実情だと考えております。今、国はスフィア基準を達成するよう指針を策定しておりますが、実現はまだまだほど遠い状況ではないでしょうか。

災害とジェンダーをテーマに研究していらっしゃる静岡大学の池田教授の話

ですと、そもそも学校や体育館は、本来人が生活する場所ではない。避難所に指定されるのが学校などばかりでいいのかという疑問がある。このようにおっしゃっておられます。また、避難所生活に人権視点を、こういう視点からも考えますと、災害時に弱者を生まない、ふだんからの環境づくりが重要、このように池田先生がおっしゃっておられます。

ＴＫＢ48、これを実現するのが本当に一番大事なことなんだと思っておりますけれども、この大きな規模での事業を実現するには、自治体だけの力では限界がある、これが現実だと思っております。やはり、国や県も責任を持つべきだと考えております。ですが、町としてもできる限りの対応をしていくことが求められるのではないかとも考えております。助かる命を助ける努力を自治体として、住民と力を合わせて進めることが大切だと考えておりますが、このことに対して、明和町はどのように考えていらっしゃるのかお答えを示してください。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　田邊議員がおっしゃいますとおり、ＴＫＢ48とは、「避難所・避難生活学会」が提唱する考え方でございまして、Ｔはトイレ、Ｋはキッチン、いわゆる食事です。Ｂはベッドを災害発生の48時間で整えましょうというものでございます。明和町におきまして、トイレ、キッチン、ベッドという避難所生活の３要素を災害発生後の早期段階で整備することの重要性は理解しておるんですけれど、現状では、48時間以内に全ての避難者に対してこれらの３要素を完全に整備することは非常に困難な状況でございます。

そのため、トイレ、キッチン、ベッドにつきまして、現実的に対応できることについて、できる限り早く取り組んでいく考えでございます。トイレにつきましては、既存施設の設備を活用しつつ、備蓄している簡易トイレやプッシュ型支援を活用し、内閣府の男女共同参画ガイドラインに沿った男女別の配置と適切な数の確保に努めてまいります。

キッチン機能につきましては、昨年度、教育委員会で整備いたしました浄水

器及び炊飯設備などを活用いたしまして、発災直後に被災者に対して可能な限り温かい食事を提供する体制の構築を目指しております。

ベッドにつきましては、段ボールベッドの長期保管について、湿度管理が大きな課題となることから、有事の際に災害協定に基づいて、事業者から迅速に調達する方法を採用しております。

これらの取組を通じて、様々な制約がある中で、避難所生活の質の向上に向けた現実的で持続可能な対策を進めていく考えでございます。

なお、議員もおっしゃいますとおり、このＴＫＢ48の根拠となっておりますのがイタリアの事例でございます。

イタリアでは、国の機関である「イタリア市民保護局」が全国に巨大な備蓄基地を配置して、常時約１万人分の資機材を備蓄した上で、災害時には48時間以内に必要な物資を被災者に届けるとともに、避難所設営に関わる一連の作業に地元自治体の職員が関わることのない仕組みを構築しています。避難所におけるＴＫＢ48を達成するのであれば、議員がおっしゃいますとおり、我が国においても同様の整備体制が構築できないか、国・県等に対して要望していきたいと考えています。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　答弁いただきましたとおり、一日も早い整備が望まれるんですけれども、やはり、国も自治体もそれへ向けて全力でやっていただきたい、そういう思いを持っております。今朝、たまたま私、自分のＸというＳＮＳのタイムラインを見ておりましたら、避難所関係のポストというのがありました。その中でも、やはりイタリアはもちろんなんですけれども、韓国、台湾の避難所の写真というのがずっと出ていて、やはり日本とは雲泥の差で、しっかりと整備が進んでいる、そういう状況の写真を本当にたまたま、今朝見かけました。ぜひとも日本でも、人としての尊厳が守られる避難所となるよう一日も早い整備、これを求めていきたいと考えております。

続きまして、次の質問にいきたいと思います。

停電時でも避難所の空調や照明を確保するための非常電源や蓄電設備、また断水時の給水、トイレ対策も急いで整備をしてほしい、このような要望がございます。このことに対して、明和町としての現状と今後の対応をお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　非常用電源や蓄電設備につきましては、明和北小学校、ささふえこども園、明和町総合体育館、みょうじょうこども園などに設置されておりますが、空調設備を稼働できる非常用電源や蓄電設備を設置している指定避難所はございません。

こうした設備の整備には、多額の費用を要するとともに、施設ごとの電力需要や受電設備なども考慮する必要があることから、計画的に検討をしていく必要があると考えております。それまでは備蓄品やプッシュ型支援物資の非常用発電機やスポットクーラーなどにより対応することになります。

断水時の給水についても、水道管が復旧するまでは備蓄品や支援物資、給水支援の水により対応することとなっております。

トイレにつきましては、発災直後は携帯トイレなどを使用していただき、備蓄品や支援物資の簡易トイレを利用していただくことになろうかと思います。

なお、町には簡易トイレ本体で約375基備蓄がございまして、スフィア基準における中期以降の必要数量20人に１基は満たしてございます。

停電や断水が長期化した場合においても、避難所で安心して過ごしていただける環境を確保することは大変重要であると認識しております。今後も、国や県の支援制度や他市町の取組などを参考にしながら、非常用電源をはじめ給水、トイレなど避難所機能の整備・強化について検討してまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　大きな災害が起きますと、どうしても停電ということ

があって、それでも停電は割と早めに復旧してまいります。それを期待しているんですけれども、そういう場合に、今の私たちの生活、どうしても電気、スマホを使いたいとか、エアコンもなんですけど、そういうことで電気を使いたいという需要が増えてきます。そういうところで、ほかの自治体では、そういう避難所に対しての電源、コンセントとかそういうものを増やしていくような取組というのも考えられているという話も聞いておりますので、そういう部分でも、ぜひともまた検討もお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問といたします。

災害時には、避難環境だけではなく、まず命を守るという行動を徹底することが何よりも重要だと考えます。熊本県で発生した災害では、商業施設で一度避難をした後に、業務上の理由で建物に戻り、被害に遭ったとされる事例が報じられました。事実関係は今後の調査によってさらに明らかとなっていくと思われますが、この報道は災害時には財産や業務よりも人命を最優先すること、その大切さを改めて考えさせられるものでした。

そこでお伺いいたします。

人命最優先という考え方について、どのように考えていらっしゃるのか。町職員や指定管理者に対して、災害発生時には人命を最優先するという行動原則はどのようにマニュアルや研修で位置づけられているんでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　町職員や指定管理者に対して、災害発生時における人命を最優先するという行動原則の位置づけについてご説明申し上げます。

明和町地域防災計画震災対策編におきまして、町の実施責任として、「町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波被害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する」を掲げております。また、災害対策基本法第２条

の２第４号にも基本理念として「人の生命及び身体を最も優先して保護すること」と規定されております。

これらに基づきまして、職員研修や訓練を実施し、災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるように取り組んでいるところでございます。指定管理者につきましても、それぞれの施設の役割や特性に応じ、災害時には利用者の安全確保を最優先に対応していただくことが重要であると認識しております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　マニュアル、研修等、また法的な根拠の上に人命最優先、そういうものを訓練をされている、そういう位置づけがあるということは、答弁で伺いました。ぜひとも発災時にはそういうことの判断を誤らないように、人命最優先、そういうことを徹底していただきたいなと考えております。

次の質問にいきます。

公共施設や避難所の管理者自身の安全確保については、どのような考え方で研修や訓練が行われているんでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　同じく明和町地域防災計画震災対策編では、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者についても、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災活動に協力することとなっております。一方で、災害対応に当たる施設管理者自身の安全を確保することも大変重要なことと認識しております。災害発生時には、まず自らの安全を確保した上で、施設利用者や避難者の安全確保、地域の状況確認などそれぞれの役割に応じた対応を行うことが基本であると考えております。研修や訓練を通じて、施設利用者や避難者の安全確保はもとより、対応に当たる職員や施設管理者自身の安全確保につきましても、共通認識を持って災害対応に当たることができるように取り組んでまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ぜひともしっかりとそういう部分は、研修も積んでいただいて発災時、あってはならんのですけど、そういうときには、しっかりと命を守る行動を取っていただきたいと考えております。

続きまして、災害時における委託事業者や民間事業者、これは商業施設も含んでおりますけれども、これらとの連携をする際にも、人命最優先の考え方、これは共有されているんでしょうか。これについて答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　町が連携する委託事業者や民間事業者においては、それぞれの施設や事業の特性に応じて災害時の対応マニュアルを定め、安全確保に取り組んでいただいているものと認識しております。一方で、人命を最優先するという基本的考え方について、町の全ての事業者との間で改めて明確に確認・共有できているかという点につきましては、十分に確認する必要があると考えております。

災害時には、行政だけで対応できるものでなく、委託事業者や民間事業者の皆様との連携が大変重要となります。熊本地震をはじめ、これらの災害の教訓も踏まえ、特に町が津波緊急避難場所としている民間施設等につきましては、災害発生時の対応や役割を改めて確認するとともに、人命を最優先するという基本的な考えについても共有を図ってまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　災害時における想定外の事故等、今回起こったわけなんですけど、そういうものに対しても柔軟に人命最優先、それをしっかりと取れる、そういうような状況になるように、これは私たち町民側も含めてなんですけれども、しっかりと考えていきたいと、このように私自身も思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

災害時には、道路の寸断によって救助活動や物資輸送、これが遅れてしまうことが懸念をされております。明和町では、地元建設業者と連携をした道路啓開訓練、これを実施されており、このことは防災力向上につながる重要な取組であると評価をしております。

そこでお伺いいたします。

これまでの道路啓開訓練で得られた結果と成果、これをどのように分析されているんでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　建設課長。

○建設課長（西尾　直伸）　道路啓開訓練で得られた成果と課題についてお答えいたします。

最初に、道路啓開訓練の言葉をご説明いたします。

道路啓開とは、大地震などの大きな災害の後、救急車や消防車、自衛隊などの緊急車両を通すため、道路の瓦礫や土砂、放置された車などをどかして、最低限１車線などを急いで切り開く、通れるようにする作業を示しております。

本年度８月１日にも、令和８年度道路啓開訓練を実施いたしました。これを含めて５回実施しております。防災アドバイザーである三重大学の川口淳教授のお言葉をお借りすれば、「よい訓練とは、シナリオどおりに順調に進むのではなく、問題点が見つかる訓練こそがよい訓練である」と評価されております。

これまでの訓練における課題と成果について、年度ごとにご説明をさせていただきます。

令和３年度が初年度でございます。場所は下御糸漁港となりました。参加者は国土交通省、警察、自衛隊、明和消防、三重県、建設事業者でございます。内容はがれき等の撤去実施でございます。成果としては、各機関が合同で実施したことにより、それぞれの役割分担、すみ分けですけれども、それを実感することができました。課題として、段差を乗り越える訓練において、消防車がうまく乗り越えられないという課題が判明いたしました。

令和４年度、庁舎建設予定地、消防署の裏手側でございますけども、そこで

行いました。参加機関は建設事業者と明和町の２者でございます。前年度の課題を克服するため、段差の乗り越えの訓練を集中的に行い、それと実際の道路の巡回訓練を行いました。成果としては、前年度にうまくいかなかった段差乗り越えを克服することができました。課題としては、実際の道路啓開対象道路の状況について、地図上だけでしか理解できていないという課題が残りました。

令和５年度です。同じく庁舎建設予定地のところで行いました。参加機関は、国土交通省、明和消防、三重県建設業会、地元建設事業者でございます。内容は、道路啓開対象道路の実際の巡回、地元建設事業者を４班に分けて実際の道路上で図上訓練、道路啓開シミュレーション訓練を行い、国土交通省のシステムの「くしの歯防災システム」への建設事業者からの入力、その後、ペットボトルを利用した心肺蘇生訓練を行いました。成果といたしましては、道路啓開対象道路を建設事業者と職員が再確認し、道路の状況の確認とそれを反映した条件付与の実施ができたこと、国のシステムへの入力により、円滑な情報共有が行えたことでございます。さらに、心肺蘇生を通じて、救命技術の向上が図られたことでございます。課題としては、実際の道路上で行う訓練ではありましたが、実際の災害のように道路が破損しているわけではないので、現場との実感がちょっと持ちにくいという点がございました。

続きまして、令和７年度でございます。参加機関は国土交通省と建設事業者でございます。内容は、発災から48時間を想定し、道路啓開対象道路の指定緊急避難所までのルートの巡回シミュレーション訓練、海岸部への巡回のタイミングの詳細な設定、情報共有の確実化に向けた、ふだんの道路包括業務で使用しているビジネスチャットを活用させていただきました。また、ＡＩによる自動的に条件を付与をさせていただきました。成果としては、対象道路の避難路までのルート確認ができたこと、また、ふだん使用しているビジネスチャットを活用したことで、災害対策本部との連携を円滑に行うことができました。さらに、ＡＩによる予測不能な条件付与により、実質的な訓練が行えました。課題としては、各班の現在の位置や通過ルートがアナログでしか把握できずにと

どまり、結果として国の「くしの歯防災システム」への入力の遅延が発生しました。

令和８年度でございます。場所は役場研修室で行いました。参加機関は国土交通省、地元建設事業者でございます。内容は、今年度から役場研修室に会場を移して、令和８年４月より防災時における携帯電話の衛星データ通信が使用可能になったことを受け、各班の位置情報を把握できる独自のシステムを開発し、実際に使用できるか検証を行いました。また、通信環境下における情報処理の訓練も同時に実施いたしました。成果としましては、位置情報がリアルタイムで確認でき、「くしの歯防災システム」への入力もタイムレスに行うことができました。多くの情報が交錯する中でも、一定の対応が可能であることが確認できました。課題といたしまして、位置情報システムに不安定な部分があったため、動作を確実に実行するシステムへの改修が必要であること、また、現状の情報処理対応が道路班のみに限定されているため、今後は各班との連携を構築する必要があるという課題となりました。

以上がこれまでの訓練で得られた成果と課題でございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ありがとうございます。

まず最初には、道路啓開訓練。これあまり聞きなれない言葉で、町民の皆さんにはちょっと理解しにくいかなと思って、私もちょっと思っていたんですけど、説明いただいてありがとうございます。このような訓練を明和町で行われているということで、これ年を追ってのいろいろ、ただいま答弁で報告をしていただきまして、様々な課題、そういうのを見つけていただいて、次につなげていかれる、そのような取組をされているということは理解ができました。ぜひとも、今後もこういうものをどんどん進めていっていただいて、町民の皆さんの命を守る、そういうような形、構築していっていただけたらなと思っております。

そういう中で、ちょっと啓開訓練とはまた少し外れるんですけれども、次の質問といたしまして、明和町だけでは対応が困難な大規模災害を想定した受援体制、これは現在どのように整えられているのか、これをお伺いしたいと思います。特に、生活インフラとして大切な上下水道関連で、多くの皆さんが心配をされております。

そこでお伺いいたします。

上下水道関連での協定など、現在明和町であるのかどうか、そのような現状、答弁を願いたいと思います。

○議長（辻井　成人）　上下水道課長。

○上下水道課長（丹合　信隆）　上下水道関連での協定を例に受援体制に関するご質問をいただきましたので、水道事業における災害時の相互応援体制についてお答えしたいと思います。

本町では、単独で個別の市町との間で協定は締結はしてございませんが、平成９年に三重県知事と当時の69市町村長及び三重県企業庁長の間で「三重県水道災害広域応援協定」というもの、それから平成15年には、公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部の間で「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害相互応援に関する協定書」というものが締結をされておりまして、それぞれまた実施要領も定められております。

本町が被災により水質汚染や断水事故等が発生をしまして、本町だけでは対応が困難な場合には、県等に応援要請を行いまして、被災の状況等に応じて県からまずは南勢志摩ブロック内の市町、次いで県内他ブロックの市町、そして日水協中部地方支部や他の都道府県、日水協支部へというような形で要請の範囲を広げていく仕組みとなってございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ありがとうございます。

やはり、特に上下水道というのは、町民の皆さんも大変関心が強いところだ

と思いますので、しっかりとした受援体制、また明和町でも災害復旧に関しまして、一日も早くそういうことが対応できる、そういうような形、取っていっていただきたいと思います。

また、次の質問になるんですけれども、道路の寸断が長期化するケース、これもこれまでの事例から考えると当然あるのではないかと、考えておく必要があると考えております。その場合の物資の輸送や備蓄体制について、現在の明和町の備え、どのように評価されておられるでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　道路の寸断が長期化する事態につきましては、過去の大規模災害事例からも十分に想定しておく必要があると認識しております。

まず、広域的な物資輸送体制についてでございますが、国土交通省中部地方整備局が中心となり、南海トラフ巨大地震などの広域災害時に内陸部の基幹ルートを軸に段階的に道路を啓開し、沿岸部へ伸びるルートをくしの歯のように順次確保する「くしの歯作戦」が策定されております。

三重県におきましては、伊勢自動車道や国道23号線中勢バイパスなどを基軸とした広域支援ルートを確保し、その後に沿岸部へつながるルートを確保するという段階的な方針が示されており、本町も当該ルートの確保に向けた関係機関との連携体制に組み込まれております。本町の物資受入拠点であるいつきのみや地域交流センターへの緊急輸送道路として物資輸送の重要なルートとなります。

なお、これらの輸送ルートを含めた道路啓開につきましては、庁内建設事業者をはじめとする関係機関との連携が極めて重要です。これまでの訓練においても、実際の災害を想定して、道路状況や被害情報をどのように収集、整理し、限られた人員や資機材の中でどの道路から優先的に啓開していくのかなど、実践的な確認を行っております。こうした訓練を通じて見えてきた課題を検証し、建設事業者をはじめとする関係機関との情報共有や役割分担をさらに確認しな

がら道路啓開の実効性を高めてまいります。

次に、本町内の物資輸送体制につきましてでございますが、県が定める三重県備蓄調達基本方針に基づきまして、段階的な供給体制を構築しております。発災後一日から二日までは町の備蓄、三日目は県からの流通備蓄により対応し、四日目以降は国からのプッシュ型支援により物資が供給される計画となっております。このように、外部からの輸送が困難な初期段階では、町内の備蓄品で対応することを基本とし、道路啓開や迂回路の確保の進展とともに、受援に移行していくことを見込んでおります。加えて、町で民間輸送事業者と締結している協定、三重県とトラック協会、倉庫業界で締結している災害時支援協定により、物流専門家の派遣やフォークリフト等の資機材提供、物資集積場所の提供が可能な体制が整備されておりまして、道路啓開が進むにつれ、これらの民間物流ネットワークを活用した支援物資の集積・輸送が実施される仕組みになっております。

また、指定避難所以外の自主避難所や在宅、車中泊などの避難所外の避難者に向けた物資供給につきましては、当該避難者が指定避難所に物資を受領しに来ることが原則ではあるものの、過去の災害の事例から消防団や自主防災組織が担うことも考えられます。車両による少量の物資運搬につきましては、地域内の避難状況や車両の確保・道路状況により大きく異なります。

今後も、消防団や自主防災組織をはじめ、地域の皆様との訓練や防災講話などを通じて、それぞれの役割を確認するとともに、より実践的な訓練の在り方についても検討し、地域全体の災害対応力の向上につなげてまいりたいと思っております。

最後に、備蓄体制についてでございますが、町内で想定される避難所避難者4,700人、これは平成25年度の三重県の想定、過去最大クラスに対してでございますが、食料品はアルファ米や保存パンなどを一日三食で約１万4,800食、保存水については、一日分２リットルに加え、津波避難タワーに避難した方の二日分を加えて約１万8,800リットルを備蓄しておりまして、現在の町の整備

目標についてはおおむね確保できている状況でございます。

加えて、毛布、簡易トイレ関連物品、生理用品、大人用、子ども用の紙おむつなど、多様なニーズに対応した備蓄品を整備しております。また、飲料水等の生活物資供給に関する協定を複数の事業者と締結し、燃料確保を含めた供給体制の多層化に努めてございます。

主要な備蓄はあるものの、大規模災害では道路の寸断が想定以上に長期化することや、どのような方が避難するか分からない状況の中で、三重県において備蓄・調達基本方針が改訂予定であることも踏まえまして、今後も必要な物資について継続的に見直しを行い、数が不足しているものがあれば優先的に追加備蓄を進めてまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ただいまいろいろな物資輸送、その他備蓄体制についての説明がございました。今、明和町で様々な取組をされているというのは、私はとても高く評価をしております。特に、今年などは自治会による避難訓練、そういうふうにして、自治会で自分たちが何とかするって、そういう部分を強くしていく。避難所に頼るのではないという、そういうような形というのも私は本当にこれからあちこちの被災地を見ておりますと、必要なことなのではないかなと思っております。そういう中で、避難所の環境整備、人命最優先の行動原則、さらに道路啓開、受援体制について、明和町が取り組まれてきたことを説明を受けました。また、今後の取組など確認もすることができました。私たち日本共産党に言わせると、こういう災害対策に対して申入れをしまして、それに対しての回答というのもいただいております。そういう中でも、明和町の取組、ここでは細かくは申し上げませんが、いろんなお考えをお聞かせをいただいております。そういう部分について、しっかりと今後も取り組んでいっていただけたらなと思っております。

また、今年の夏、最初にも申し上げましたけども、大雨での災害、これも大

きな問題になっておりまして、町民の皆さん、大変心配をされております。そういう部分で、行政そして個人も含め、行政、企業との連携等、これも進めていただきたいと思っております。

また、そういう部分で、テレビなどで災害から身を守るのは最終的には自分自身なんだ、こういう言葉もよく聞かれております。確かに、最後は一人一人の判断であろうかと思うんですけれども、だからこそ、自分や家族の命を守るハードル、これを下げていく、その手立てをすることが自治体本来の使命であって、そのために国や行政が動くべきではないかと私は考えております。自助だけではなく、行政が公助としての役割を最大限に果たす、助けられるはずの命を決して見捨てない防災行政の実現、これに向けて対策の推進、進めていっていただきたいと思っております。そして当然、災害から町民の皆さんの命を守る、その体制の強化、もちろんなんですけれども、あわせて同時に、町民の皆さんの日常の暮らしにおける命と安全、これを守ることも行政の極めて重要な責務であると私は考えております。

そこで、皆さんの安全を守るという共通の課題として、交通安全関連の質問を行います。

日頃から地域を回る中で、通学路が危険、見通しの悪い交差点がある、カーブミラーを設置してほしいなど、このような切実な声、たくさんいただいております。また、改正道路交通法施行により、この９月１日から中央線のない生活道路の法定速度が時速30キロに引き下げられます。これに伴い、自動車の速度の規制が強化されることも想定されます。同時に、生活道路や通学路における歩行者や子どもたちの安全確保に向けた対策は、新たな局面を迎えているのではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

明和町が把握している交通安全上の危険箇所、これは今どの程度あるんでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬　基司）　町では、通学路の安全確保を目的とし、町の教育委員会、小中学校、建設課、防災安全課、また警察や道路管理者の国・県等の交通安全関係者で構成をしております「明和町通学路交通安全推進会議」がありまして、危険箇所の把握、情報共有、その対策に努めております。現在、各小中学校から危険箇所として上がっているところは25か所ほどになります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　現在、小中学校から25か所の指摘があるということで、やはり町民の皆さんもお話を伺っていると、特に明和北小、開校したということで、新たな通学路、そういう部分で心配されている声、たくさんあるということ、これもお伝えをさせていただきます。そういう中で、通学路の安全対策として、定期的な点検等を行われていると思うんですけれども、その点検の結果はどのように改善に向けて反映されているのか、これをお答えください。

○議長（辻井　成人）　学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬　基司）　先ほど申し上げました明和町通学路交通安全推進会議におきまして、通学路の危険箇所の合同点検などを定期的に実施をしております。その点検の結果により、対策の必要性や対策の実施に向けた検討を行いまして、町でできることは行っていき、また、国・県等で実施するものにつきましては要望を行っております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　特に危険箇所、命に関わることですので、一日も早い改善、これを進めていただきたいと思います。

続きまして、初めにも言いましたが、生活道路の法定速度の見直しを踏まえまして、町内の生活道路、通学路における速度抑制策についてお伺いします。これ、テレビで聞きましたが、全国的に約７割ぐらいの道路が生活道路になるということで、ほとんどの道路が生活道路になってくる、こういうことを聞い

ております。歩行者や自転車が利用する生活道路での交通安全を高めるためには、速度抑制策、これが大切なことだと考えております。また、生活道路の安全対策は、速度規制だけではなく、特に学校周辺、集落や駅の周辺など、地域全体の速度を抑制する「ゾーン30」やハンプ、道路の一部を盛り上げるような、斎宮地区でちょっとあるんですけれども、組み合わせた「ゾーン30プラス」、こういう対策も求められるのではないでしょうか。今後、特に子どもさんや高齢者の皆さんなど、歩行者の安全確保、これが必要な地域についてどのような対策を進めていくのか、答弁を願います。

あわせて、手前での警告表示、警察との連携等、周知への啓発についてどのように取り組まれていくのか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　生活道路における法定速度の見直しを踏まえ、歩行者や自転車が利用する生活道路での交通安全確保は、特に子どもや高齢者といった交通弱者を守るために重要な課題であると認識しております。本町では、松阪警察署をはじめ関係機関と連携し、交通安全対策に関する情報共有や啓発活動を行うとともに、地域から寄せられる交通規制に関する要望については、現地の状況を確認し、必要に応じて警察に要望を行っております。

また、生活道路における速度抑制については、９月１日からの法定速度の見直しに加え、ゾーン30やこれにハンプなどの物理的な対策を組み合わせたゾーン30プラスといった対策も、議員おっしゃいますとおり有効な手段と手法の一つであると認識してございます。

町内においても、地域の交通状況や道路の構造、通学路の状況を踏まえ、警察や道路管理者、学校、地域などと連携をしながら、それぞれの地域に適した安全対策を検討していく必要があると考えております。道路上の注意喚起表示や路面標示、看板などによる運転者への注意喚起につきましても、現地の状況や必要性を確認しながら、効果的な対策を実施していきたいと、検討していきたいと考えております。

ソフト面につきましては、松阪多気地区交通安全対策会議に参画し、春、夏、秋、年末の全国交通安全運動やその出発式を実施するとともに、松阪地区交通安全協会及び同協会明和支部と連携し、定期的に町内の通学路の危険箇所に交通安全指導員を配置し、子どもたちの見守り活動を行っております。また、学校、こども園と連携し、園児や児童に対して交通安全教室も実施しております。

周知啓発の手法につきましては、広報めいわ、行政チャンネル、ホームページ、ＳＮＳなどを活用して、交通安全に関する情報提供と啓発を行っているところでございます。子どもや高齢者を含む全ての交通利用者が安心して通行できる地域づくりに向けて、関係機関との連携を一層強化し、交通安全対策に取り組んでまいる所存でございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　答弁をいただきました。

この30キロ規制、まだ９月１日から始まったばかりなので、私も明和町内を走っておりますと、若干全体的に車の速度、皆さん制限して、ちょっと用心しながら走られているという様子を感じているんですけども、私自身も含めて、多分これ、慣れてくるとまたスピードが出てしまうんじゃないかなと、そういう部分もありますので、その辺のことをしっかり見極めていただいて、周知等も行っていただきたいなと、このように考えております。

そして、次の質問にいきたいと思います。

初めにも申し上げましたけれども、カーブミラーやガードレールの設置、歩道の整備など、多くの要望が明和町のほうにも寄せられていると思うんですけれども、それらに対してどのような基準で対応されているのか、これをお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　建設課長。

○建設課長（西尾　直伸）　まず、カーブミラーの設置基準から申し上げます。

カーブミラーの設置基準は、日本道路協会の道路反射鏡設置指針を準用して

おります。道路の交差点で見通しの悪い場所やカーブの死角を補うための補助施設であり、あくまで補助施設であるため、気象条件により目視できないこともあります。交差点を通行する際には、カーブミラーにあまり頼らず、必ず自身の目で、目視で交差点に進入していただきたいと思っております。

設置箇所は、自治会からの要望を基に現地確認を行い、決定しております。令和７年度は９件の要望をいただき、５件を設置いたしました。

なお、設置に至らなかった場所につきましては、そもそも設置するスペースがないことなどが理由に挙げられました。

次に、ガードレールの設置基準でございます。

ガードレールの設置基準は、国土交通省の防護柵の設置基準を基本として行っております。ガードレールの主な設置目的は、車両の道路外への離脱防止、乗員の被害の軽減、歩行者や沿道構造物の保護です。ただし、沿道の土地から出入りなどの制限をすることになるため、設置には慎重に対応しております。一度設置したガードレールにつきましては、特に理由がない限り、設置を解除することはありません。

令和７年度の設置箇所につきましては、通学路対策を行っている有爾中有爾中神社線で168メートル行っています。

続きまして、歩道整備につきましては、通学路交通安全プログラムにより、要対策箇所になった箇所の対応を行っております。令和７年度は通学路の対策を行っている坂本前野線で102メートル、有爾中有爾中神社線で168メートル、上御糸南４号線で65メートルを実施しております。

なお、学校からの要望といたしましては、明星小学校より上野地区から本郷地区への区間の要望をいただいております。

また、一般対策としまして要望があるのは、県道伊勢小俣松阪線の新茶屋地内から大仏山公園までの歩道整備でございます。まずは子どもたちの安全確保を優先するため、通学路整備を優先して実施してまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　答弁ありがとうございます。

やはり住民の皆さんは、その現場で肌身で危険を感じて、それで要望を上げていらっしゃると思うので、今後もしっかりと話を聞いていただいて、対応をしていただけたらなと思っております。

この交通安全対策は、通学路を利用する子どもたちや高齢者の皆さんをはじめ明和町で暮らす皆さんの日々の安心、安全に直ちに結びつくものだと思っておりますので、ぜひともしっかりと対話をしていっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、平和行政について質問します。

私、これまでも毎年９月議会におきまして平和問題を取り上げております。平和は、一度確認すれば終わるものではなく、戦争を体験された方が少なくなっていく中で、過去の悲惨な歴史を風化させることなく、次の世代へ平和の大切さを継承していくことが自治体としても重要な役割を担うものだと、そのように考えております。

今年、広島・長崎への原爆投下から81年を迎えております。８月９日に明星の転輪寺で行われた「平和の鐘をつく会」こちらは毎年行われる行事なんですけれども、多くの皆さんがお集りになられました。下村町長も参加をされ、皆さんと一緒に鐘をついて、平和を願う姿を私も拝見しまして、そのとき参加をされておられました皆さんもとても喜んでおられました。平和を願い、思うこと、これを一緒にこれからも共有していきたいなと考えております。

一方で、世界では今もなお戦争や武力衝突が続き、核兵器の使用をめぐる不安も高まっております。戦争は人々の命や暮らし、そして子どもたちの未来を奪います。

住民の命と平和を守る立場から、今年も改めて明和町の平和行政について伺いたいと思います。

まず、次世代への継承についてお伺いします。

戦争を直接体験された方々が少なくなる中で、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、どのように次の世代に伝えていくのか、これが大きな課題です。毎年お伺いをしているんですが、今年の町内での小・中学校では、広島・長崎の原爆や戦争についてどのような平和学習が行われていますか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬　基司）　町内の小・中学校での平和学習につきましては、それぞれの発達段階に応じた講話や書籍、映像資料などを活用しながら、児童・生徒が主体的に学び、平和の尊さについて深く考える場となるよう努めております。特に近年では、議員おっしゃるように、戦争の記憶を直接語り継いでこられた体験者の方々が年々少なくなっているということもありまして、三重県が提供しております戦争体験者のインタビュー動画など、デジタル教材も活用しております。

今年度、小学校では、低学年においては「戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の尊さ」を伝える絵本の読み聞かせを行い、また高学年においては広島における子どもたちの尊い日常と、原爆が一瞬にしてそれを奪い去った悲劇を描いた映像作品や外部講師として紛争地区で取材をされている方の話を聞きまして、改めて平和について考える場となっております。

中学校におきましては、外部講師を招きまして、四日市市に投下をされました模擬原爆「パンプキン」が多くの命や日常を奪ったことについてのお話を聞きました。講話の後は「二度と戦争による悲劇を起こさないために、私たちはどうすればよいのか」というテーマで、グループごとに意見交換を行いまして、平和への決意を新たにする場となっております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　小・中学生に向けての平和の学習会を継続されている、これは高く評価をしたいと思うんですけれども、児童・生徒が戦争や平和につ

いて考える機会、これをもっと増やしていくことが大事だと私は考えております。

学習する機会や考える機会を今後充実させていく、そのお考えがありますでしょうか。その考えがあるようでしたらば、どのような取組を考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（辻井　成人）　学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬　基司）　平和について考える機会は、学校教育の場だけでなく、地域でも増やしていくことが重要であると考えております。今後の学習機会や考える機会の充実につきましては、これまで進めてまいりました学校教育における系統的な学習をさらに深めていくとともに、転輪寺をはじめとする地域の皆様や各種団体との連携をさらに強め、子どもたちが地域の中でも平和の尊さを考える場づくりに向けて、どのような取組が効果的であるのか、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　答弁にもありましたが、やはり子どもたちだけではなく、地域全体で考えていく、これ本当、大変重要なことだと私も考えます。

続きまして、次の質問として、明和町としての平和啓発についてお伺いをいたします。

本町議会におきましては、これまで「非核三原則の堅持を求める意見書」、これが全会一致で採択されるなど、議員それぞれの考え方や立場、党派の垣根を越えて核兵器廃絶と世界の恒久平和に向けた明確な意思を示してまいりました。私自身も町民の命と安全を守る立場から、この決定に強く賛同してきた一人でございます。

初めにも申し上げましたが、核兵器をめぐる国際情勢が緊張する今だからこそ、この議会で示した意思を風化させることなく、明和町としても平和への願いを具体的な行動として発信し続けることがとても大事だと考えております。

そこでお伺いします。

現在、明和町が行っている平和啓発の取組についてお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（朝倉　正浩）　町では、本年度は７月30日から８月17日になっていまして、中央公民館で原爆展を開催いたしまして、原爆の悲惨さなどを訴えてきました。

来場者の意見としましては「原爆展を見て泣けてきました。絶対に戦争はしてほしくない」といった意見や「原爆はよくないが、それにつながる戦争の根本的原因を解決することが大切」など貴重な意見をいただいているところでございます。

また、役場庁舎におきましては、８月６日の広島、９日の長崎、そして15日の終戦記念日頃に黙禱をささげる取組も継続して行い、平和に対する意識高揚を図っております。

こういったように、小さくても取組を重ねることにより、継続した平和啓発の一環として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ただいま答弁いただきました中央公民館で行われておりました原爆展、今年も私、拝見をさせていただきました。そして、皆さんの私が行った時点でのコメント、これも読まさせていただきました。原爆の悲惨さを改めて思う機会として、この展示、今後も継続していただきたいと考えます。

あわせまして、多くの皆さんが平和について考える機会を広げるための取組を進めていただきたいんですけれども、平和資料の展示や市民団体との連携、こちらを進めるお考えはあるでしょうか。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（朝倉　正浩）　昨年９月の一般質問でも答弁で一部お答えしたこと

もあるんですが、９月の国際平和デーに合わせた平和メッセージの発信につきましても、本年度から新たに取組を実施しております。

具体的には、役場１階入り口付近並びにイオンモール明和店のサイネージを活用いたしまして、今年のテーマである「平和に投資しよう。すべての人のために、どこにでも、毎日」という言葉や平和の尊さを訴えるメッセージを発信しております。

あわせて、明和町公式ＬＩＮＥを活用した国際平和デーの周知を行うなど、本年度から取り組んでいるところでございます。

また、先ほどもありました８月９日の明星地内での取組などのほか、町内でも様々な活動が行われているというふうに考えております。

こういった国際情勢が大変厳しいときだからこそ、この平和の大切さといったものが再認識されなければならないと考えておりまして、様々な機会を通じて、平和資料の展示や取組の推進に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　ただいま答弁していただきました。

それとあわせまして次の質問になるんですけども、議会での意見書採択の趣旨、また平和首長会議などの取組を踏まえて、自治体として核兵器廃絶や平和へのメッセージを今後どのように発信していくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（朝倉　正浩）　国際的な平和の記念日における町民との平和を考える取組につきましては、明和町は「非核平和の町」を掲げ、核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めており、広報紙やＳＮＳ等を通じて、町民の皆様に平和の重要性を再認識していただく機会であるというふうに考えております。

町全体で平和を、意識を高められることができるよう、今後も広報活動においても啓発メッセージ等の発信を継続して計画していきたいというふうに考え

ております。

○議長（辻井　成人）　田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　答弁いただきました。

ぜひとも積極的な啓発活動を行っていただきたいと思います。

続いて、次の質問なんですけれども、若い世代への継承についてお伺いします。

平和を守るためには、戦争を知らない世代、私自身も若くはありませんが、戦争を知らない世代です。そういう世代がこのような65歳、70歳になってくるような年齢となっております。戦争を知らない世代が自分自身の問題として、平和について考えること、これが重要だと考えております。

そこでお伺いします。

過去には中学生の代表が広島・長崎を訪問するという機会もありました。残念ながら現在は行われておりませんが、平和について学ぶ機会を広げるという観点から、訪問の再開、またオンライン交流会などの充実など、次世代を担う子どもたちへの取組を広げていく、そのような考えはあるんでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井　成人）　学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬　基司）　中学生が広島・長崎を訪問することにつきましては、貴重な学びの機会であると認識をしております。しかし、近年の事業実施に向けた諸条件や財政面、学校カリキュラムへの影響など、総合的に考慮しますと、現時点において訪問事業を再開することは難しい状況にございます。

一方で、戦争の記憶を風化させず、平和について自らの問題として考える機会を広げていくことは極めて重要であると考えております。そのため、今後は現地へ赴く形に代わる取組として、議員おっしゃるようなオンラインを活用した被爆地との交流会やデジタル教材・映像資料を活用した主体的な学習の充実をしていくなど、子どもたちが身近な環境から平和について深く学べる手法について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　やはり現場に行って、我が身を持って体験するというのはものすごい鮮烈なものです。私も一度広島に出向いて、広島の地元の知人にある場所へ連れていかれて、田邊さん、ちょっと上を見て、空を見てと言って空を見上げました。ここに原爆が落ちてきたんですよと言われたときに、体がぞぞっとしたんです。そういう体験というのは本当に貴重なことですので、できたら多くの皆さんにそういう経験をしていただきたいと思うんですけれども、なかなか現実的に難しい。そういう部分は今いろいろな情報技術、情報そういうのが発達しておりますので、そういう体験で広く広げていくということも大切だと思いますので、あらゆる方法でいろいろなことを伝承、広げていっていただきたいなと、そういうふうに思っております。

そこで、平和の問題について、最後に町長にお伺いをしたいと思います。

災害への備えも平和行政も、その根底にあるのは「かけがえのない命を守る」ということです。国内の多くの自治体では、当初予算に平和予算（平和推進事業費）こちらを計上して、行政主導の事業だけではなく、草の根の平和運動や市民活動とも調和した平和啓発、こちらが展開をされております。

明和町におきましても、来年度以降の当初予算において、具体的な平和事業予算を確保し、これは市民団体との連携を含め施策を強く推進していくお考えがあるのかどうか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　議員のおっしゃるとおり、災害への備えやそれから平和への取組、その根底にあるのはやはり町民の皆様のかけがえのない命と暮らしを守ることであるというふうに考えております。平和で安心して暮らせる社会、私たちの生活の基盤であり、次の世代へ引き継いでいかなければならない大切なものであります。

平和に関する予算につきましては、昨年度に引き続きご提案をいただいてお

りますが、町民の皆様に広く平和について考えていただけるような取組について、新年度の予算編成の中で協議してまいりたいと考えております。

先ほども答弁でもありましたように、本町におきまして国際平和の日に合わせた取組を新たに開始したところであります。まずは、できるところから一つ一つ取組を進めてまいりたいと思います。

平和への取組は、行政だけで進めるものではなく、町民の皆様や地域で活動されている団体など様々な方々の思いや活動が重なり合うことで、地域全体で平和を守る、平和を大切にするとの意識につながっていくものであると考えております。

こうした皆様の自主的な活動も大切にしながら、行政としてどのような連携や支援ができるのかについても考えてまいりたいと思います。

今後も町民の皆様お一人お一人が平和の大切さを考え、次の世代へつないでいくことができるよう、平和で安全に暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

田邊議員。

○２番（田邊　ひとみ）　町長からの答弁ありがとうございます。

町長のおっしゃるとおり、平和活動であったり、命を守るということは押しつけられるものではなく、自分たち一人一人が自主的にしっかりと考えていく、そういう部分はかなり大きなウエートを占めるんではないかと、私も考えております。そういう部分ではしっかりとこれからも行政と住民が力を合わせながら進めていけるようなそういう形、これを私は強く求めていきたいと思います。

本日は防災、交通安全、平和推進事業について質問を行いました。戦争の悲惨さを語り継ぎ、平和学習を進めることは、命の尊さを知る原点でございます。そして、その平和な日常をいかに守るか、それを実践することが防災や交通安全への取組へもつながると考えております。

災害への備え、平和への取組、これは理念だけで終わらせることなく、具体

的に形にしていくこと、これが求められております。命を守りたいと願う町民の皆さんの切実な声に応え、実効性のある防災対策、交通安全対策を推進していただきたく考えております。

また、計画的な平和事業の予算化に向けて速やかに取り組んでいただきたい、このことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井　成人）　以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

３番　北岡　泰　議員

○議長（辻井　成人）　２番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「子どもの健康を守る安心・安全の町づくり」と「企業・地域・行政が連携した外国人材活用支援体制の構築に向けた具体的な取り組みを求める」の２点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（３番　北岡　泰議員　登壇）

○３番（北岡　泰）　議長より登壇のお許しをいただきましたので、早速質問させていただきたいと思います。

今期、私７期目でございますが、７期目最後の一般質問となりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず１点目、子どもの健康を守り安心・安全の町づくりの第１点目でございます。

明和町には、義務教育期間及び就学前を含め約2,600人の子どもたちがおみえになります。また、18歳成人までと考えますと、約3,200人以上のお子さん方がおみえになります。その子どもたちの健康を守る施策をしっかりと打ち出せるかどうかが、お子さんたちの未来に大きく影響を与えると私は思っており、今回４点の質問をさせていただきます。

まず、第１点目が安心して子育てができる産婦人科・小児科オンライン相談サービスの活用を求めたいと思います。

これまでも地域住民の方々より産婦人科・小児科病院がないことや産後鬱や子育ての孤立、発達などの医学的視点からの相談、24時間の相談窓口の設置などご要望をいただいております。その対応は難しいのが現状であると思いますが、そこで今回、私は産婦人科・小児科オンライン相談サービスというのを紹介させていただくことにしました。

見ていただくと分かるんですけれども、これは365日24時間どこにいても簡単に産婦人科医・小児科医・助産師とつながり、全国現在249自治体の導入実績があるとのことでございます。近隣では多気町、大台町があり、導入告知が簡単、またこども家庭庁利用支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）に対する補助金が適用可能なもので、多言語対応や音声読み上げなどの拡張機能も備えているものです。子どもたちの健康を守り、保護者の皆さん方の不安を少しでも和らげるため、早期の導入に向けた下村町長のお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　北岡議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村　由美子）　北岡議員から産婦人科・小児科オンライン相談サービスの活用についてのご質問をいただきました。ご提案いただいたオンライン相談サービスについて、本町の今後の対応についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、議員がご指摘いただいたとおり、本町には産婦人科の医療機関がなく、小児科専門の診療機関も限られている中、妊娠・出産や子育てに関する不安にどのように寄り添い、必要な支援につなげていくかは、本町にとって重要な課題であると認識しております。

妊娠・出産や子育ての中では、子どもの急な体調変化をはじめ産後の心身の

不調や子育てへの不安、発達に関する悩みなど、専門的な助言を必要とする場面も多くございます。

ご提案いただいたオンライン相談サービスは、大変興味深い取組だと考えております。24時間365日どこにいてもスマートフォン一つで専門家に直接相談できるものであり、妊産婦や子育て家庭の不安を軽減するとともに、地域の医療相談体制を補完する選択肢の一つであると認識しています。

また、三重県内においても、いなべ市、名張市、東員町、多気町、大台町といった複数の自治体で既に導入されており、こども家庭庁の補助金の活用が可能とされていることも、導入を検討する上での利点であると考えております。

一方で、本町では、こども課による「おめでとうコール」をはじめ、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援に力を入れてきたところです。既存の相談支援体制と今回ご提案いただいたオンライン相談サービスをどのように組合せ、相乗効果を生み出していくかということも重要な検討課題だと考えております。

今後の対応といたしましては、本町における妊産婦や子育て世代のニーズの状況を把握した上で、県内の導入自治体に対しましても、導入に至った経緯、利用者の反応、導入による効果、そして課題などについて詳しくお聞かせいただく中で、費用対効果や既存の相談支援との役割分担も含め本町における導入の可能性について検討してまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　ぜひ前向きに検討していただけたらなというふうに思っております。

今回紹介をさせていただきましたシステム、無料の試行期間というのもあるというふうにその企業さんは言ってみえましたので、ぜひ早急に連携を取っていただきまして、まず試験活用、そして試験活用をすることによって子育て中のお母さん方の逆にご意見もどんどんいただけるかなというふうに思いますの

で、皆さんが少しでも早く安心して子育て、また妊娠期間を過ごしていただけるようしっかりと取り組んでいただくことを要望して次の質問に移らさせていただきます。

次に、子どもの歯を虫歯から守るために、小学校におけるフッ化物洗口推進を求めさせていただきたいと思います。

このフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について、既に令和４年12月28日付で厚生労働省医政局長・健康局長から各都道府県知事宛てに通知をされており、フッ化物洗口を含むフッ化物応用は、齲蝕、虫歯ですね、の予防に関する目標を達成するため有効な手段であるというふうにされております。

その上で、このフッ化物洗口マニュアル、これは2022年度版でございますが、このマニュアルを含む研究報告書がまとめられ、その報告書を踏まえまして、フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方がまとめられています。

この厚生労働省の通知を踏まえ、直後の令和５年１月６日付で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課等宛てに「学校における集団フッ化物洗口について」の事務連絡が通知されているところでございます。

この事務連絡は、厚生労働省の考え方をお知らせするとともに、その実施の際には、１、安全性を確保し、適切な方法で実施すること。２、関係者間での適切な役割分担を検討すること。３、教職員の負担軽減に配慮することなどを留意事項として挙げられています。

したがって、行政側では、フッ化物洗口の有効性は認めつつも、地方自治体の学校の現場においては、教職員の負担軽減等に配慮する、との観点から、地域によっても取組にばらつきがあるのが現状だというふうにうたっております。

三重県で、まず平成30年の実態では、保育所等が102施設、23.9％。認定こども園12施設、35.3％。幼稚園31施設、16％。小学校14施設、3.7％。中学校特別支援学校はゼロ施設、ゼロ％となっており、児童数に対しては３％程度しか実施されていないのが現状でございます。

これに対しまして、秋田、新潟、佐賀、長崎、熊本、宮崎県などは50から70％以上の実施率でございます。明和町においても歯と口腔の健康づくり推進条例案に基づいて、就学前の児童に対しましてフッ化物洗口を実施していただいておりますが、明和町における学校現場の現状と課題につきまして教育現場をよくご存じの教育長よりお示しをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　教育長。

○教育長（森井　義和）　ご質問にお答えいたします。

学校現場での実施に当たっては、先ほど議員もおっしゃられたように、文科省より通知で三つの留意事項が示されております。一つ目が安全性の確保と適切な実施方法、二つ目が関係者間での適切な役割分担、三つ目が教職員の負担軽減への配慮など、クリアすべき留意点がございます。

実施に向けた関係機関との連携や教職員の負担に対する懸念など、様々な課題が存在していると捉えております。

こうした中、本町といたしましては、子どもたちの虫歯予防と健康づくりの一層の推進を図るため、小学校におきまして令和９年度から導入に向けた準備を進めているところでございます。

導入に当たっては、何よりも教職員の負担軽減、現場への配慮が不可欠であると考えております。そのため、昨年度、町内の学校を回り、現場の教職員からの聞き取りを実施いたしました。その声を踏まえ、今年度より実施マニュアルの作成、管理職を対象とした研修、教職員への説明、そして保護者への周知など、具体的なスケジュールを組んで、段階的に準備を進めているところです。

学校歯科医師会をはじめとする関係機関とも綿密に連携し、安全かつ円滑に実施できる体制づくりを整えながら、子どもたちの健やかな歯と口腔の健康づくりに向けて着実に歩みを進めております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　来年度から実施をしっかりと検討していただいているということで、少し安心をいたしました。

ただ、この明和町の歯と口腔の健康推進条例を見ますと、これ制定されたのが平成26年であります。それから12年間経過して、ようやく小学校で実施をしようということになってきておりますが、この12年間の間、もし小学校のお子さん方にフッ化物洗口をしていただいたら、もしかするともう少し子どもさんに対する医療費が軽減されておったかも分からないね。そこら辺は反省をしていただいて、しっかりと取組を推進していただいて、できましたら小学生だけじゃなくて、中学校までぜひ広げていただきまして、お子さん方の歯を守る、こういう実践を推進していただければというふうに思いますので、これも一つ要望としておきます。またしっかりと見させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次にいきます。

３点目、こども園における会計年度保育士の待遇改善を求めたいと思います。

ここら辺は、安心してお子さんを預けられる施設があるということは、子育て中の保護者の皆さん方にとって大変ありがたいことであるとともに、まだまだ待機児童の解消ができない現状になっている保護者の皆さん方の声も私の耳のほうに入っております。

明和町の保育状況を考えると、多くの会計年度職員の方々に支えられているというふうに私は考えておりますし、これからも全ての保育を正規の職員で賄えないのは、これはもう財政的にも当然のことであると思います。

そこで伺います。

現状における正規職員と会計年度職員の人数及び年齢分布、またお子さんの出生数を勘案した将来的な正規職員・会計年度職員の確保計画、また周辺自治体との給与単価及び有給休暇など処遇比較表、人事院勧告における正規職員のベースアップがありますが、これに対して会計年度職員さんたちの給与はベースアップされているのか、そういう比較を少しお示しいただいて、説明をいた

だけるとありがたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（辻井　成人）　こども課長。

○こども課長（家城　和司）　議員ご指摘のとおり、本町のこども園の運営は、多くの会計年度任用職員の皆様に支えられており、その処遇改善は保育の質の維持と安定的な人材確保のための重要な課題であると認識しております。

まず、現状におけます正規職員と会計年度任用職員の人数及び年齢分布にございます。モニターをご覧ください。

令和８年４月１日時点のこども園の職員体制は、表１、上段になりますが、のとおりでございます。正規職員は46人で、このうち20代から40代、ここが約87％を占めており、比較的若い世代で構成されております。一方、会計年度任用職員は64人、このうち50代以上が75％を占めており、年齢層が高い傾向になっております。特に会計年度任用職員の20代職員、ここがゼロという点は、今後の若年層の職員の確保が課題であるということを示しております。

次に、出生数を勘案いたしました将来的な職員確保計画についてでございます。表２をご覧ください。

令和３年度以降、出生数の減少が続いておりましたが、令和７年度にようやく増加に転じ、123人となったところでございます。しかしながら、令和３年度の167人と比較いたしますと、依然として約26％の減少となっており、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

また、表３のほうに移っていただきまして、こども園の利用人数につきましても、令和３年度の909人から令和７年度には833人へと減少しております。将来的な職員確保計画につきましては、職員の退職見込みや育児休暇等も踏まえ、こうした推移や第３期明和町子ども・子育て支援事業計画及び国の保育士配置基準に基づき、適切に職員体制を整えていく考えでございます。

次に、周辺市町との給与単価及び有給休暇などの処遇比較についてでございます。表４をご覧ください。

会計年度任用職員の基本給を比較いたしますと、本町は月額19万7,806円で

多気町は94円、大台町は２万5,839円、本町を上回っており、玉城町が同水準で、伊勢市は２万2,645円、松阪市は３万1,794円、本町を上回っている状況でございます。

また、表の５に移っていただきまして、有給休暇の付与日数につきましては、本町を含む４町と伊勢市は継続勤務年度に応じて段階的に付与しており、松阪市は任用２年目以降20日となっております。各市町の保育状況や財政状況が異なることに加え様々な運用状況も異なることから、単純な比較検討が困難という状況にございます。しかしながら、保育の質の維持と安定的な人材確保の観点から、引き続き周辺市町の処遇状況を注視してまいりたいと考えております。

最後に、人事院勧告による正規職員のベースアップの比較についてお答えいたします。

本町の会計年度任用職員の報酬につきましては、正規職員に適用する給与表を基礎として、職種や職務内容、経験年数等を考慮し、決定しているところでございます。正規職員の給与表を人事院勧告等に基づき改定した際には、会計年度任用職員の報酬につきましても、その改定内容を反映しており、給与表の改定率という点では、正規職員と同様のベースアップとなっております。ただし、任用形態や勤務時間、昇給の仕組み等が異なるほか、期末・勤勉手当の支給月数や算定方法に違いがあることから、一定の差が生じている状況でございます。

会計年度任用職員の処遇改善は重要な課題であると認識しております。今後も国の制度改正や近隣市町の状況、本町の財政状況等を総合的に勘案いたしまして、会計年度任用職員全体のバランスを踏まえながら人事部局と十分に連携して、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　しっかりこれだけ比較表を出していただきましてありがとうございます。

やはり明和町は今でも宅地開発が進んで、新しいおうちをどんどん建てていただいております。家を建てるということは若い方々が住んでいただくということになっております。やはりお子さんのいるこども園、急激に縮小するわけでもございませんし、お子さんの数が減るわけでもないというふうに思いますので、せっかく表４を出していただきました。周辺の町と話合いをしてこんな単価を決めておるのかどうか分かりませんけれども、大台町さんと同じように市の単価とやっぱりきちんと給与の金額はそろえていただいて、青い鳥症候群、介護施設でもよくあるんですけれども、ちょっとした値段、給与がいいなとか、待遇がいいなといって、青い鳥症候群で横へ飛んでしまうという。結局移ったけれども、自分と合わんので、また違うところに移っていく、こういう状況が非常にあります。

こども園の保育士さんもやはりそういう意味では、あると思いますので、心が揺らがないように、隣の市とほとんど給与は変わりませんよと。待遇もこうやって出していただいて、有休等しっかりとやっていますよということを示していただくと、その中でしっかり頑張っていただこうという話になると思いますので、これからもしっかり取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

もう１点が先ほど年齢表を出していただきました。やはり正規の職員さんは若い職員さんが多いです。現場を見ておると、経験を積んできた会計年度職員さんとの差がやっぱりちょっとあって、もうちょっとこういうところに気がつけばいいのにな、もうちょっとこういうふうにしたらいいのになと。やっぱり子育てをしてきたかもしれませんけれども、そういう意味で長年経験をしてきた経験というのがそれを伝えるという、もっと若い保育士さんにですね。そこら辺がちゃんとできているのかなと。

また、学校の先生もそうですけれども、個人経営者みたいなところがございまして、なかなか周りの意見を聞かないという話がありますけれども、保育士さんもよく似ていて、やっぱり自分の経験が第一優先になってくるというとこ

ろがございます。そこら辺をもっと皆さんが経験豊富な方々の意見も聞き入れながら、若い人たちが成長して、お子さん方の健康や発育にしっかりと取り組んでいただけるような体制を取っていただければなというふうに私は思う次第でございます。

こども課長、様々に課題を与えましたけれども、ぜひ取り組んでいただければなというふうに思っておりますので、もしございましたら一言。

○議長（辻井　成人）　こども課長。

○こども課長（家城　和司）　すみません。全体的な考え方ということで、特に処遇、近隣市町との部分がございますが、玉城町とは同水準でございますが、やはり近隣と比べて少し低いということがございます。これにつきましては保育の状況とか、体制も少し違うということもございますので、その辺は引き続き注視していきたいと考えておりますし、特に正規職員の若い職員が多くて、会計年度さんとちょっとバランスが全く逆転しているという状況でございますが、その辺につきましても、実際職員さん方との、これから正規職員、会計年度任用職員さんとの面談の期間も十分取らさせていただいておりますので、その辺でご意見とか、いろいろな保育の状況も聞かさせていただきながら、総合的に職員の配置を含めまして、今後検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　給与のことを課長に聞いてもいかんと思いました。町長、いかがでしょうか、町長もこれ見ていただいて、これだけ待遇差があると。これ給与をしっかり保証していかないかんというふうに僕は思うんですけれども、町長さん、お金がないというのをいつも答弁で真っ先に言われますので、それはちょっと口を封じていただいて、答弁いただきたいと思います。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　近隣、特に明和町の両端になりますが、松阪市さんと

伊勢市さんと比べて差があるということが今分かったんですけれども、やはり実際、子どもたちの健全な保育やったりとか、見守りとか、そういうふうなことをやっていただいている、その対応というか、質とかそういうことも含めて、それに見合うような賃金を与えていくというのは必要なことだと思っています。

今、課長も申し上げましたが、内容はどういうふうな内容なのか、全く同じような内容なのかどうかというところもちょっとそこは調べさせていただいて、一緒のような内容であれば、やはり検討していくべきことであるかなというふうに思っております。

○議長（辻井　成人）　北岡議員。

○３番（北岡　泰）　あと、表１を出していただきまして、正規職員さん50代が５人と、急激に人が辞められたのかなと思ってしまうぐらい分布が悪いような気がいたします。ここら辺もぜひ正規職員さんが早期退職されない前に、体の問題もあって辞められる方も、ご家庭のことがあって辞められる方もあるかも分かりませんけれども、ぜひそういうことがあっても、逆に言えば会計年度職員さんの単価をある程度給与を保証して戻ってきてもらえるようなそういうこども園、そういうお子さんを面倒見てもらえるような職員体制というのをつくっていただけたらなというふうに思いますので、これは要望として置いておきますので、お願いいたします。

次、４点目、医療的ケア児支援法の改正を踏まえた切れ目のない地域支援体制の構築についてお伺いをいたします。

本年７月24日、与野党全会一致で成立した改正支援法により、支援対象が、「18歳以上の医療的ケア者」や「重症心身障害児・者」へ拡大されました。令和９年４月の施行に向けて体制整備がスタートしたところでございます。

これまでに、当事者やご家族が置かれていた支援環境には、居住地域による大きな格差が存在し、深刻な課題となってまいりました。今回の法改正では、私ども公明党の強い提案により、「地域格差の是正」が明確に規定されたところでございます。

医療、福祉、教育、保健、就労、防災などを包括的につなぐハブとして、「医療的ケア児等支援センター」の機能強化や連携体制の拡充は一刻の猶予も許されません。

そこで、明和町におかれましても、令和９年４月の改正法施行を見据え、都道府県が設置する医療的ケア児等支援センターや近隣自治体、関係機関との連携を強化し、明和町における支援の受皿拡充と地域格差の解消を図るべきだと考えますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（辻井　成人）　こども課長。

○こども課長（家城　和司）　議員ご質問の医療的ケア児支援法の改正を踏まえた地域支援体制の構築についてお答えいたします。

本年７月24日に成立いたしました改正法は、令和９年４月１日の施行に向け、現在、その内容を確認しているところでございます。

今回の改正では、おっしゃられましたとおり、支援の対象が18歳以上の医療的ケアを必要とされる方及び重症心身障害児・者に拡大されますとともに、地域間の格差を是正するための必要な措置を講ずる旨が、新たに規定されたところでございます。

本町では、日常的に医療的ケアを必要とされるお子さん及び重症心身障害のある方につきまして、本町に住民票を有する方を把握しており、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づきまして、福祉と医療の各サービスを組み合わせて支援を行っております。

また、当町には、三重県医療的ケア児・者相談支援センターの支部が置かれ、県南部の４圏域を担当し、医療的ケア児・者やその支援に当たる者への助言を担っております。県内でも数少ない専門機関が町内にありますことは、心強い環境であると考えております。

あわせて、松阪市以南の16市町等で構成されます三重県南部医療的ケア地域支援連携会議、通称「みえる輪ネット」に参画することで、支援体制を協議する場を確保いたしております。

もっとも、本町の規模で必要な全てのサービスを町内で確保することは困難でございます。このため、県が設置いたします医療的ケア児等支援センターとの連携を強化し、改正法に基づく支援地域協議会が県において設置された場合には、これに積極的に参画してまいります。

あわせて、松阪地域の関係市町、圏域自立支援協議会、相談支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、特別支援学校等との連携を強化してまいります。

また、本町では令和７年４月から「こども家庭センター」をこども課内に設置し、保健福祉の専門職を配置しております。この体制の下で、支援の受皿の拡充と地域格差の解消に向け、誰一人取り残さない支援体制の構築に努めてまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　これまでも様々に明和町は取り組んでいただいているのをよく分かっておるのでございますが、次にこの検討をしていくということでございます。令和９年４月の施行までに残された時間は僅かでございます。庁内で福祉、教育、保健による横断的な協議会やプロジェクトチームを早期に立ち上げ、施行までの具体的なロードマップを作成するべきではないでしょうか。

また、地域格差を是正するためには、まず明和町内に医療的ケアを必要とする当事者や家族が何人いて、どのような課題を抱えているかという実態把握が不可欠であると考えます。施行前に当事者アンケートやニーズ調査を実施するお考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（辻井　成人）　こども課長。

○こども課長（家城　和司）　ご指摘のとおり、施行まで残された時間は限られております。

このことから、協議の場につきましては、現在、明和町地域自立支援協議会がございます。ここのこども部会を活用いたしまして、その機能を持たせて協

議してまいりたいと考えております。

また、ロードマップにつきましては、国から政令及び基本指針が示され次第、今年度中に課題の整理と県との役割分担の確認を行い、令和９年度当初から取組に着手できるよう準備を進めてまいります。

また、実態の把握でございますが、対象となる方が限られており、状況もお一人お一人大きく異なりますことから、アンケート調査による把握は困難であるというふうに考えております。

そのため、相談支援専門員、訪問看護ステーション、学校及び保健師の訪問等を通じまして、寄り添ったような形でご本人とご家族が何にお困りであるかを個別にお聞きし、記録として積み上げてまいりたいと、このように感じております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　これまで医療的ケア児とそのご家族というのは、高校卒業や18歳という年齢を境に、利用できるサービスが激減し、社会から孤立してしまう、いわゆる「18歳の壁」に直面をしてまいりました。

この課題に対して改正法では、18歳以降においても切れ目のない医療や就労支援のみならず、「住居の確保」や「生涯学習の推進」に至るまで、当事者の豊かな地域生活を支える施策が新設をされたところでございます。

当事者が成人後も住み慣れた地域で安心して生活を続けられるためには、学校在学中の早い段階から、教育、医療（小児科から成人診療科への移行）、障害福祉、就労支援機関が一体となり、個別の移行支援計画を作成・共有していくことが不可欠であると考えます。

そこで、明和町においても、18歳以降を見据えた相談支援や就労・日中活動の場の確保、移行期医療の円滑化、住居や生涯学習の機会確保など、一体的に推進し、「18歳の壁」を解消する体制を整えるべきだと考えますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（辻井　成人）　福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦　満）　いわゆる「18歳の壁」の解消に向け、成人期以降も医療、福祉、住まい、生涯学習に至るまで、支援を途切れなくする体制づくりにつきましては、本町においても重要な課題と認識しております。

障がいのある子どもへの支援に当たっては、これまでも特別支援学校の「個別の教育支援計画」、相談支援専門員の「サービス等利用計画」の円滑な接続を図るとともに、ご本人と保護者の意向を前提に、教育、医療、福祉、就労支援の関係者が集まる個別のケース会議を随時開催いたしまして、緊密な情報共有と移行期における必要な調整を行ってきたところでございます。

また、ご指摘の「住居の確保」につきましては、グループホーム等の受入れ環境の整備に向けたこれまでの支援を踏まえつつ、成人期の多様な暮らしを支える基盤づくりを意識してまいりたいと考えます。

さらに、「生涯学習の機会の確保」につきましては、社会教育課などと庁内連携を強め、地域の中での学びや社会参加の場に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

引き続き、法改正の趣旨や動向を踏まえつつ、相談支援体制の充実や関係機関とのネットワークをさらに強め、総合的な地域支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。

○議長（辻井　成人）　北岡議員。

○３番（北岡　泰）　ぜひ、様々な体制をお願いしたいと思います。

また、情報共有にとどまらず、15歳（中学校卒業）や18歳（高校卒業）を迎える前から、本人や保護者の意向を盛り込んだ個別移行支援計画を策定し、成人前の就労・日中活動・医療の引き継ぎを組織的に行う仕組みを導入できるかどうか、お伺いをしたいと思います。

また、医療的ケアに対応できる生活介護事業所やグループホームが不足をしており、自宅に引き籠もらざるを得ないケースがあると思います。医療的ケア対応事業所への報酬加算の周知や、事業者参入に向けた明和町独自の補助制度

を検討するべきだというふうに思いますが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（辻井　成人）　福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦　満）　議員ご指摘の15歳や18歳を迎える前からの早期からの移行支援や、ご本人・保護者の意向を反映した計画的な引き継ぎの仕組みにつきましては、現在も「個別の教育支援計画」や「サービス等利用計画」の接続、個別のケース会議等を通じて、切れ目のない支援に努めているところでございます。

その上で、より組織的かつ総合的な移行支援の在り方について、今後の相談支援体制の中でさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、医療的ケアに対応する生活介護事業所やグループホームの確保及び財政支援でございますが、生活介護事業所やグループホーム等につきましては、県が指定する広域的な事業であるため、町内外にかかわらず、利用が可能な制度となっておりますが、本町におきまして医療的ケア等に対応できる社会資源の充実は重要な課題と認識しております。

報酬につきましては、障害福祉サービス等の報酬において医療的ケアに関する加算等が設けられておりまして、令和９年度にも報酬改定がなされると見込んでございます。引き続き、県と連携し、町内及び圏域の事業所に対して、加算の内容と算定要件の丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

また、町独自の財政支援におきましては、全ての事業所への網羅的な支援には至っておりませんけども、グループホームの新規開設に対する初期費用、人件費の補助を行っております。今年度中にも新たなグループホームが新設される予定でございまして、町内のニーズを見極め、県の既存の補助制度等も合わせ、圏域内での事業所確保に向けた支援に努めてまいります。

なお、医療的ケアに対応する事業所へのさらなる財政的支援の充実につきましては、本町単独の取組にとどまらず、県や国に対し、町村会などを通じて広く要望してまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　北岡議員。

○３番（北岡　泰）　様々に課題がありますので、担当課長に大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、改正法における最も重要な柱の一つが、ケアを担う「家族への支援充実」であります。

「全国医療的ケア児者支援協議会」の最新調査によれば、母親の約６割が１日10時間以上、長ければ24時間もの時間を医療的ケアや介護に費やしており、慢性的な睡眠不足とか心身の疲弊が限界に達しているとお聞きしております。ご家族は当事者を支える大切な「ケアラー」であり、ご家族の崩壊を防ぐ施策の充実は最優先課題であると考えます。

こうした実情を踏まえ、改正法には、家族の休息を確保する一時預かり（レスパイトケア）の拡充やきょうだい児への支援に加え、特に負担の大きい「在宅での夜間ケアを支える医療・福祉サービスの提供」が明確に盛り込まれました。

そこで、明和町においても、この医療的ケア児・者をご家族で支える在宅実態や過酷なケア状況を詳細に把握し、レスパイト枠の拡充や夜間ケアを支える訪問看護・介護体制の整備、またきょうだい支援など、「ケアラー支援」の視点に立った施策を大幅に強化するべきだと考えますが、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井　成人）　こども課長。

○こども課長（家城　和司）　ご家族が担っておられます負担につきましては、私どもも訪問等を通じて伺っており、とりわけ夜間に切実なお困り事を抱えておられるというご指摘は、そのとおりであると認識しております。

改正法では、居宅において夜間に受けることができる保健医療サービス及び福祉サービスの提供が明記されました。これを実効あるものとするためには、夜間対応が可能な訪問看護ステーションや重度訪問介護等の担い手の確保が前提となりますが、本町を含む地域におきまして、その体制は十分とは言えない

状況でございます。

町といたしましては、まず、夜間の支援を必要とされている方の人数と必要な支援の内容を把握いたします。ご家族の負担は人数だけでは分からないことから、保健師の訪問や相談支援専門員を通じ、一日のうちどの時間帯にどのような負担が生じているかまで、丁寧にお聞きしてまいります。

レスパイトにつきましては、短期入所の受入れ枠の確保が課題でございます。町内及び圏域内で受入れが可能な事業所をあらかじめ把握し、必要が生じた際に速やかにご案内できるよう整備してまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　丁寧に様々な取組をいただきたいというふうに思っております。

あわせて、家族の最大の悩みが、「夜間のたんの吸引や人工呼吸器管理による不眠」であるというふうに聞いております。

改正法に明記された「在宅での夜間ケア支援」を実現するため、夜間訪問介護の体制強化や、医療機関・福祉施設でのショートステイ（一時預かり）、専用床の確保に向けた緊急手当を行うべきではないかと考えます。

また、医療的ケア児・者の「きょうだい」が我慢を強いられ、ヤングケアラー化するケースも指摘をされております。レスパイト支援の際、きょうだいのケアやイベント支援、心理的相談枠を設けるなど、きょうだい支援にも光を当てるべきだというふうに考えますので、執行部のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井　成人）　こども課長。

○こども課長（家城　和司）　夜間訪問介護の体制強化につきましては、まず令和８年度内に、圏域の訪問看護ステーション及び居宅介護事業所に対し、夜間対応の実施状況と課題を確認いたします。その結果を踏まえ、みえる輪ネットの場におきまして、県南部に共通する課題として提起いたしますとともに、県

及び圏域の市町と連携いたしまして体制の整備を働きかけてまいります。地域として課題を共有した上で県に伝えるほうが、実現に向けて有効であると考えております。

ショートステイの専用床の確保につきましては、町単独では困難でございますが、県や児童相談所及び関係機関と連携しながら、対応策を検討してまいります。

また、きょうだい児への支援でございますが、議員おっしゃられるとおり、これまでは十分に光が当たってこなかった課題であると認識しております。

本町では、こども家庭センターにおきまして、ヤングケアラーを含むこどもの相談に応じますとともに、学校のスクールソーシャルワーカー等との連携により、ご家庭の状況の把握に努めております。

改正法におきまして、ご家族に対する支援が明記されましたことを踏まえ、今後は、医療的ケア児・者のおられるご家族を支援する際に、きょうだいの状況まで確認する運用としてまいります。その上で、レスパイトの利用時におけるきょうだいのお預かり、子どもの居場所との連携、必要に応じた心理的な相談につなぐ体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　ぜひ来年の施行に向けて、しっかりと体制整備していただきますよう、また皆さん方のご意見を伺いながら、どういうふうな新しい課題が生まれてくるか、検討していただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移っていきたいと思います。

企業・地域・行政が連携した外国人材活用支援体制の構築に向けた具体的な取組を求めさせていただきます。

伊勢市にある介護施設の評議委員を今させていただいておりますが、外国人材活用がずっと続いておりまして、だんだん拡大の状況にあるということを知ることがありました。少子高齢化社会であることを考えれば、当然のことであ

るというふうに思っております。

そこでお伺いをしたいと思います。

１、明和町内の外国人住民・労働者は増加傾向を示しているのか。また、年間を通じての増減はあるのか。まずそれをお伺いしたいと思います。

日本には2025年現在、在留外国人が約400万人、労働者人口は約257万人と言われており、社会の重要な一員となっております。人口減少社会においては、これからますますその傾向は続くと思われます。現在、三重県には全国で４番目に多い12.4万人、外国人率3.88％の方々が見えます。

そこでお伺いをします。

明和町内の外国人住民・労働者は、国別を含め、大体どれほどで、現在増加傾向を示しているか、また、年間を通じての増減はあるか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　まず、外国人住民の状況についてお答えいたします。

本町の外国人住民数は、令和４年末が238人、令和５年末が308人、令和６年末が296人、令和７年末が307人となっております。さらに、本町の今年度の８月１日現在で334人となっており、令和７年末から27人、約8.8％増加しているという状況になっております。

年ごとには増減があり、毎年一貫して増加しているわけではありませんが、令和４年末の238人と比較しますと96人増加していることから、中期的には増加傾向にあると、直近でも増加している状況にあると認識しております。

なお、令和７年末時点での外国人住民が町の人口に占める割合ですけれども、1.36％となっておりまして、三重県全体の平均が4.14％で、そこに比べると下回っておりまして、県内においては比較的低い水準となっております。

令和８年８月１日現在の国籍別では、ベトナムが76人、ミャンマーが63人、フィリピンが47人、インドネシアが46人、中国が40人などとなっております。

また、在留資格別では、特定技能が86人で、技能実習が91人となっておりまして、この二つで177人となっておりまして、外国人住民全体の約53％を占めているとなっております。

このことから本町においても、就労と関係の深い在留資格で生活されている外国人住民が相当数いることは把握してはおりますが、これらは明和町に住所がある外国人住民の数でありまして、町内の事業所で実際に働いている外国人労働者とイコールというわけではなく、明和町に居住しながら、町外の事業所さんで働いたり、またこの逆もありまして、町外から町内の事業所に働くということもありますので、そのまま町内の外国人労働者数とイコールということではございません。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　ある一定の数の外国の方々、就労関係でおみえになっていると分かりました。

国によって生活習慣が様々でございまして、生活ルールの違いにより住民トラブルや相談件数、現状はあるのか。これは、マスコミ等があちらこちらで問題があるよと言って投げかけておりますので、明和町の中でそういうことが起きているのかどうか、また、予防的な支援体制はきちんと整備されているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　外国人住民に関する相談については、各担当課がそれぞれの行政分野において対応しておりまして、「外国人に関する相談」というような区分で全庁的に一元集計していないため、相談件数としてはお示しできる数字というのがないのが現状でございます。

一方で、現時点で、生活習慣や生活ルールの違いを原因とする大きいトラブルが継続的に、あるいは頻繁に発生しているという状況は把握しておりません。

日常的な窓口での意思疎通については、企業側さんの付き添いの方とか、担

当者の協力を得ながら対応しておりまして、また、近年ではスマートフォンの翻訳機能が利用しやすくなっていることから、必要に応じて翻訳機能での対応をしております。

また、本町で特定技能や技能実習の在留資格を持つ外国人住民数が相当いますが、こうした在留資格については、企業や支援機関等による支援の仕組みも制度上設けられております。

例えば、１号特定技能外国人については、受入れ機関等に対して、生活オリエンテーション、居住の確保、社会保障や税などの公的手続の支援、日本語学習機会の提供などなど、10項目の支援が義務づけられているような状況です。

また、技能実習につきましても、実習の実施者や監理団体、外国人技能実習機構による監理や各種実習生の保護、相談の仕組みというのもあります。

さらに、専門的な相談については、三重県の「みえ外国人相談サポートセンター・ＭｉｅＣｏ」というのが、生活全般について11言語で相談を受けておりまして、弁護士とか臨床心理士とか、社会保険労務士などの専門的な相談も実施されております。

こうしたことから、本町で直ちに新たな専用的な相談窓口を設けて、町だけで担うというものではなくて、身近な行政相談については町で対応しながら、専門的な内容については国や県、また企業さんとか支援機関さんなどにつないでいくことが重要であると考えています。

外国人住民が比較的少ないものの、中期的には増加傾向という状況も踏まえまして、今後も必要な行政情報や生活ルールが適切に伝わるよう努めるとともに、関係機関との連携を図っていきたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　ハイスピードで答弁いただいてありがとうございます。

そういう意味では問題がないというふうに、行政は今、把握をされている状況ですけれども、私が話を聞いたら、やはりいろいろなアパートに住んでみえ

て、ごみ問題でやはり自治会の方々が、ちょっと問題やなというのが、少し発生しているのが現実でございます。そういうお声もあちらこちらで聞かせていただいて。分別ができていない、ただ、言葉が分からんし、いつ住んでおるか分からんし、いつ放っていたか分からんしということで、そういう意味で困っているんやという話は、ちょっとお伺いしたことがございますので、丁寧に把握をしていただきまして、こういう状況はどうなっているんだと、企業としっかりと連携を取っていくことが必要だと思います。

そこで、地域企業の「生活サポート体制」というのは、今報告があったように、万全にやっていただいているとは思いますが、やはりここら辺の行政による就労や生活環境の実態調査は、やっぱりしっかりと一度していただくほうが、トラブルが平穏に収まっていくような気がいたしますんですが、課長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　地域企業の生活サポートは万全かどうかであったりとか、その環境の実態調査という部分ですけれども、外国人労働者の生活支援については、在留資格によって制度や支援の内容が異なってまいります。

令和８年８月１日現在、先ほども言いましたとおり、外国人住民が334人のうち、特定技能と技能実習生を合わせて177人、全体の約53％を占めております。

一方で、把握できている内容というのは、あくまでも在留資格の居住者ということですので、それぞれの勤務先とか、企業ごとの支援であったりとか、その状況は様々でございますので、具体的なところまでは把握はできていないという状況でございます。

このため、町としても町内全ての企業さんのサポート体制について、「万全である」と一律に評価できる状況にはないんですけれども、制度上、外国人を受け入れる企業については一定の支援の責任が設けられております。そういっ

たことも踏まえまして、それぞれの企業さんが、その支援を実施されてはおるのですけれども、令和９年４月から現在の技能実習制度をそういう様々な課題に合わせて発展的に解消しまして、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度という運用が始まってきます。

本町でも現在、町内企業全体を対象とした外国人労働者の就労環境、住居、生活支援等について網羅的に実態調査を実施しているものではないですけれども、現時点で大きい生活の課題とかが、先ほどごみの話もありましたけれども、そういうのも頻繁に顕著化しているという状況というのが、なかなか届いていない状況でございましたので、直ちに大規模調査を実施しまして把握をしていくというよりも、日頃の企業さんとのつながりや意見交換の中で、外国人材の受入れ状況も確認しながら、それぞれの企業さんとか、そこで働く外国人の方とかの具体的な課題、ニーズを把握していくことが必要であると考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

国においては、外国人雇用管理助成金であったり、人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金などの制度がございます。三重県や明和町にはどのような助成金制度があるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　外国人雇用に関する支援についてですけれども、国では「人材確保等支援助成金・外国人労働者就労環境整備助成コース」などが設けられております。

三重県については、全ての外国人の雇用を一律に対象とするものではなく、分野の課題に応じた支援というのが行われておりまして、例えば令和８年度でいいますと、農業分野では一定の要件を満たす特定技能外国人の受入れに係る初期費用について、一人につき10万円以内で、１事業者２名までを対象とする

補助制度があると聞いております。

また、介護分野においては、外国人の介護人材を受け入れる施設等を対象として、外国人の介護職員とのコミュニケーション支援、介護福祉士資格の取得支援、住居の借り上げによる生活支援など、必要な経費の一部を補助する制度があると聞いております。

明和町においては、外国人雇用や生活支援だけを対象とした独自の制度というのは設けてはございませんが、一方で、事業の新設とか増設に対する「事業所設置奨励制度」という制度がありまして、一定の要件を満たす場合、本町に住所を有する新規雇用者の正職員一人につき25万円の奨励金を加算するという制度がございまして、この制度については、外国人雇用を目的としたものではございませんが、新規の雇用の常用従業員について国籍による区別というのを設けているものではございませんので、そういうものも活用できるのかなと考えております。

本町として、まず国や県の既存制度について、必要とする企業へ適切に情報を提供したり、活用いただくことを重要と考えておりまして、その上で、企業との意見交換を通じて、実際の具体的なニーズであったりとか、既存の制度では対応できないような明和町固有の課題が明らかになった場合には、必要な対応は検討していきたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　明和町においても、企業任せにしない、持続可能な外国人材の受入れ体制を地域としてどう受け入れていくのかという設計をしていくことが必要かなというふうに思います。

農業もだんだんと廃業しようかなと、やめていこうかなという方がどんどん増えてきましたので、かといって、担い手がもう今ぱんぱんで、人もおらんし大変やということでお聞きをしたこともございます。

そういう意味で、農業だけに限らず、介護であったり様々に、これからも人

口減少がもう分かっておりますので、そこへどう手当てを、2040年の高齢者のピークがやってくるまでに、介護関係というのはやはり外国の方々に助けていただかなあかんというのは、国の中でも分かっておりますので、そういう意味でも、この外国人材は来ていただいて、それを受け入れる体制づくりというのをしっかりとしていかないかんのやないかというふうに思いますが、町長さん、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　外国人材の受入れということについてですが、先ほども議員おっしゃったように、人口減少や少子高齢化が進む中で、町内の事業者にこのことを聞いたら、30人ぐらい雇用せなあかんのやわとは言われる事業者さんもおありになって、本当に業種によっては、人材確保は大きな課題となっております。

外国人の方の人材は、先ほどもおっしゃられたように、介護であるとか、農業、それから製造業をはじめ、地域の産業やサービスも支えてくれる人材として、今後さらに重要になっていくものと認識をしております。

本町でも、先ほどもありましたが、今年の８月１日現在、334人の外国人の住民の方が暮らしておられ、そのうち特定技能と技能実習の在留資格を持つ方が半数以上を占めておられるということです。

一方で、外国人の方を単に労働力として捉えるのではなく、地域で生活する住民の一人として、安心して、暮らし、働くことのできる環境を整えていくことも重要であると考えています。

外国人の人材の雇用や生活支援については、まず受入れされる企業や登録支援機関、監理団体等が制度上担うべき役割があると思います。行政としても、行政・生活情報の提供であるとか、相談への対応、そして専門機関への接続、企業や地域との橋渡しなど、地域で生活する上で必要となる役割があると考えています。

また、先ほどにもありましたが、令和９年４月から育成就労制度が始まるな

ど、外国人材の受入れを取り巻く制度も大きく変わろうとしております。

本町といたしまして、現時点で新たな大規模な組織や独自制度を設けることを前提とするのではなく、まず外国人住民の状況を継続して把握するとともに、町内企業さんとの意見交換だったり、国・県・労働局等の支援機関からの情報提供、それからＭｉｅＣｏ等の専門機関との連携など、既存の仕組みを有効に活用しながら、企業、地域、行政が必要な情報を共有し、それぞれの役割を担いながら支え合える体制づくりを進めていくことが必要ではないかなど考えています。

こうした取組を通じて、外国人の方にも明和町で安心して働き、生活していただける環境を整えることが、結果として地域産業の維持や人材の確保、持続可能なまちづくりにもつながっていくものと考えています。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

北岡議員。

○３番（北岡　泰）　ご答弁ありがとうございます。

今回、熊本で大きな地震がございました。熊本はたくさん外国の方々が働いてみえます。

ある町では大体３万人ぐらいの町ですけれども、防災リーダーという、外国から来ていただいている方の中から、それぞれ母国語が違いますので、先ほどご紹介いただいたように、中国であったり、ベトナムであったり、ミャンマーであったり、みんな母国語が違いますので、そういう方々を防災リーダーとして育てているというのが、よくＮＨＫのほうで今回の地震等を通してありました。

それから、そこへ住んでみえる方々、生活をしてみえるのですけれども、やっと災害支援とかに手が届き始めたのが、１週間ぐらいたって、いろんな支援だとか相談窓口が開かれた、みたいなＮＨＫで放送もございました。

やっぱりきちっと、先ほど町長さんが言われたように、住んでみえる方々が安心して暮らしていただける、そしてそこで働いていただける、そういうまち

づくりをしていくことによって、他のもともと住んでみえる人間も含めて、ここで、明和町に住んでよかったなという、安心して暮らせるまちだなというふうに思っていただけるような体制整備ができるのではないかなというふうに思っております。

ぜひ、防災課長、外国人材の中に防災リーダーというものを育てていただいて、もし万が一のときに役立てていただくような体制整備も含めて、いろいろ執行部で考えていただきたいというふうに要望しておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井　成人）　以上で北岡委員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　こちらの時計で30分まで暫時休憩いたします。

（午前　11時　22分）

○議長（辻井　成人）　休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　11時　30分）

11番　宇田　雅行　議員

○議長（辻井　成人）　３番通告者は、宇田雅行議員であります。

質問項目は、「国史跡斎宮跡を未来につなぐ保存・活用と地域づくりについて」の１点であります。

宇田雅行議員、登壇願います。

（11番　宇田　雅行議員　登壇）

○11番（宇田　雅行）　よろしくお願いします。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問を行わせていただきます。

私は、令和５年９月の初めての一般質問で、生まれ育った斎宮を中心に、歴まち事業、史跡斎宮跡保存活用計画、旧ＪＡ斎宮支店跡地の活用について取り上げました。その後も、史跡整備の優先順位、日本遺産、地域住民との共生、斎宮駅や伊勢街道との連携、官民連携、滞在型観光、地域経済への波及、教育や生活基盤との連携について、継続して質問してまいりました。

あれから３年が経過し、令和７年３月には史跡斎宮跡保存活用計画が策定され、令和８年度からは、歴史的風致維持向上計画第２期後期期間と、第３次明和町観光振興計画が始まっております。三重県においても、第３次史跡斎宮跡整備基本方針や斎宮歴史博物館の展示更新が検討されています。

斎宮跡は国民共有の文化財であると同時に、約500戸の住宅がある生活の場であり、地元住民が長年守り続けてきたふるさとでもあります。保存、活用、観光、住民生活のどれか一つだけを優先するのではなく、「住んでよし、訪れてよし、担ってよし」を具体的な政策として実現しなければなりません。これまでの質問を通して、過去の答弁が現在どこまで実行されたのか、残る課題は何か、そして町はどこへ進もうとしているのかを伺います。

一つ目の質問としまして、国史跡斎宮跡保存活用計画の実行と史跡整備についてでありますが、先ほども言いましたように、私が令和５年９月に、保存活用計画により何が変わり、地元にどのような影響があるのかを質問しました。当時、町からは、土地公有化など保存の方針は変えず、新たに活用方針を示すこと、官民連携の可能性を調査し、その収益を維持管理に充て、持続可能な史跡を目指すとの答弁がありました。

令和７年３月に策定された計画には、農業体験のルールづくり、来訪者の受

入れ拠点と史跡活用専用駐車場の明確化、施設と公園での官民連携、整備基本計画の検討などが挙げられております。計画期間は令和７年度から令和16年度までの10年間であり、計画策定から１年以上が経過した今、抽象的な方針ではなく、実行状況を確認したいと思います。

そこでお伺いします。

保存活用計画に掲げた土地公有化、農業体験のルールづくり、史跡活用専用駐車場、施設・公園の官民連携、受入れ拠点の整備について、それぞれ現在どこまで進んでいるのか、具体的にお答えください、お願いします。

○議長（辻井　成人）　宇田議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（下村　由美子）　宇田議員におかれましては、令和５年９月以来、史跡斎宮跡の保存と活用、そして、地域との共生について継続してお取り上げいただいております。

斎宮跡は、国民共有の文化財であると同時に、多くの町民が暮らす生活の場であり、地元の皆様が長年にわたり守り続けてこられたかけがえのないふるさとでもございます。

令和７年３月の保存活用計画の策定、令和８年度からの歴まち計画後期及び第３次観光振興計画の開始、そして三重県における整備基本方針や博物館展示更新の検討など、斎宮跡を取り巻く取組は、まさに計画をつくる段階から成果をお示しする実行の段階へと移ってきたものと認識しております。

町といたしましては、「住みたい　住み続けたい　豊かなこころを育む歴史・文化のまち　明和」の実現に向け、保存活用計画に掲げた取組を一つ一つ着実に具体化し、地域の皆様とともに斎宮跡の保存と活用を前に進めてまいります。

個別のご質問の詳細につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　私からは、史跡斎宮跡保存活用計画に掲げた各項目の進捗についてお答えさせていただきます。

まず、土地の公有化につきましては、第一種保存地区を中心に、地権者のご理解を得ながら計画的に取得を進めており、現在、令和７年度末の公有化率は81.35パーセントとなっております。

次に、農業体験のルールづくりにつきましては、植栽計画への位置づけを検討しているところであり、史跡内の農地の保全と活用の両立に向けて整備を進めているところでございます。

史跡活用専用駐車場及び来訪者の受入れ拠点につきましては、昨年度に史跡活用専用駐車場を２か所整備いたしました。また、来訪者の受入れ拠点は、拠点の再整備に向けて検討中でございまして、位置や規模について関係機関と協議を行っているところでございます。

施設・公園における官民連携につきましては、トライアル・サウンディングの取組を通じて、その可能性を検証している段階でございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員、いかがですか。はい。

○11番（宇田　雅行）　答弁ありがとうございます。

土地の公有化や駐車場整備など具体的に進んでいる取組がある一方、農業体験のルールづくりや受入れ拠点、官民連携について今後さらに検討を進めていく段階であることが分かりました。

そこで、この保存活用計画は、令和16年までの10年間にわたる計画であります。大切なのは、個々の取組を進めることはもちろんでありますが、計画の進捗を毎年度どのように検証し、町民、地権者及び議会へ報告するのかお伺いします。

計画をつくって終わりにしないため、年次報告を公表する考えはあるのかお答えください。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　計画の進捗の検証と報告についてお答えいたします。

保存活用計画に掲げた各施策につきましては、計画の前半５年間を前期、後半の５年間を後期として実施計画により管理をしております。施策の実施に当たっては、関係機関と連携を図りながら進め、年間を通して情報共有と計画進捗のための会議を実施し、計画の実行状況について評価を行うこととしております。

なお、本計画は、10年間の計画期間の中で実施を着実に進めていくものであり、単年度ごとの数値目標を定めているものではございません。そのため、毎年度の進捗につきましては、庁内及び関係機関において継続的に検証を行いながら、大きな変更等がない限り、原則としては半期ごとに実施計画の見直しを行うこととしております。

こうした検証の結果につきましては、国史跡斎宮跡協議会等の場を通じて、地権者や関係者の皆様と共有をしてまいります。また、町民の皆様や議会への報告につきましても、こうした節目に応じて、適切な方法によりお示しできるよう努めてまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

再質問どうぞ。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

前期、後期の実施計画により管理し、関係機関との会議の中で進捗を確認しながら継続的に検証していくということは分かりました。

一方で、保存活用計画は10年という長期の計画でありますので、計画を着実に実行していくためにも、分かりやすい形で進捗を公表していただくことを求めておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、史跡整備の優先順位と三重県との連携について伺います。

令和６年９月、初期斎宮跡エリアで重要な発見が相次ぐ中、整備の優先順位を質問しました。町長からは、初期斎宮跡も重要であるが、地元から長年要望がある中町地区、特に第一種保存地区を最優先に検討するとの答弁がありまし

た。また、史跡整備の主体である三重県と協議し、地元の意見を伝えるとの答弁でありました。

その後、中町地区では排水路やポケットパークなどの環境整備が進められ、一方で、三重県では、令和８年２月の検討懇話会で、第３次史跡斎宮跡整備基本方針案、史跡周遊ルート、ガイダンス機能、斎宮歴史博物館の展示更新などが議論されています。町と県の計画が別々に進めば、住民や来訪者から見て一体的な斎宮跡にはなりません。

そこで質問させていただきます。

中町地区、初期斎宮跡エリア、方格地割周辺その他史跡内各地区について、現在の整備の優先順位、事業主体及び実施時期を町はどのように整理しているのか、また、令和６年９月に示された、中町地区を最優先とする方針に変更はないのかお答えください。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　史跡整備の優先順位についてお答えいたします。

史跡斎宮跡の整備の主体は三重県でございますが、町といたしましては、地元から長年にご要望をいただいてきた中町地区、特に第一種保存地区を最優先とする考えに変わりはございません。中町地区では、これまで排水路やポケットパークなどの環境整備を進めてまいりました。

一方で、実際の工事の施工の順番につきましては、用地の取得や地権者の皆様のご都合など、現地の状況によって前後することがございます。そのため、中町地区を最優先とするという方針は基本としながらも、条件が整った箇所から順次整備を進めていく場合もございますことを、あらかじめご理解いただきたいと存じます。

初期斎宮跡エリアや方格地割周辺につきましても、重要な区域と認識しておりますが、事業主体である県との協議の下、地元のご要望を踏まえて順次取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

再質問は。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

重要な区域と認識していただいているとのことで、地元の要望を踏まえて順次取り組んでいただきたいのですが、三重県が令和８年３月、先ほども言いましたように、第３次史跡斎宮跡整備基本方針とこれに基づき進められる斎宮歴史博物館の展示更新に対して、町は地元の意見と町の計画をどのように反映させるのか。また、県との協議の場やこれまでの要望内容と県の展示更新に合わせて、博物館単独で終わらせず、斎宮駅、体験館、平安の杜、発掘現場、伊勢街道まで人を導く仕組みと一体化するために、町としてどのような連携策に取り組むか、考えをお答えください。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　三重県の第３次史跡斎宮跡整備基本方針及び斎宮歴史博物館の展示更新への対応についてお答えいたします。

県が策定いたしました第３次史跡斎宮跡整備基本方針、及びこれに基づき進められる史跡整備や展示更新につきましては、これまでも、県との協議の場を通じて中町地区の整備や周遊性の向上など、地元の意見と町の計画を反映していただくよう求めてまいりました。

展示更新が博物館単独で完結するのではなく、斎宮駅、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、発掘現場、伊勢街道まで来訪者を導く仕組みとつながるよう、県が重視する周遊性の方針と歩調を合わせ、町といたしましても案内や回遊の充実に向けた連携策に取り組んでまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

再質問。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

今回の答弁で、保存活用計画に基づく取組を進めるとともに、中町地区を最優先とする方針に変わりなく、また、県の史跡整備や博物館の展示更新についても、町として地元の意見を伝えながら周遊性を高める取組につなげていくという考えを確認することができました。

斎宮跡は、保存するだけの史跡ではなく、地域の暮らしと共存しながらその価値を多くの方に知っていただき、地域の活性化にもつなげていくことが重要だと思います。

これからは、一つ一つの成果を形にしていく段階であると思います。中町地区をはじめとする史跡整備、県との連携、そして斎宮駅から博物館、体験館、平安の杜、発掘現場、伊勢街道へと、めぐる仕組みづくりを地元の皆さんにも進捗が見える形で着実に進めていただくことをお願いし、要望させていただきます。

次に、歴まち計画後期における回遊環境の整備と住民生活との両立について質問させていただきます。

令和５年９月、歴まち計画第２期について質問した際、前期には社の森広場、東加座広場、斎宮駅前周辺、竹神社前、下園・御舘道などを整備し、後期には佐々夫江行宮跡広場や漕代駅周辺から神宮橋への散策道などを検討するとの答弁がありました。令和７年３月には、前期事業はおおむね計画どおり進み、歴史的文化遺産活用調査で成果と事業効果を検証し、財政状況や費用対効果を踏まえて後期事業を精査するとの答弁でありました。

令和８年度は後期計画の初年度であります。これまで「検討する」「精査する」とされてきた内容が、どの事業に絞られ、どこまで予算化されたかを明らかにする必要があると思いますので、そこでお伺いします。

歴史的文化遺産活用調査により、前期計画の成果、未完了事業、費用対効果及び課題をどのように評価したのか。その結果を踏まえて、令和８年度から令和12年度までの事業計画として、何をどの順番で実施することにしたのかお答えください。お願いします。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　歴史的風致維持向上計画の後期事業についてお答えいたします。

昨年度実施しました歴史的文化遺産活用調査により、前期事業で整備を進めてまいりました社の森広場や斎宮駅前周辺整備などの事業効果を検証いたしました。その結果、周遊ルートの見直しや事業効果の再検証を踏まえ、斎宮駅前周辺のさらなる散策道の整備につきましては、延期や廃止が妥当であることを確認いたしました。

また、神宮橋周辺の散策道整備につきましても、必要な一部区間の舗装は実施いたしますが、それ以外の大部分の区間については、廃止することが妥当であると確認したところでございます。

これを踏まえ、令和８年度から令和12年度までの後期事業といたしましては、県の整備方針に沿って、周遊性向上に向けた新たな環境整備事業も加え、財政状況や費用対効果を勘案しながら、優先度の高いものから順に実施してまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

再質問は。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　先ほどのご答弁で、後期事業に県の整備方針に沿った周遊性向上に向けた新たな環境整備事業を加えるとのことでしたが、具体的にどのような事業を実施する予定であるのか、可能な範囲でよろしいので教えてください。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　後期事業として新たに位置づけた主な事業についてお答えをさせていただきます。

まず、来訪者の回遊性を高めるため、駅や駐車場などの交通結節点から史跡内の各所を結ぶ二次交通の導入を検討する「歴史的資源回遊性向上事業」を新

たに加えております。

また、史跡が守り伝えてきた農村景観を来訪者や町民の皆様に体感していただくための「史跡農園整備事業」や、史跡公園を巡る際の拠点となる「いつき茶屋の改修事業」などを後期の新規事業として位置づけております。

さらに、民間事業者による歴史的建造物の活用状況や、区域全体の交通量、回遊性などを継続的に調査・検証する「環境整備のためのビジョン・戦略策定事業」を通じて、効果的な活用の在り方を検討してまいりたいと考えております。

いずれの事業も、県が策定した第３次史跡斎宮跡整備基本方針が重視する周遊性の向上と歩調を合わせまして、財政状況や費用対効果を勘案しながら、優先度の高いものから順に進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　質問の途中ですが、宇田議員、あとどれぐらいかかりそうですかね。

○11番（宇田　雅行）　そうですね、15分ぐらい。

○議長（辻井　成人）　お諮りします。

あと15分程度ですので、このまま会議を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定しました。

それでは、すみません、宇田議員、答弁が終わりましたので、質問をよろしくお願いします。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

ただ、斎宮跡は非常に広大で、それぞれの施設や史跡を個別に整備するだけでは、来訪者に十分に巡っていただくことは難しいと思います。大切なのは、各施設や史跡を一つの流れとしてつなぎ、分かりやすく移動しやすい環境を整えることだと思います。

そこで、回遊環境全体の整備についてお伺いします。

広大な斎宮跡をサイトミュージアムとして巡ってもらうため、斎宮駅、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、斎宮歴史博物館、初期斎宮跡、中町地区、伊勢街道を結ぶ統一的な案内表示、徒歩・自転車・小型モビリティ、あと駐車場及び休憩機能について、町は今後どのような方針と優先順位で整備していくのかお伺いします。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　回遊環境の整備方針についてお答えいたします。

広大な史跡をサイトミュージアムとして巡っていただくため、統一的な案内表示や、徒歩・自転車等での移動環境、駐車場、休憩機能の充実は重要であると認識しております。

県が進める周遊ルートの検討とも連携をしながら、まずは主要な拠点を結ぶ案内表示や駐車場の充実を優先的に進め、来訪者にとって分かりやすく、歩いて巡れる史跡となるような方針で整備を進めてまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

主要な拠点を結ぶ案内表示や駐車場の充実を優先し、県とも連携しながら歩いて巡りやすい史跡を目指していくという考えはよく分かりました。

一方で、斎宮跡は、観光地であると同時に、現在も多くの方が日々生活されております。回遊性を高め、来訪者を増やしていくのであれば、その一方で、交通や通学、防災、維持管理など、地域で暮らす方々への影響にも十分配慮していかなければなりません。

そこで次に、住民生活と文化財保護・観光振興の両立についてお伺いします。

保存活用計画の概要で、137.1ヘクタールの広大な史跡内に約500戸の住宅があり、住民生活と文化財保護の両立が長年の課題とされております。「住んで

よし、訪れてよし」でなければ、持続可能な史跡にはならないと申し上げてきました。

観光客が増えることは大切なことでありますが、交通量、路上駐車、通学路の安全、ごみ、騒音、排水、防災、草刈り、土地利用の制約など、暮らす方々の負担が増えれば、地域の理解と協力は得られません。

そこで、史跡内及び周辺で暮らす住民が抱える生活、交通、通学、防災、土地利用及び維持管理上の課題を町はどのように把握しているのか、また、保存活用計画策定後、地元説明会、アンケート、意見交換会など何回実施し、どの意見を施策に反映したのかお伺いします。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　史跡内及び周辺にお住まいの住民の皆様の課題把握についてお答えをいたします。

史跡内の生活、交通、通学、防災、土地利用、維持管理などの課題につきましては、国史跡斎宮跡協議会や住民アンケートを通じて把握に努めておるところでございます。

保存活用計画策定後は、現在まで総会を２回、全体会を２回、委員会を３回、役員会を10回、地元説明会を２回、合計19回の協議を実施しまして、地元の住民の意見などを施策に反映してまいりました。引き続き、住民の皆様の声を丁寧に伺ってまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

保存活用計画策定後、地元説明会を含め19回の協議を行い、住民の皆さんの意見を聞きながら施策に反映してきたということで理解いたしました。

今後、史跡の保存と活用をさらに進めていけば、住民生活だけでなく、観光、交通、商業、学校、防災など様々な分野に関わる課題が出てくると思います。こうした課題をその都度、個別に協議するだけではなく、関係する皆さんが同

じ情報を共有して、課題や事業の進捗について継続し、話し合える仕組みも必要ではないかと思います。

そこでお伺いします。

国史跡斎宮跡協議会、自治会、地権者、商業者、学校、観光関係者、町及び県が定期的に協議し、課題と進捗を共有する常設の場を設ける仕組みがあるのかお伺いします。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　常設の協議の場の設置についてお答えをいたします。

現在も国史跡斎宮跡協議会をはじめとする場において、関係者間で情報共有を行っております。議員ご提案の自治会、地権者、商業者、学校、観光関係者、町及び県が課題と進捗を継続的に共有する常設の場につきましては、既存の枠組みの活用も含め、どのような形が効果的か検討してまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

再質問は。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

斎宮跡は、文化財であると同時に、今も多くの方が生活をされている地域でもありますので、保存、整備、観光振興を進める上では、行政だけで決めて進めるのではなく、地元住民や地権者をはじめ、商業者、学校、観光関係者、そして県など、それぞれの立場の方が課題を共有し、一緒に考えていくことが大切だと思います。

地域の声を十分に反映しながら、住民生活と文化財保護、そして観光振興の両立を着実に進めていただくことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

３番目としまして、日本遺産と官民連携を生かした地域経済の活性化についてでありますが、令和６年９月、日本遺産、祈る皇女斎王のみやこ斎宮が再審

査となったことを受け、私は課題と対策を質問しました。町からは、行政中心の協議会から民間中心の体制へ見直し、自立・自走、商品開発、収益確保、観光関係団体の役割整理を進めるとの答弁がありました。

その後も日本遺産としての発信は継続されておるのですが、認定を守ること自体が目的ではありません。地域に利益と誇りを生み、文化財の保存へ還元できているかが問われると思います。

令和５年度の官民連携可能性調査を受け、町はトライアル・サウンディングに取り組み、令和８年度は、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、いつき茶屋を対象とする募集が行われ、実証は実施したことではなく、何が分かり、何を本格化するかが成果であります。

そこで、日本遺産の再審査で指摘された課題に対して、協議会の組織体制、民間参画、事業収入、商品造成、情報発信及び役割分担は、現在どこまで改善したのかお答えください。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　日本遺産の再審査で指摘された課題への対応についてお答えをいたします。

再審査を受け、明和町日本遺産活用推進協議会といたしましては、行政中心の体制から民間参画を強めた体制への見直しを進めており、協議会の中に、民間事業者を主体とした戦略企画部会を新たに組織いたしました。

この部会は、民間事業者のノウハウを生かして事業の企画立案を行い、日本遺産を軸とした地域の活性化や観光振興に向けて、それらをより効果的に実行していく役割を担います。事業収入や商品造成、情報発信、関係団体の役割分担につきましても、戦略企画部会が中心となり、各課題に取り組んでいるところでございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

行政中心の体制から民間事業者の参画を強め、取り組んでいるということは分かりました。

こうした民間の力を取り入れた取組が実際の施設運営や地域のにぎわいづくりにどのようにつながっていくのか、その成果を具体的に検証していくことが重要だと思います。

そこで、実際に民間事業者の参画において行われたトライアル・サウンディングについて、応募事業者数、実施内容、利用者数、利用状況や事業性の手応え、あと参加者及び地域住民の評価、施設運営上の課題をどのように検証しているのか、また、令和10年度以降の運営方針をいつ決定するかについてもお答えください。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　トライアル・サウンディングについてお答えいたします。

令和７年度に実施いたしました、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、いつき茶屋を対象とする取組につきましては、応募事業者数は７事業者。実施内容は飲食、展示、ワークショップなどで、利用者の合計は約1,800人という状況でございました。利用の状況や事業性の手応え、また、参加者や地域の皆様の評価、施設運営上の課題を現在、検証しているところで、今年度もトライアル・サウンディングは実施を始めております。

令和10年度以降の運営方式につきましても、この検証を踏まえて令和９年度末までにお示しできるよう検討を進めてまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

令和10年度以降の運営方針について、令和９年度末までに方向を示すということですので、今回の検証結果をしっかりと今後の施設運営につなげていただきたいと思います。

続いて、観光を地域経済と伊勢街道の再生につなげる観点から伺います。

令和８年６月、私は第２次観光振興計画の成果と課題を質問しました。町からは、観光入り込み客数や消費額は上昇傾向にある一方、地域経済効果の可視化、町民の関心と協力、若年層への訴求、情報発信力が課題との答弁でありました。

そこで、第３次観光振興計画は、日本遺産関連消費額20億円と日本遺産を誇りと思う国民の割合75％について、現時点での基準値、令和８年度から令和12年度までの年度別目標、把握方法、検証時期をお答えください。

あわせて、町内事業者の売上げや雇用に波及したかを把握し、公表する考えがあるのかお答えください。お願いします。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　第３次観光振興計画の数値目標についてお答えいたします。

日本遺産関連消費額20億円、日本遺産を誇りと思う町民の割合75％の目標につきましては、現時点の基準値は、消費額が令和６年度調査時点で約９億円、誇りと思う町民の割合が令和６年度調査時点で約69％でございます。令和12年度の目標に向けて、毎年度着実に事業を積み重ね、その成果が段階的に表れるよう努めてまいりたいと考えております。

今後の把握方法につきましては、明和町日本遺産活用推進協議会といたしまして、アンケート調査及び民間事業者への聞き取り調査により数値の確認を行いまして、年度末に検証し、進捗を管理することとしております。町内事業者の売上げや雇用への波及につきましても、把握に努め、可能な範囲で公表について検討してまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　令和６年度の基準値として日本遺産関連消費額が約10億円、誇りに思う町民の割合が約69パーセントであり、年度末ごとのアンケート

や民間事業者への聞き取りによって検証していくということが分かりました。

令和12年度に消費額20億円という目標を達成するために、観光客に来ていただくことだけではなく、実際に町内を歩き、飲食や買い物をしていただき、地域に経済効果を生み出す場所を増やしていくことが必要だと思います。その意味でも、伊勢街道のにぎわいづくりは非常に重要であり、以前から課題となっている具体的な場所の活用を進める必要があると思います。

令和５年９月に質問した旧ＪＡ斎宮支店跡地について、当時は街道側に飲食店などを必須とした再公募を検討し、学校側は公有化後に相互活用するとの答弁でありました。現在の進捗状況と今後の活用の方向性、安全対策はどうなっているのかお伺いします。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　旧ＪＡ多気郡斎宮支店跡地についてお答えいたします。

当該跡地の活用につきましては、伊勢街道の街道側でのにぎわい創出や小学校側との相互活用に加え、近年、学校や地元の皆様から、児童の通学の安全対策や小学校の送迎ゾーンとしての活用についてもご要望をいただいております。史跡の保全を基本としながらも、こうした地域の切実なご要望を十分に受け止め、実現の可能性を検討してまいりたいと考えております。

今後は、街道側と小学校側の二つの土地が一体的に生かされるよう、民間事業者へのサウンディング調査の実施も含め、最も効果的な活用の在り方について、関係者と協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、現状の安全対策につきましては、周辺へのロープ柵の設置や防草シートと固定用の土のうによる管理を行っており、引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　ありがとうございます。

日本遺産や観光振興は、単に来訪者数を増やすことだけが目的ではなく、地域の事業者に仕事や売上げが生まれ、地域ににぎわいが戻って、町民自身が斎宮跡や日本遺産を誇りに思えるということが本当の成果だと考えております。

特に旧ＪＡ跡地については、伊勢街道のにぎわいづくりだけではなく、小学校の送迎や児童の安全確保という地域にとって非常に身近で切実な課題とも関係しております。観光振興と地域経済、そして住民生活を別々に考えるのではなく、それぞれが地域にとってプラスとなる形で具体的な成果につなげていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

次、４番目としまして、斎宮跡の将来像と町実行体制についてお伺いします。

ここまで、保存活用計画、県の史跡整備、歴まち計画、日本遺産、観光振興計画、伊勢街道、住民生活との共生について伺ってきました。個々の計画や事業はあります。しかし、町民が知りたいのは、これらを合わせて、斎宮跡が何年後にどのような姿になるのかということであります。

令和12年度には歴まち計画の第２期が最終年度を迎え、2033年には式年遷宮が予定されております。令和16年度には保存活用計画の最終年度を迎え、この三つの節目から逆算して、今やるべきことを決める必要があると思います。

そこで、町長は、令和12年度、2033年、令和16年度の各時点で、斎宮跡をどのような地域にしたいと考えておられるのか。保存、住民生活、教育、観光、地域経済及び次世代の担い手という観点から、具体的な将来像をお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　斎宮跡の将来像についてお答えしたいと思います。

斎宮跡は、国民共有の貴重な文化財であると同時に、多くの町民の方が暮らす生活の場であり、私たちのふるさとそのものでございます。そのため、私は、史跡を守ること、そこに暮らす皆様の生活、そして教育や観光、地域の活性化をそれぞれ別のものとして考えるのではなく、お互いにつながり、地域全体の価値を高めていくことが重要であると考えています。

まず令和12年度、歴まち計画第２期の最終年度には、斎宮駅や中町地区をはじめとする、主要な拠点を歩いて巡ることのできる回遊性の高い史跡へと近づけ、住民の皆様の生活環境と来訪者をお迎えする環境の双方がよりよくなっている姿を目指したいと考えています。

次に2033年、式年遷宮の年には、伊勢街道の歴史的な町並みやにぎわいの再生と併せ、斎宮の歴史や文化がこれまで以上に広く知られ、伊勢神宮とともに多くの方に訪れていただける地域になることを目指していきたいなというふうに考えています。

そして令和16年度、保存活用計画の最終年度には、史跡の確実な保存を土台としながら、子どもたちが斎宮の歴史や文化を学び、ふるさとへの誇りを育むとともに、観光による交流が地域経済の活性化や、新たな担い手の育成にもつながっている、そのような斎宮跡を目指したいというふうに考えています。

大切なことは、史跡を守るだけでも観光客を増やすだけでもなく、斎宮跡に暮らす地域の皆様が「ここに住んでよかった」と思い、子どもたちが「この地域を未来につないでいきたい」と思える地域にしていくことであると考えています。

こうした将来像を地域の皆様と共有しながら、その実現に向けて一つ一つ着実に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田　雅行）　町長、ありがとうございます。

斎宮跡は、発掘すれば新たな歴史が現れ、訪れれば1300年前の物語に触れられ、そして暮らす人にとってかけがえのない日常の場であります。

先月、斎宮跡の発掘調査により史跡最大となる柱穴４基が確認され、奈良時代の最後の宮殿であった可能性がある建物跡が発見されたことが新聞などで大きく報じられました。斎宮跡には私たちがまだ知らない歴史が眠っており、その価値は今も高まり続けていると思います。その斎宮跡は、町だけのものでも、

県だけのものでも、観光客だけのものでもなく、国民共有の財産であると同時に、地元の方々が長年守り続けてきた生活の場でもあると思います。

令和５年９月以来、斎宮跡の保存と活用、そして地域との共生を繰り返し取り上げてきました。計画が整った今、求められるのは実行であります。その成果を、住民の安心、子どもたちの誇り、来訪者の満足、町内事業者の仕事、そして文化財の確実な保存という形で示していただきたいと思います。

これまでの答弁を約束のまま終わらすことではなく、期限と責任を明確にし、町、県、地域、民間が一体となって、住んでよし訪れてよし、そして次世代に誇れる斎宮跡をつくっていただくことを強く求め、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井　成人）　以上で宇田議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

少し会議のほうが延びてしまいましたので、お昼からは１時10分から始めさせていただきます。よろしくお願いします。

（午後　０時　22分）

○議長（辻井　成人）　休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時　10分）

13番　下井　清史　議員

○議長（辻井　成人）　４番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「道路整備における住民の利便性向上や安全性・防災を考える」と「町施設の利用料について」の２点であります。

下井議員、登壇願います。

（13番　下井　清史議員　登壇）

○13番（下井　清史）　議長より登壇の許可をいただいたので、事前通告のとおり質問させていただきます。それではお願いします。

まず、町施設の使用料金改変についてお聞きします。

町施設の体育館・グラウンド使用について、確認をまずさせていただきます。委員会で言わさせていただきました、使用される住民さんからの使用料金の値上げについての困惑や苦情について、いろいろ言わせていただきましたが、１年後をめどに、見直しを考えていくということでよろしかったですね。

そこで、町の施設の利用料について、私たちが当初聞いていた話では、使用料金はさほど変わらないとの話であったと思うが、なぜこんなに大幅アップにつながったのか、何か理由があればお答えください。

○議長（辻井　成人）　下井議員の質問に対する答弁。

教育長。

○教育長（森井　義和）　ご質問にお答えさせていただきます。

まず、本年７月から実施いたしました施設使用料の１時間単位への見直しに伴い、結果として従来より大幅な負担増になるケースが生じ、多くの住民の皆様から困惑や多数のお問合せをいただく事態となりました。そのことにつきましては、説明不足も含め、心よりお詫び申し上げます。

今回の見直しは、従来の１回当たりの料金体系から、社会教育施設として、１時間単位への変更を行ったものでございます。料金設定の考え方につきまして、詳しくは社会教育課長のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井　成人）　社会教育課長。

○社会教育課長（松井　友吾）　料金の考え方につきましてご説明をいたします。

今般の改正につきましては、他の市町との単純比較ではなく、明和町の教育施設として過去に要した指定管理に、町の維持管理費用を基に原価を出し、その原価から稼働率を見て、受益者負担を考慮し算出したものでございます。

しかしながら、周知の過程におきまして、実際の利用パターンによっては、大幅な増額となってしまったことにつきましては、説明が不足していたと真摯に反省をしております。

従来の１回単位では、長時間の利用、例えば半日や終日などと行っていた団体様におかれましては、実質的に非常に低い単価でご利用いただいていた状況がございました。これを１時間単位に細分化したことにより、短時間利用の方々には使いやすくなった一方、長時間利用される団体様にとっては、積算上、従来の数倍の利用料となってしまうケースが生じていたところでございます。

現在いただいている多くの苦情とかご意見等を真摯に受けとめまして、利用の実態に即した負担の在り方などについて、見直しや改善策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　答弁終わりました。

下井議員。

○13番（下井　清史）　分かりました。

町の財政状況を考えると、値上げはやむを得ないとは思いますが、一番大事なのは、町民への説明と理解であると思います。

今回の値上げは、値上げというか制度の変更は、周知の不足が大きかったものと思いますので、今後見直しをする際には、利用される町民の皆様へ十分な周知期間をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

そこで教育長にちょっとお尋ねします。教育長、いつまでにどれぐらい減額できる見通しがあるのか、意気込みのほう少しお願いします。

○議長（辻井　成人）　教育長。

○教育長（森井　義和）　先ほどのご質問に対してなんですけども、いつ頃に、そして、どれぐらいの減額をという内容でした。この辺に関しましては、まだ十分な調査という部分が把握できておりませんので、まず状況を把握させていただいて、その中で検討をさせていただくことになろうかと思いますので、この場でのご返答はちょっと申し上げられないということになります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井　清史）　分かりました。

住民の皆さんが納得できるよう、より分かりやすい制度となるよう再度お願いして、次の団体間での料金設定についてお聞きいたします。

町が直接関係する団体の利用料は無料で、地域活動団体やその他はどのような料金設定になっているのか、具体的にお答えください。

○議長（辻井　成人）　社会教育課長。

○社会教育課長（松井　友吾）　町関係団体や地域活動団体等の料金設定につきましては、減免制度の明確化と公正性の確保を図った上で、団体の公的性格や活動内容に応じた設定となっております。

このご質問の点につきましては、公費の投入理由の適正化を図るため、明和町社会教育施設利用料減免規定に基づき、利用団体の性質や目的に応じた減免区分の設定をしております。

具体的には設定についてご説明をいたします。

まず100％減免といいますか、免除、無料となる団体でございます。

町が主催・共催する事業での利用をはじめ、町の行政補完組織や、法令等に基づき設置された行政目的に直結する町関係団体、例えば自治会とか、町が直接所管する各種協議会等が、本来の公的推進目的で使用をする場合につきましては全額無料とさせていただいております。

次に、一部負担といいますか減額、または一般料金の全額負担となる団体で

ございます。

地域のコミュニティ形成や生涯学習、スポーツ振興を目的とする団体につきましては、一定の要件、登録制度や公益性も判断をしますが、一般の一定の要件を満たす場合には50％減額、半減等の減免措置を適用しております。

なお、これらに該当しない一般的な利用や特定の営利活動・有料講座等での利用につきましては、施設の維持管理コストを適正に反映した基準額100％負担をお支払いいただく設定となっております。

今後におきましても、各団体の活動実態を丁寧にお伺いをしながら、減免規定の運用が公平かつ適切に行われるように進めてまいりたいと思います。

また、以前、スポーツ協会時代に条例での料金設定を上限と考え、割引料金の設定なども行っていた経緯がございました。根拠が不明確なところがあり、一部の施設で問合せをいただく場合もございました。今後は周知も含め、ご理解いただける料金設定に努めたいと考えておりますので、どうぞその点もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井　清史）　分かりました。

結局町民にとっては、同じ事業やイベントを行っても、有料であったり無料になったり分かりにくい部分が多いから、このような問合せが私たち議員のところに来るのだと思います。主催・共催などにすれば良いというのは理解しますが、趣旨が多少ずれるような気もします。すぐに根本から見直すのは難しいとは思いますが、今後町民に分かりやすい負担金となるよう、他の市町も参考にぜひ検討をお願いして、次の質問に移ります。

次に、道路整備における住民の利便性向上や安全・防災を考える上で、大規模地震発生時に沿岸部及び河川周辺にする住民の皆様の命を守る観点から、安全に避難できるために、今、避難経路として使うであろう道路の災害時の状

況・道路の陥没とか液状化など、どうなるのか、町はどこまで把握しているのかお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　下井議員から、道路整備における住民の利便性向上と安全性・防災を考えるというご質問のうち、避難路として使用することが想定される道路の災害時の状況、道路の陥没・液状化などについて、町がどこまで把握しているのかについてお答えさせていただきたいと思います。

大規模地震の発生時に、沿岸部や河川周辺にお住まいの町民の皆様が安全に避難するに当たり、避難に使用する道路がどのような状態になっているのか、その想定される被害について、町では、様々な事象が同時多発的に、また複合的に発生する可能性があるものというふうに認識しております。

第１に、地盤の液状化現象による被害でございます。

大淀地区をはじめとする沿岸地域におきましては、下水道が未整備であるため、内陸部の都市等で見られる下水道のマンホールが浮き上がるというような、そういうふうな道路閉塞といった被害要素はございません。しかしながら、砂質地盤の液状化に伴う路面の亀裂や陥没、それから、不均等沈下による段差の発生、それから、噴砂や泥水の噴出などが予想されます。これにより足元が悪化して、特に高齢者の方や歩行が困難な方が、例えばまた車椅子等を使用される方の避難速度が低下することが考えられます。

第２に、周辺環境のライフライン構造物の損害に伴う複合的な被害でございます。

道路自体の液状化や揺れによる被害にとどまらず、沿道に建つ旧耐震基準の木造家屋や倉庫などの大破・倒壊、補強が不十分なコンクリートブロック塀や門柱の転倒・倒壊などにより、特に幅員の狭い道路が塞がれる可能性があります。さらに、地震動や地盤の変状によって、電柱が傾いたり折れたりすることや、それに伴って電線が低く垂れ下がることで、避難行動の障害になることも考えられます。

また、発災直後に発生する可能性のある住宅火災や沿道火災についても、道路を避難経路として使用する際の支障となることが想定されます。

町といたしましては、これらの多種多様な被害が、発災時の季節や時間帯、風向、風速、それから、震源の特性などによって、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するのかを、事前にピンポイントで完全に予測することは困難であると考えております。

また、この道路であれば、陥没や家屋倒壊がなく、安全に通ることができると、行政が事前に断定することは、住民の皆様に特定の道路に対する過度な安心感・安全感を与え、災害時の避難判断を狭めてしまうおそれもございます。

そのため、町といたしましては、地域や道路の状況によってこうした被害が複合的に発生する可能性があるという想定の下、その危険性の把握と周知に努めているところでございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井　清史）　分かりました。

先ほどの答弁で、特定の道への過度な安全への信頼を生じさせるおそれとおっしゃいましたが、まず、沿岸部に住む住民の皆さんは、まず、住民感情としては、安心できる道が欲しいと考えています。令和４年９月、令和６年６月議会で２度においてお尋ねしました。行政が普段から、まずは海から遠くへ逃げてくださいとおっしゃいますが、その遠くへ逃げるための避難道路の整備について、その時点の答弁では、多くの方が避難できる方策を考えていくとの答弁があったと思いますが、その後どのような取組を行ったのか、具体的に示してください。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　下井議員が今おっしゃられたとおり、これまでの議会におきまして、津波リスクの高い沿岸地域における避難用道路の安全性確保についてご質問いただき、多くの方が安全に避難できる方策を検討していくとい

う旨の答弁をさせていただきました。その後の取組についてお答えしたいと思います。

現在におきましても、本町では、避難路は一つの道路に限定するのではなく、複数の道路を想定しておき、災害時の状況に応じて通行できる道路で避難するという複数避難路の考え方を基本としております。

災害時の道路状況は刻一刻と変化し、家屋の倒壊や道路の寸断など、想定していなかった事態が発生する可能性があります。あらかじめ定められた一つの避難路のみに依存した場合、その道路が通行できなければ、避難に必要な時間を失うことになりかねません。

そのため、特定の道路だけを避難路と考えるのではなく、言わば、町内の道路全てが避難路になり得るという考えの下に、そのときのその場所の状況に応じて、より安全な経路を選択し、安全な高台や津波避難タワーなどへ避難していただくことが重要であると考えております。こうした考え方を住民の皆様にもご理解いただくために、各地区の地域防災懇談会や自治会での防災講話、タウンウォッチングなどを、大淀地区をはじめとする沿岸部の各自治会と連携して実施してまいりました。

この取組を通じ、住民の皆様自らが、どの道に古い木造住宅があり、危険なブロック塀があるか。また、災害時に役立つ資源はないのかなどを実際に歩いて点検し、状況に応じて迂回できるよう、複数の避難経路をあらかじめ想定し、検証していただくなどの周知啓発を継続してまいりました。

また、こうした取組に加えて、大淀地区の住民の皆様から長年にわたりご要望いただいておりました、避難時の足元の安全を確保する観点から、道路環境の改良をしてほしいというお話もあって、今その改良にも着手しておるところです。

具体的な整備内容や現在の進捗状況につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（辻井　成人）　建設課長。

○建設課長（西尾　直伸）　それでは失礼します。具体的なところをご説明させていただきます。

具体的には、県道から町道に相互移管された、県道の場合は大淀漁港斎明線でありまして、現在は町道大淀漁港上野線となっております。側溝が開溝、オープンの状態で、夜間の避難時に転倒や通行の障害という可能性がありました。大淀地内におきまして、令和７年度より、緊急自然災害防止対策事業債などを活用して、道路側溝の改良及び蓋の設置に着手しております。

この工事は、避難時に多くの住民が向かうであろう主要な移動空間の足元の安全を強化するものであり、早急な完了を目指して整備を進めているところでございます。そして、旧県道の道路側溝整備と連動させる形で、沿道の安全、頭上の安全でございますけども、確保するという取組を推進しております。

具体的には、担当課は生活環境課になりますが、地震動によって避難路を塞ぐ危険なコンクリートブロック塀等の除去に対する補助の制度、明和町避難路ブロック塀等除去改修事業補助金の活用などを推進しております。

側溝蓋の設置がされた旧県道という安全な基幹軸に対して、沿道のブロック塀撤去を進めることで、倒壊による閉塞を防ぎ、避難に必要な有効幅を確保する取組を進めております。

議員からご提案いただいた避難路の液状化対策等につきまして、道路改良について町としての検討経過を申し上げさせていただきたいと思います。

町では、これまで南海トラフ大地震に備えて、避難路の液状化対策検討を、先進的な取組を進めている高知県等の事例を基に、専門的な資料の手引きなどを確認し、町内で具体的な技術的なシミュレーションなどを行いました。

その検討の中で明らかになったのは以下の点でございます。

道路に多額な、特殊な、いわゆる静かにする地盤改良というのがあるんですけれども、大変特殊な工法でお金がかかるんですけれども、それを投じて対策したとしても、高知県等のシミュレーションの結果では、液状化による路面の沈下を半分に抑えること、例えば60センチ沈み込むのを30センチに抑えること

はできるんですけども、数十センチのやっぱり段差は残ります。砂の噴出は避けられず、車椅子や高齢者の移動に対し、完全に安全に移動できるということはちょっと困難であると。

仮に多額の予算を投じて道路の基盤、道路を補強した場合ですけども、その沿道にある民家の住宅や倉庫が倒壊し、あるいは電柱が倒れて電線が垂れ下がれば、道路が使用できなくなってしまう可能性がございます。

すなわち道路という線だけを部分的に液状化対策しても、発災後に本当にその道路が機能するかどうかは、周辺環境の被害状況に依存するため、多額の予算を投資して確実に見合う効果を担保することが困難ではないかと考えております。

行政があらかじめ、「ここは液状化対策を実施した安全な避難路です」と指定・周知した場合、住民の皆様がそこへ一極集中した場合、いざ発災した際に、電柱等の倒壊で通行不能となった場合に、逃げる時間をなくしてしまう、いわゆる逃げ遅れを招く可能性があるのではないかと考えました。

このような検証と議論を重ねておりましたが、今後も限られた財源や新たな新しい工法等が出るかも分かりません。そういうところにもアンテナを伸ばして、さらに検討を重ねていきたいと思います。

町としましては、今後旧県道の側溝整備、側溝蓋の設置など、確実に効果が見込めるピンポイントの足元の整備を着実に進めるとともに、ブロック塀の除去等の案内や防災懇談会、タウンウォッチングによる住民の皆様自身での多重ルートの事前確認といったソフト対策を連携させ、防災対策に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井　清史）　分かりました。

旧県道、町道大淀漁港上野線の道路側溝の設置工事については、私も今まで長年訴えてきたことなので、設置工事については感謝申し上げます。

ですが、先ほどの答弁で、予算投資に見合う確実な効果を担保することが困難であると言われましたが、それでは少しちょっとお尋ねしたいんですが、今現在町が新しく幾つかの事業をされています。美村プロジェクト、天津菅麻プロジェクト、これまでの斎宮跡観光などの事業に町はどれだけ事業費を使い、どれほどの経済効果を得たのか。税金の無駄遣いになっていないのか、費用対効果を数字に表してください。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　美村プロジェクトについては、令和４年度から令和７年度までの事業費は約１億円で、国庫補助や特別交付税措置を活用した結果、町の実質的な負担は約2,600万円となっています。これまで美村ＰＡＹや美村パスポート、観光・地域情報の発信基盤などとして整備してきました。利用実績としては、美村パスポートが５町全体でＬＩＮＥ友だち5,105人、登録者4,239人、また美村ＰＡＹの明和町内への累計決済額は約1,293万円となっています。

今後は、こうした利用をさらに広げ、地域内消費や広域周遊、関係人口の拡大など、実際の地域への効果にどこまでつなげられるかどうかが重要であるというふうに考えています。

天津菅麻プロジェクトについては、令和６年度、令和７年度の事業費が約6,790万円で、国庫補助や特別交付税措置を加味した町の実質的な負担は約750万円です。これまでに担い手４人の育成、研修延べ210人、商談・問合せ約100件、商品開発などにつながっています。今後は、伝統文化の継承に加え、栽培面積や雇用、企業参画、販路の拡大などにつなげ、地域産業として自立していけるか見極めていく必要があると考えています。

また、斎宮跡につきましては、長年にわたり、土地の公有化、発掘調査、保存管理、施設運営、観光活用など様々な事業を実施しており、対象とする期間や範囲によって金額が大きく異なるため、これまでの事業費を一つの数字で単純に示すことは難しいと考えております。また、国史跡を将来継承する文化財

保護の役割もあり、単純な収益性だけで評価できるものではありません。

いずれの事業につきましても、実証的な意味合いや伝統・文化的な観点など、採算性だけで判断できるものではありませんが、限られた財源を使う以上、これまでの取組をそのまま続けるのではなく、町の実質負担、実際の利用や成果、今後期待できる効果をしっかり精査し、町がどこまで関与していくべきかを判断していく必要があると考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井　清史）　分かりました。

今答弁いただいたように、美村プロジェクトについては、令和４年度から７年度までで事業費は約１億円。その中で町の実質的な負担が約2,600万円。一方で、これまで数字として示されている明和町内での美村ＰＡＹの累計決算額は約1,293万ということです。

また、天津菅麻プロジェクトについても、町の実質的な負担は約750万円とのことですが、それが実際どれだけの売上や地域経済への効果、町民への還元につながったのかは、金額としては明確に今なっていない。

もちろんこうした取組について、単純に導入した金額と売上を比較して価値を判断できるものではないとは思います。斎宮跡についても、斎宮跡観光ではなく、保存事業のほうですが、一般会計から斎宮跡保存事業特別会計へ、直近３年間毎年おおむね２億円規模の繰出しを続けています。また、前回の総合計画に係る町民アンケートなどを見ても、文化財の保護・活用や観光といった分野については、町民の満足度は比較的高い一方で、今後さらに重点的に取り組んでほしいという重要度は、他の行政分野と比べて必ずしも高くない結果だったと記憶しております。文化財や観光そのものを否定するものではありません。しかし、こうした事業に多額の公費を投入してきた中で、それが本当に斎宮地域に住む方々のためになっているのか。そして、さらに広く、明和町民全体の暮らしや地域経済のためになっているのか、疑問に感じます。

私が申し上げたいのは、町長は、今年度施政方針の中で、町民の暮らしと命を守ることを最優先に、そして、そのために選択と集中を進めていくと述べられています。私はまさにそのとおりだと思います。ただ、命を守るということは、言葉だけではなく、実際に災害が起きたときに、町民が安全に避難できる道路を確保すること、日々の暮らしの中で安心して通行できる道路を整えていくこと、そういった町民の生活に直結するところに限られた財源を優先して振り向けていくことではないでしょうか。

今回お聞きした避難道路についても、沿岸部や河川周辺に住む方にとっては、まさに命に関わる問題です。また、公共施設の利用料についても、財政が厳しいからと町民に負担を求めるのであれば、その前に、行政自身がこれまで行ってきた事業について、本当に必要なのか、どれだけ町民に還元されているのか、きちんと検証する必要があると思います。

そして、コストというのは、決して予算書に出てくる金額だけではありません。一つの事業を続けるためには、職員が資料をつくり、協議を重ね、事業者や関係機関と調整し、議会への説明を行う。そこに費やされる職員の時間や労力も町にとって大切な財産です。町長自身も、施政方針の中で、財政上の問題は、職員の疲弊や行政サービスの質の低下という形でも現れてくると述べられています。

だからこそ、これからの明和町には、単に予算を削るということではなく、何を続け、何を見直し、そして、何を最優先にするのかをもっと明確にしていただきたいと思います。町長どう思いますか、何か。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　限られた財源と人員の中で、何を続け、というか何を見直し、何を優先していくのか、その判断というのは、町長として大変重要な責任があると考えています。

私は、先ほどもおっしゃられたように、町民の皆様の暮らしと命を守ること、そして、それを最優先に、限られた財源の中で選択と集中を進めていかなけれ

ばならないというふうに、今もそう思っていますし、その考えは変わっておりません。特に防災・減災や道路をはじめとする生活基盤など、町民の皆さんの命や安全、それから日々の暮らしに直接関わる課題については、その緊急性であるとか、重要性を十分踏まえて、優先度を高くして取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

一方で、町の将来のことを考えていくと、産業振興であったりとか、観光、それから歴史・文化、そして、それの歴史・文化の継承であったり、それから明和町に訪れてくれる交流人口であったり、関係人口の拡大など、将来の地域の活力につながる取組も必要であるというふうに考えています。

大切なことは、これまでやってきた事業をそのまま続けていくということではなくて、やっぱり本当に町民の皆様にとって必要な事業なのか。それから、どのような成果が生まれているのか、今後どのような効果が期待できるのかということを、一つ一つ検証していくことも大事ではないのかなというふうに改めて思っています。

その際には、事業費や町の実質的な負担だけではなく、先ほどご指摘いただいた職員の時間であるとか労力も含めて、限られた行政資源をどこに投入するか、町民全体にとってより効果的なものかどうかというような、そんな視点を持ちながら取り組んでいくということが必要であるというふうに考えています。

また、今回施設利用料の見直しのことについても、いろいろ住民の方からもいろいろお話があるっていうのを聞かせていただいておりますけれども、本当に町民の皆さんに一定のご負担をおかけするということになります。行政自身も、既存の事業の必要性や効果をもう一度検証し、見直すべきところは見直していくという姿勢が必要ではないのかなというふうに思っております。

ただし、全てを一律に費用対効果だけで判断するのではなくて、町民の生活への効果や将来の波及効果、それから文化的・社会的な意義とか、国・県の財源を活用しながら、そして、町民の実質的な負担が抑えられるような、そういうふうなことを考えながら、それぞれの事業の性格も踏まえながら、総合的に

判断していかなければいけないと考えています。

そして、私たちは、議員もおっしゃられたのですが、まず命、安全、それから現在顕在化している課題、そして、その上で、将来明和町につながる取組というものを基軸にやっていくという姿勢が必要であると思います。

そして、限られた財源ですし、人員ですので、どこに、どういうふうに費用と、それから人を振り向けていくのかということをしっかりと見極めながら、選択と集中を行っていきたいなと思っております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

下井議員。

○13番（下井　清史）　分かりました。

美村や天津菅麻、史跡斎宮跡、文化財や観光ももちろん、明和町にとって大切な取組です。しかし、それらも含め、聖域をつくらず、その事業が本当に町民の暮らしにつながっているのか。投入しているお金や職員の労力に見合っているのか、不断に検証していただきたいと思います。

そして、町長が掲げる、町民の暮らしと命を守ることを最優先という言葉を、避難道路をはじめとする安全・防災、日々の生活基盤、そして公平で納得できる行政サービスという形で、町民が実感できる町政につなげていただくことを深く願い、私の一般質問を終わります。

○議長（辻井　成人）　以上で、下井議員の一般質問を終わります。

５番　瀬田　萌　議員

５番通告者は、瀬田萌議員であります。

質問項目は、「見えない負担を解消する活力循環のまちづくり」についての１点であります。

瀬田議員、登壇願います。

（５番　瀬田　萌議員　登壇）

○５番（瀬田　萌）　よろしくお願いいたします。瀬田萌です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき「見えない負担を解消する活力循環のまちづくり」について一般質問を行います。

本町には、地域のために汗を流してくださる方や、ご家族を懸命に支えられている方がたくさんいらっしゃいます。そうした方々の善意や自己犠牲の下、まちの機能や暮らしがかろうじて成り立っている部分が多くあることに、しっかりと目を向けていくべき段階に来ていると考えます。

第６次明和町総合計画において、「住みたい　住み続けたい」まちや「住民協働のまちづくり」が掲げられています。ただ、町の機能を維持するための負担が偏った状態を「協働」と呼ぶのであれば、それは持続可能性の限界点に達していて、この特定の誰かにのしかかっている、表からは見えづらくなってしまっている負担を町政が直視し、町全体に新たな活力が循環していく仕組みをつくっていかなければならないと強く感じています。

様々な分野において担い手の確保が重要課題となっている中、この現状に対する危機意識と、行政としてどのように責務を果たしていくべきとお考えか、町長のご意思をお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　瀬田議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村　由美子）　瀬田議員からご指摘いただきました地域における見えない負担の問題は、本町においても、今後のまちづくりを考えていく上で大変重要な課題であると認識しております。

本町におきましても、自治会活動や防災活動、文化・スポーツ活動、祭りをはじめとする地域行事、さらには地域の様々な共同活動など、多くの場面で住民の皆様のご理解とご協力、ご尽力によって地域が支えられています。

一方、人口減少や高齢化、地域のつながりや働き方などにより、これまで地域の中で担っていただいてきた役割を同じ形で維持していくことが難しくなっ

てきていることも事実でございます。特に地域への強い思いや責任感を持った一部の方に負担が集中し、その方がいなければ地域の活動が機能を維持できないという状況については、持続可能な地域づくりという観点からも、しっかりと向き合っていかなければならない課題であると考えております。

もちろんこうした地域の課題全てを行政が担うことは、財政面や人員面からも現実的ではなく、行政だけで解決できるものではございません。しかし、だからといって、これまでどおり一部の方々の善意や献身に頼り続けるのではなく、行政として地域の中でどこにどのような負担が生じているのかを把握し、これまでの役割分担や仕組みそのものを見直していく視点が必要であると考えています。

私は、「協働」とは、行政が担うべき役割を地域にお願いすることではなく、行政と地域がお互いの役割を確認し、それぞれが力を出し合いながら地域を支えていくことにあると考えています。そのためにも、まずは地域の皆様の声を丁寧にお聞きし、現在、どのような負担がどなたにどの程度生じているのか、実情をしっかりと把握することが重要です。その上で、行政が担うべきもの、地域と共に担うもの、また、デジタル技術や民間の力を活用することで負担を軽減できるものなど、それぞれの課題に応じた持続可能な仕組みを地域の皆様と共に考えていきたいと思っています。

人口減少が進むこれからの時代においても、特定の誰かに過度な負担をお願いすることなく、地域を支える力が次の世代へとつながっていくよう、町としても地域の実情にしっかりと目を向け、持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

瀬田議員。

○５番（瀬田　萌）　町長、ありがとうございます。

町長から、協働とは、行政が担うべき役割を地域にお願いすることではなく、それぞれの役割で力を出し合い、支えていくことという重要な認識をお示しい

ただきました。

役割の分担は大切ですが、特定の誰かへの過度な負担となり、地域社会に分断を生むようなことがあってはなりません。一部の献身に頼り続ける仕組みを見直すという町長のご意思を具体的な形にしていくため、１点目、「個人の善意に一任しない、地域共用資源の維持管理は」として伺います。

本町には、地域の集会所や道路側溝、身近な公園など、生活を支える大切な基盤が多数存在しますが、こうした地域共用資源の維持管理の多くが、一部の地域住民の方のボランティア精神に依存しています。

一例として、下御糸地区における農業用水を挙げさせていただきます。下流部における複雑な水管理や水門の操作は、長年にわたり、ある方の深い経験と献身的な姿勢によって支えられてきました。しかし、現在、一部区域の水田にて十分な用水が行き渡らない事態や、逆にオーバーフローしてしまうような事態が発生しています。

人口減少や高齢化が進む中、地域のインフラ管理を特定の個人の経験に一任したり、引継ぎという部分まで背負わせたりするのではなく、町が伴走することで属人化していた事柄を整理し、持続可能な管理体制へと移行していくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間　誠）　地域を支えている組織の実情として、農業用水の調整管理について、一例としてご質問いただきました。

用水路に関しましては、基本的な管理、設置、修繕等については町、明和土地改良区であったりが行う一方、用水路の止水板の開閉による水利調整、用排水路の点検や草刈り、泥上げといった日常管理につきましては、地域の営農組合や、また多面的機能支払交付金における村おこし活動組織にて対応いただいている状況でございます。

しかしながら、ご指摘のように、営農に関わる組織におきましても、他の活動組織と同様に、高齢化等により組織維持の課題を抱えていることは把握して

おります。特に農業分野におきましては、後継者がいないということと併せて、事態はより深刻ではあるのかというふうに思慮しております。

地域の実情に精通した方が現場状況に応じた対応を今いただけているうちに、次代の人材を育成できるような組織運営を行っていただくことが重要であると考えておりまして、町としては、他所の事例調査、情報提供により、組織強化の取組に寄り添っていくことが重要ではないかと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

瀬田議員。

○５番（瀬田　萌）　ありがとうございます。

今の方に対応していただけているうちに次代を育成する組織運営をというお話がありました。現場の負担はまさにそこにあって、個人間の引継ぎだけに頼らない、おっしゃったように、町としても寄り添っていくということが重要だと思います。

本町は地域計画を策定済みですが、農地集約の目標地図を更新していくための協議については、今後も定期的に行われていくものと認識しています。私は、そうした話合いの場を継続していくことによって、今回のような実務的な課題も、地域全体で改善に向けた道筋が立つのではないかと期待していました。

先ほどの事例でいうと、誰がどう水管理を担うのかというマンパワーの議論にとどまらず、ＤＸによって物理的な負担や引継ぎのハードルをどう下げるのかという点も含め、町も一体となって解決の糸口を見いだしてもらいたいと考えますが、今後、協議の場をどう設計されていくのか、お聞かせください。

○議長（辻井　成人）　産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間　誠）　こちらも、地域計画の策定時の協議を一例として挙げていただきました。

地域計画におきましては、令和６年度に農地所有者、あるいは認定農業者、また関係機関の方々や町による協議を経て、地域別計画と目標地図、内容は現況地図でございますが、こういったものを策定してまいりました。

今後も、こちらのブラッシュアップ等に関しては、そういった形での手続をまた進めていくことになりますが、議員のご指摘としましては、地域の活動組織を維持・継続するためには、地域計画策定時のような行政を含めた様々な立場の方々が意見を出し合う場をつくることが重要ではないかというご提案と理解しておりまして、まさにそのとおりであるというふうに感じております。

今後、農業組織にかかわらず、機能維持が困難となりつつある組織の状況や、また効果的な取組事例、こういったものを町の各部署が的確に認識し、また情報共有を行うことで、地域組織に提供できる取組を進める必要があると考えております。

また、併せてＤＸに関しての部分でございますが、組織活動の物理的な負担軽減につながる有効な手段の一つであるというふうには認識しております。ただ、どうしても地域の活動でございます。幅広い年齢層に対応した分かりやすいものであることが前提となるでしょうし、費用面の課題、また、全てを自動化するというのでは、組織内のつながりがますます希薄になるということも一例として考えられます。こういったことをいろいろ踏まえながら、無理なく導入できる技術、こういったものを調査研究していくことが重要だと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

瀬田議員。

○５番（瀬田　萌）　ありがとうございます。

組織のつながりが希薄になるというご懸念ですが、過酷な物理的負担で組織が疲弊し、成り手がいなくなってしまえば、つながりそのものが消滅してしまいます。一部の自動化で負担を減らすからこそ出合作業への参加ハードルが下がるなど、住民同士の前向きなつながりを考える余力が生まれると思いますので、ぜひ積極的な調査研究をお願いいたします。

２点目、「実情に寄り添う、支援制度の柔軟な見直しは」として伺います。

現在の支援制度において、形式的な要件によって本当にサポートが必要な人

が対象外となってしまうケースがあると感じています。

例えば、介護のために近くに住む別世帯の家族であっても、同一敷地内ということで一律に同居とみなされたり、あるいは実際に同居しているご家族であっても、家族のサポートが受けられるのだからという形式的な要件でサービスが制限されてしまうケースです。また、共働きなどで家計を支えているご家庭が所得制限の壁に阻まれて対象外となってしまうことも少なくありません。

できる限りのことを自分たちでしようとすることで要件のはざまに入り込んでしまい、結果的に頑張る人ほど支援から漏れてしまうといった不条理な現状があります。サポートできる方が近くにいらっしゃらない方の支援ももちろん大事ですが、こうした見えない負担を抱える家族が孤立し、押し潰されてしまう前に、的確に手を差し伸べる仕組みも必要だと考えています。

そこでお伺いします。現在の町の支援制度において、懸命に日常を支えている人が漏れてしまうような要件のはざまが生じていないか、分野横断的な点検や見直しは行われているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（辻井　成人）　福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦　満）　議員のおっしゃいましたとおり、仕事をしながら自宅で介護を担うご家庭など、形式的な要件のはざまに入り込んで孤立や過度な負担を抱えてしまうケースがあることは、大変重要な課題であると認識しております。

ご承知のとおり、限られた財政資源の中でより多くの方々に支援を届けるためには、世帯要件や所得制限、課税状況など、一定の基準を設けることは避けられないものと考えております。しかし、その基準から外れた方々を単にそのままにすることなく、別の支援策を探し出し、つなぎ合わせることが行政の重要な役割だと考えております。

本町では、こうした課題に対応するため、平成30年度にまるごと相談支援係を新設いたしました。社会福祉士、保健師、看護師、主任介護支援専門員、精神保健福祉士などの専門職を配置いたしまして、それまで高齢者や障害、生活

困窮といった分野ごとに縦割りであった支援制度を一手に引き受ける体制を整えているところです。

さらに、県内の他の市町に先駆けて、福祉事務所未設置町村による相談事業、成年後見サポートセンター、ひきこもり相談窓口、障がい者相談支援センターを設置し、それぞれの分野からこぼれ落ちるケースも含め、切れ目のない支援体制の構築を進めております。

重要なのは、公的支援を利用していない方などをいかにして早期に発見し、相談につなげるかという点であります。現在、健診の場での相談勧奨や民生委員との情報連携を通じて地域での情報収集を行いまして、支援が必要と思われる方を訪問するなどのプッシュ型のアウトリーチに取り組んでおります。町単独での解決が難しいケースにおきましても、関係機関へのきめ細やかな取り次ぎを行うなど、制度のはざまに陥った方々の問題解決に総合的に取り組んでまいりました。

今後も、まるごと相談支援係に寄せられた多様な相談を通じまして、個別の要件のはざまを把握するだけでなく、関係機関や庁内関係課とも適宜情報共有を図りながら、見えない負担を抱えながらも相談に至っていない方々へのリーチを強化しまして、制度の適用や運用における課題について、随時検証、見直しに努めてまいります。引き続き、困り事を抱える家族へ的確に手を差し伸べられるよう、しっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

瀬田議員。

○５番（瀬田　萌）　ありがとうございます。

まるごと相談支援係をはじめ、切れ目のない支援体制を構築されている現場の皆様に敬意を表します。

現在、国や県も縦割りをなくすために重層的支援体制整備事業などの支援メニューを用意していますが、本町のように先行して縦割りを打破している自治体にとっては、かえって型にはまった要件や事務手続が窮屈であり、実情に合

わないという現実があるかと思います。

だからこそ本町の取組を先行モデルとして県や国へ明示し、実情に合った柔軟な財政支援メニューへのアップデートを強く要求していただきたいです。そこから生まれる財源の余白をさらなる活力へ投資するため、広域的な制度化や財政支援の拡充を誇りを持って訴えかけていただくよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

３点目、「定住と交流を促す、本町の特色に応じた土地活用は」として伺います。

本町の都市計画マスタープランや立地適正化計画では、今後の災害リスク等を見据え、集約型の都市構造へと転換していくことが掲げられ、新設された教育・保育拠点の周辺などを都市拠点や居住環境地区と位置づけています。しかし、これは用途制限をかけているに過ぎず、それだけで居住促進に向けて動き出すことができたり、物理的な受皿が広がったりするわけではないと認識しています。

モニターをお願いいたします。

今、新たな定住や交流の需要があっても、この計画を裏づけに雨水排水の整備等にすぐに取りかかるなどはできず、ご覧のとおり、拠点周辺の多くが農用地区域に指定されているため、いわゆる農振除外のハードルも極めて高く、新たな開発を諦めざるを得ないのが実態ではないでしょうか。

これらを乗り越えるためには、住宅と産業誘致を同時に進め、町内で働き町内で暮らすことができる職住近接のモデル街区の構築など、農地だからと諦めるのではなく、県へ特例的な除外を交渉していく必要性を感じます。

その際、ただ農地を減らすのではなく、産学官連携のＧＸ推進プロジェクトなどで町内の遊休農地を再生し、新たな農業の拠点として編入することで、優良な農地の総量を守りながら新しい活力も生み出すという提案を行っていただきたいです。

明和町の特色である農地という資源と向き合い、計画の矛盾を乗り越えて、

新たな定住と交流の受皿をつくること、それが明和町に活力を循環させる鍵だと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　ご質問にお答えいたします。

まず、人口減少が進む中、定住人口や交流人口、いわゆる関係人口を確保し、地域経済や税収などの新たな活力を生み出していくためには、本町の土地をどのように生かしていくかという視点は非常に重要であると認識しております。

本町では、都市計画マスタープランや立地適正化計画において、居住や都市機能を一定の区域へ誘導する集約型のまちづくりを進めている方向性を示しています。ただ、これらは単に土地の利用を制限するものではありませんが、議員のおっしゃるとおり、計画に位置づけるだけで直ちに住宅開発が可能になったりとか、道路や雨水排水などの基盤整備が整ったりするようなものではございません。

本年の３月の議会でもちょっと触れましたけども、明和北小学校の開校など教育・子育て環境の充実は、新たな居住につながる大きな機会である一方、雨水排水などのインフラが住宅開発や民間投資の課題となり得ることも認識はしております。今後は、計画で示した土地利用の方向性をどのように具体的な居住環境や基盤整備につなげていくかが重要であると考えております。

一方、農地についてなんですけども、食料生産だけでなく、美しい景観や防災などの役割も持つ重要なこれも地域資源でございます。農業振興地域農用地区域からの除外につきましては、法で定められた要件を満たす必要がありまして、単に県との協議で特例的な除外が簡単にできるようなものではございません。

また、農用地区域からの除外によって都道府県の農地目標面積に影響が出るおそれがある場合は、農用地区域への新たな編入や荒廃農地の解消など、農地の減少による影響を緩和する考え方も制度上設けられております。

このため、農地だから開発できない、であったり、開発のために農地を減ら

していくという二者択一ではなくて、守るべき農地を確保しながら、町の将来に必要な居住や産業の受皿については、農業、防災、インフラなどを一体的に考えていく必要があります。

議員からご提案のありました職住近接のまちづくりや農地の再生などについても一つの考え方として受け止めさせていただき、具体的な土地利用や民間ニーズを踏まえながら、活用できる制度について、県をはじめ関係機関と協議・研究してまいります。農地という本町の大切な資源を守りながら、新たな定住、産業、交流につながる土地利用との両立を図り、将来の明和町の活力につなげてまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

瀬田議員。

○５番（瀬田　萌）　ありがとうございます。

本町は、史跡斎宮跡や一部の里山を除いて、面積の大部分が農用地区域、いわゆる青地に覆われています。課長からお話のあった影響緩和措置ですが、他市町はその一律の制度で成り立つかもしれませんが、大部分が青地に覆われている本町に当てはめたままでは、町の未来を描くことすら困難になってしまいます。

現実問題として、令和８年度は、20％以上の影響緩和措置を講じなければならないという状況に直面しています。農地を守ろうとするルールが農地を持っている方の将来を苦しめることになっては本末転倒で、白地が非常に少ないという本町の特殊性を逆手に取り、荒廃農地の再生と具体的な居住環境や基盤整備など、協議の裏づけとなる町の方針をきちんと示し、前へと進めていただきたいです。

個々の抱える負担を取り除き、そこで生まれた余白に新たな活力を呼び込むことを改めて要望し、「見えない負担を解消する、活力循環のまちづくりについて」一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井　成人）　以上で瀬田議員の一般質問を終わります。

10番　山本　章　議員

○議長（辻井　成人）　６番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町に対する関心度向上」の１点であります。

山本議員、登壇願います。

（10番　山本　章議員　登壇）

○10番（山本　章）　議長に登壇の許可を得ましたので、事前通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

まずは、ちょうど４年１期目です。１期目の最後の質問となりますので、昼から少し疲れている時間だとは思いますけども、皆さん、どうぞよろしくお願いします。

それでは、まずは一つ目、住民と行政をつなぐ情報発信・ＤＸについて。

町ホームページや公式ＬＩＮＥをはじめとする情報発信・ＤＸについて、現在、利用状況やアクセス状況をどのように把握、分析し、これまでどのような改善を行ってきたのか。

また、行政から情報を発信するだけではなく、子どもから高齢者まで誰もが必要な情報にたどり着き、地域で感じた課題や意見を身近に行政へ届けることができる双方向の仕組みについて、今後どのように考えているのか。

さらに、明和北小学校開校をはじめ、新たな施設や制度、事業を開始すれば、事前には想像できなかった課題が生じることは当然あると考えます。重要なのは、想定外の課題が生じたことだけでなく、現場から上がってきた声や課題を行政としてどのように受け止め、関係部署で共有し、誰が判断し、どの程度のスピード感を持って改善につなげていくのかであると考えます。

特に子どもに関わる課題について、町が掲げる子どもを真ん中に据えるという視点から、現場の声を迅速に把握し、必要に応じて柔軟に仕組みを変えていく体制をどのように考えているのか伺います。

○議長（辻井　成人）　山本議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村　由美子）　町の情報発信につきましては、これまでの議会におきましても、福岡市の情報発信の事例をはじめ、タイムリーな情報提供や町民の皆さんと行政との双方向の情報発信の必要性などについて、何度かご質問をいただいております。町といたしましても、必要な情報を必要とする方に分かりやすく確実に届けていくことは大変重要であると認識しています。

町の公式ＬＩＮＥ登録者も徐々に増加しており、町ホームページをはじめ、各種ＳＮＳを活用した情報発信にも積極的に取り組んでいます。一方で、これまで主要な情報伝達の手段の一つであった防災行政無線につきましても、デジタル化に合わせて運用体制を見直し、戸別受信機の貸与終了を見据え、新たな情報伝達手段への移行を進めております。

こういったことからも、ＬＩＮＥやＳＮＳ等を活用した情報発信の重要性は、今後さらに高まっていくものと考えております。また、行政から一方的に情報を発信するのではなく、子どもから高齢者まで町民の皆さんが必要な情報にたどり着きやすく、地域で感じた課題やご意見を身近な方法で行政に届けていただける双方向の仕組みも重要であると考えております。

デジタルを活用する一方で、デジタルだけに偏ることなく、幅広い世代の皆さんに情報が着実に届き、町民の皆さんの声も行政に届く仕組みづくりについて、引き続き検討していきたいと考えております。

なお、現在の利用状況やアクセスの状況、これまでの具体的な改善内容につきましては、総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（朝倉　正浩）　本町のホームページや公式ＬＩＮＥをはじめとする情報発信・ＤＸの利用状況とこれまでの改善についてでございますけれども、現在、町では、ホームページに加えまして公式ＬＩＮＥや各種ＳＮＳなど、複

数の媒体を組み合わせて情報発信をしております。利用状況の把握・分析につきましては、ホームページのアクセス解析に加え、各ＳＮＳの登録者数の推移やメッセージの閲覧状況などを定期的に確認しております。

本年８月時点での具体的な利用状況としては、公式ＬＩＮＥの友だち登録者数が5,997人、インスタグラムのフォロワー数が2,127人となっております。その分析を踏まえた改善点について、まずホームページでは、大幅な改修には費用を伴うことから、現在、まちづくり戦略課が進めている電子申請のポータルの導入に合わせたリニューアルを検討しております。

一方で、公式ＬＩＮＥにつきましては、先ほどの登録者数5,997人のうちブロック数が1,152人に上っており、一般的なアカウントと比較してブロック数が多いという課題がございます。このため現在できる改善として、配信画面の見栄えや操作性の向上に努めており、具体的には、複数の画像を横にスライドして閲覧できるカルーセル機能の活用やフレックスメッセージ機能を用いてボタンでサイトへ遷移できるよう変更するなど、利用者が直感的に情報を得やすいよう工夫を行っております。

今後は、利用者が受け取りたい情報の分野を選択できるセグメント配信の導入やＬＩＮＥメニューの切替えを検討しており、必要な人に必要な情報を届ける環境を整備してまいりたいと考えております。

デジタルを活用した双方向の取組として、公式ＬＩＮＥの機能拡張やＬｏＧｏフォームの既存ツールをさらに応用し、身近な地域課題などを住民の皆様がスマートフォン等からでも写真や位置情報付きで手軽に町へ通報、あるいは相談できるような仕組みの導入など、様々な場面で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。

先日、中学生の議会で私が担当になった中学生の子どもが、まず、よく大淀

に行くと。その子が大淀に行く中で、道路で破損している箇所を見つけたときにどこへどうやって伝えたらいいのと言ってきたんですよ。ふだん使っているＬＩＮＥとかで何かできないのかなというようなことをそのまま率直に言われました。

また、町のホームページや公式ＬＩＮＥについても、どうやって使うといいんやろうとかいうような話を子どもから本当に普通に素直な意見として聞いたときに、ああそうか、この子たちの目線はすごい大事やなと思い、そこで自分としても再認識してＬＩＮＥだとかを見させていただいたんですけれども、確かにふだん使っているものとは違うなというような見え方をしたので、必要な情報がどこにあるのか分かりにくいよなとか操作しにくいというのが感じられている部分だと思いました。

先ほどの答弁でもアクセス状況や登録者数の分析などをしているということでしたけども、数字だけではなくて、実際に利用する子どもや高齢者、地域住民の声を聞きながら、利用者の目線でホームページや公式ＬＩＮＥの使いやすさを検証していく、改善していく考えはあるのか伺います。

○議長（辻井　成人）　総務課長。

○総務課長（朝倉　正浩）　議員からもありましたけれども、近年では、子ども、あるいは高齢者の皆さんもＬＩＮＥをはじめとしたＳＮＳを多く活用されとるような状況でございます。町のほうも随分主になりつつあるんですけれども。現在、町のホームページも、過去に議員さんからもいただいていますけども、分かりづらいといったご意見等もたくさんいただいております。

やはり見直しを図らないと、運用だけでは大きな改善は図れないなという、実際もちょっとありまして、現在考えております。そのため、先ほど申し上げたとおり、ＤＸの推進も含めたホームページ更新の際には、いわゆる双方向でのやり取り、情報交換も含めて検討していきたいと考えておりますけれども、子どもや高齢者からも情報が気軽に集まる仕組みというものを考えていきたいというふうに考えております。

ただ、その一方で、例えば情報が重複して大量に来たときの職員の業務対応とか、偽情報、あるいは不適切な情報が寄せられたときに直ちに対応できるかどうか。そういったことも想定しながら、利用者目線で使いやすいホームページやＳＮＳ等の仕組みの導入、運用、改善も今後ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。

今の答弁で、町としても、現在のホームページは運用上の工夫だけで大きな改善は難しく、ＤＸの推進に合わせた大幅な見直しが必要であるという認識は確認できました。

令和９年秋頃には防災行政無線、戸別受信機の廃止も予定されており、今後、ホームページや公式ＬＩＮＥは、単なる広報手段ではなく、平時にも災害時にも住民と行政をつなぐ重要な情報基盤になると考えます。

その中で、特に大切にしていただきたいのが子どもたちの声です。先日の中学生議会でも、子どもたちだからこそ気づく率直な課題や、ふだんＬＩＮＥを使っているからこそ、その具体的な提案がありました。こうした声は、町にとって非常に価値のある情報だと思います。

また、子どもが迷わず使える仕組みは、高齢者をはじめ多くの住民にとっても分かりやすく、使いやすい仕組みになるはずです。子どもを単に情報を受け取る側と考えるのではなく、一緒によりよいサービスやコンテンツをつくる存在として、その意見を積極的に取り入れていただきたいと思います。

中途半端な改善で終わらせることなく、必要な予算をしっかりと確保して、道路の破損など地域の課題も気軽に届けられる双方向の情報基盤を整備していただくことを強く要望して、この質問を終わります。

次に、住民の声や地域課題の把握・共有・政策への反映について。

自治会からの要望をはじめ、窓口、電話、メールなど、様々な経路から寄せ

られる住民の声や地域課題について、現在どのように把握、蓄積し、役場内で共有しているのか、また、それぞれを個別の要望や相談として対応するだけではなく、共通する課題を整理、分析し、優先順位をつけ、今後の施策や事業の改善につなげていく仕組みをどのように考えているのか伺います。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　ご質問の住民の声や地域の課題の把握・共有・政策への反映についてお答えいたします。

現在、自治会からの要望をはじめ、窓口、電話、メールなど、様々な形で住民の皆様からご意見やご相談をいただいており、それぞれの担当課において把握し、必要に応じて関係課と共有しながら対応しているのが現状でございます。

一方で、こうした声を個別の要望や相談として対応するだけでなく、複数の地域や窓口から寄せられる共通した課題として整理し、行政運営や政策につなげていく仕組みは、今後さらに充実させていく必要があると考えております。

現在進めています共創ＤＸでは、2040年を見据えた町の将来像を住民の皆様と共に描くとともに、オンラインでの意見募集や共創セッションなど、これも利用者目線ですね。を、基に、住民の声をまちづくりにつなげる仕組みづくりを進めているところでございます。

今後は、2040ビジョンやその後の職員の行動指針を踏まえ、様々な経路から寄せられる声を分野や地域などで整理し、庁舎内で共通課題として横断的に把握できる仕組みを検討してまいります。

また、寄せられた意見、そういうものは、ＡＩなどの活用によって意見の分類や要約、傾向などの把握を行って事業の改善や施策の検討につなげ、最終的な優先順位や政策判断は、地域の実情や必要性、緊急性なども踏まえて、そこは人が責任を持って行うことが基本であると考えております。住民の皆様の声を単なる個別の要望として終わらせるのではなく、町の課題を把握するための大切な情報として活用し、住民と行政が共にまちづくりを進める仕組みにつなげてまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。

ＡＸを知ってます？ＡＸは、今年の政府の骨太施策の中にＡＩの活用について、今までＤＸ、デジタルトランスフォーメーション、デジタルの活用をいかに利便性を上げていくかというところが施策としてありました。今年からＡＩトランスフォーメーションと言われて、ＡＩを使って利便性を上げていくというか、物事の推測ですよね、ＡＩなので。ＤＸというのは基本的な利便性を上げていく、ものの繰り返しを簡単にしていく。そこに対してを簡単にしていく。ＡＩなので、今まで自分たちがやってきたことの先をどう思うかなんで、そのような推測を使っていくという、そのような取組を政府自体、国自体が進めていくよというふうに言われています。

今後、この中に国の予算や事業が展開されていくことになるので、持続的な行政運営についても、自治体がＡＸは必要という考えになっていきますよという、このような国の流れを把握しながら取り組んでいってくださいよというのが始まるので、ぜひそれは取り入れていってほしいなと思う一つなんです。

また、先ほどの答弁でも、様々な経路から住民の声を整理して、役場内で横断的に把握できる仕組みを検討していくということでしたので、その方向性は私も重要だと本当に思います。

そこで、現在の状況だけ確認させてください。現在、各担当課に寄せられている住民の声や要望について、町全体として、どのような声がどれだけあり、どの地域から寄せられ、どのように対応したのかまで一元的に把握できる仕組みになっているのか。仕組みにはなっていないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　ご質問の様々な経路であったりとか担当課別の意見については、今、一元的に把握できる状態になっていませんので、

そこも含めて整理しながら、先ほど言われたＡＸという部分を活用の軸に持ちながら、分析をかけながら、政策判断であったりとか、そういう材料にしていけるような環境と思っております。

ただ、ＡＸにいく前に、まずデジタル基盤が整っていないとそもそもＡＸの活用はできないので、そこの部分についてもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　分かりました。ありがとうございます。

現段階ではその仕組みになっていないということですが、それならそれでいいと思うんです。大事なのはこれからどうするかなんで。今の現状にどうこう言うよりは、これからどうしていくかだと思います。これは行政内部だけの話ではなくて、各自治会や地域の様々な場面でも同じだと思っています。

例えば住民から出てきた意見や困り事をある程度共通したフォーマットで集めていく。どの地域からどのような声がどれくらい上がっているのか、それに対してどのような対応をしたのか、そしてまだ解決できていない課題は何か。こうした情報を継続して蓄積していけば、それ自体が地域の課題を把握し、解決につなげていく大切なツールになると思います。

こうした当たり前のことほど、実際にはアナログなままで十分に整理されていないこともあると思います。そして、先ほど答弁にもあったように、そこにＡＩなどの技術を活用していく、ＡＸですよね。多くの住民の声を整理して分析する、いわゆるブロードリスニングのような取組につなげていけば、今この地域では何が求められているのか、町全体として何を優先していくべきなのか、もより見やすくなってくると思います。

私は、住民と一緒につくっていくまちづくりというのはこういうものだと思っています。将来ＡＩを活用するということだけではなく、そのためには、まず今から行政、自治会、地域それぞれで住民の声や課題を蓄積できる仕組み、

そして共通したフォーマットづくりを進めていただきたいと思います。

これは要望としてお伝えして、次の質問に入ります。

次に、地域防災力の向上について。

地域で行われている防災懇談会や防災訓練等について、そこで共有された情報や防災に関する知識・経験を参加者だけにとどめず、地域住民へどのように共有して継続的な地域防災力の向上につなげているのか。また、大規模災害による停電や猛暑時なども想定し、避難所における電源や空調等の環境整備、避難所情報の周知、地域で防災を担う人材の育成などについて、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　まず、防災懇談会や防災訓練での情報共有についてでございます。

地域防災懇談会や地域での小中規模の訓練として実施しております防災サバイバルアクションで培った知識や経験については、参加された自治会長や自主防災組織の皆様を通じてそれぞれの自治会に持ち帰っていただき、訓練等を実践していただくことで、地域の防災力の向上につなげたいと考えております。

また、その地域の訓練を実施する際には、ご希望があれば、防災安全課の集落支援制度を活用した専門職員や消防署、消防団による講話や訓練指導を行うとともに、訓練用資機材の貸出しも行い、訓練の効果を高めることに努めております。さらに、中央公民館講座における防災講座の開催や広報物の配布、様々な行事やイベント等における防災に関する啓発に取り組んでございます。

なお、防災懇談会や町主催の訓練以外に、昨年度の下半期は、自治会や各種団体、学校等を対象に、防災講話や訓練指導に町職員、消防団などを派遣した実績といたしまして、回数としては21回、人数で延べ約630人の町民の皆様にお話をする機会をいただきました。

次に、避難所における電源や空調等の環境整備についてです。

本町では、公共施設を中心に指定避難所としており、一部の自治会の公民館

を除き、指定避難所となる施設にはエアコンが設置されております。一方、小学校におきましては、校舎にはエアコンを設置しておりますが、体育館にエアコンが設置されているのは、現在、明和北小学校のみとなっております。

近年、夏場の猛暑が常態化する中、災害時における避難者の健康を守るという観点からも、避難所となる体育館等の暑さ対策は重要な課題であると認識しております。体育館へのエアコン設置につきましては、多額の整備費用に加え、施設の断熱性能や電源設備、維持管理などを含めて検討する必要があることから、現時点では具体的な整備計画については至っておりません。それまでは、備蓄品やプッシュ型支援物資の非常用発電機やスポットクーラーなどにより対応することになります。

次に、避難所情報の周知についてです。

避難所情報の周知につきましては、町の公式ホームページやハザードマップの全戸配布、避難所案内看板などの設置により、指定避難所、緊急避難場所の周知に取り組みます。

最後に、地域で防災を担う人材育成についてです。

地域で防災を担う人材育成につきましては、地域防災懇談会に参加された方や消防団員が地域の自主防災組織に協力していただきたいと思っております。そのための支援ができるように町としても努めていきたいと思っております。また、自主防災組織の研修も引き続き開催し、地域防災を担う人材の育成に努めてまいります。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。

真夏の体育館にスポットクーラーだけやとほんまに駄目ですよね。

答弁では、先ほど、防災懇談会、訓練、講話など様々な取組を行い、昨年下半期だけで21回、延べ約630人の方に防災についてお話しされたということでした。

取組を続けていただいていることは理解します。ただ、大切なのは、何回開催したか、何人参加したかだけではなく、そこで得られた知識・経験がその後どこまで地域住民に共有され、実際に地域防災力につながっているかということだと思います。特に自治会長など毎年交代する方を通じて地域へ伝えていく方法だけでは、地域によって情報の伝わり方や防災意識に差が出ることも考えられます。

そこで、現在町として、各地域でどの程度防災に関する情報が共有され、訓練が行われ、地域によってどのような差があるのかを把握できているのか伺います。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　山本議員のおっしゃいますとおり、防災に関する取組の成果をはかる上で、開催回数や参加人数といった数値だけでなく、そこで得られた知識や経験がどの程度地域に浸透し、実際の防災力の向上につながっているかが重要であると認識しております。自治会長など毎年交代される方を通じた情報伝達という現在の方法では、ご指摘のとおり、地域によって情報の伝わり方や防災への取組姿勢に差が生じることは否めません。

そういった課題への対応も踏まえて、地域懇談会などの場に加えて、地域に出向いて多くの住民の方にもご参加いただく講話や自治会以外の団体等での研修等に講師を派遣する取組を行い、地道に地域防災力の底上げに取り組んでいるところです。

地域ごとの防災意識や取組の差については、昨年度は自主防災活動に関するアンケートを行い、継続的に行っている訓練等の取組については調査をしておりますが、そもそも取組を行っていない団体も多い状況でございます。今後取り組みたいと回答のあった自治体などを中心に防災講話や訓練内容の検討などを持ちかけておりますが、様々な地域の状況から実現に至らない地域も多くあるのが現状でございます。

個人の意識につきましては、過去に三重大学の大学院工学研究科川口研究室

と連携し、５地区において地震・津波に関するアンケートを実施したこともあるんですけれど、近年はそういったアンケートも実施しておりません。したがいまして、個別のアンケート調査などの結果はあるものの、地域における防災情報の共有状況や訓練の習熟度、さらには、地域ごとの防災意識の差を網羅的に把握することはできておりません。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。

訓練するのもすごく大事ですし、懇談会をしていくのも大事なんですけど、まずは何より災害時に個人が生きないと意味がないので、個人防災能力の向上には力を入れていってほしいと思います。

次に、避難する場所について伺います。

町内では、防災タワーや学校など、一時的に命を守るための避難場所については一定の整備が進んでいると思います。一方で、大規模災害になれば、その後の避難生活をどこで送るのかという二次的な避難先の確保が大きな課題になると考えます。

以前、三重県知事が明和町に来られた際にも、こうした広域的な避難について、県としても自治体間の連携を応援していくという趣旨のお話があったと記憶しています。で、あるならば、明和町の中だけで全て完結させるのではなく、県とも連携しながら近隣自治体等と平時から関係をつくり、災害時にどこへどの程度の住民が避難できるのか、受入先となる避難所の状況も含めてあらかじめ共有し、見える化しておくことが必要だと思います。

また、町内を見ても、体育館に空調がなくても学校の教室には空調がありますし、現在使用されていない旧小学校など、今ある施設を活用するという考え方も必要です。こうした施設は、災害時だけ突然使おうとしても実際に機能するとは限りません。ふだんから地域活動などで活用し、施設の状態を把握しておくことが、災害時に本当に使える避難場所の確保につながると考えます。

そこで伺います。町内の既存施設や旧小学校などを平時から活用していくことと、県を交えた他自治体との広域的な連携を組み合わせ、二次避難場所を確保していくことについて、町としてどのように考えていますか。

○議長（辻井　成人）　防災安全課長。

○防災安全課長（荒木　隆伯）　大規模災害時における二次避難先の確保は重要な課題であると認識しております。

まず、町内の既存施設の活用についてでございます。学校の教室には空調は設置されており、停電でなければ避難時に使用することができます。また、閉校となった旧小学校の校舎にも空調設備は設置してあります。

山本議員のおっしゃるとおり、これらの施設を災害時に実際に機能させるためには、平時からの活用が必要でございます。閉校した小学校の跡地を含む既存の施設については、教育委員会や関係部局と連携し、学校教育や地域活動、生涯学習の場として活用することにより施設の状態把握が進み、災害時に使える避難場所としての機能が高まると考えております。

次に、県を交えた広域的な避難先の確保についてです。

三重県知事と明和町長の対談において提案いたしましたが、各自治体がそれぞれ広域避難の調整を独自に進めてしまいますと、全体として望ましい状況にならない可能性があります。特に県中部に位置する明和町が近隣市町と個別に協定等を締結しますと、必然的に他の市町間の調整にも影響を及ぼす可能性が想定されます。

そのため、現在、発災後は、三重県地域防災計画と県と各市町の協定等により、三重県において調整を行う想定となっていますけれど、本来は、被害想定に基づき事前の調整を行えることが望ましいと考え、知事と町長との円卓対話をはじめ、様々な機会で県に働きかけているところでございます。

今年度は三重県の新たな被害想定も発表される予定でございますので、それを受けて三重県が主導的な役割を果たし、県内市町間の避難調整を事前に進めるよう改めて働きかけていきたいと思っております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　二次避難については、明和町だけで解決できる問題ではないと思っています。明和町が個別に近隣市町と連携を進めれば、それで解決するというものではないということが分かりました。

大規模災害になれば、それぞれの市町が同じような避難先を必要とする可能性があります。だからこそ、ここは県が音頭を取り、広域的にどこへ避難できるのか、どれだけ受け入れることができるのかといった情報を自治体間で共有できる体制をつくっていく必要があると思います。その方法として、例えばアプリケーションなども活用した見える化も一つの提案材料になると思います。

これは人命に関わることであり、時間をかけて徐々に検討していくというよりは、早期に動き出すべき課題だと私は考えます。町長から三重県に対して、県が主体となって広域避難の体制づくりを進めていただくよう、明和町として早期に強く要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。大淀ふれあいキャンプ場の活用と民間・地域との連携について。

大淀ふれあいキャンプ場について、現在の利用状況や管理運営状況をどのように把握し、その効果や課題をどのように検証しているのか。また、町の貴重な地域・観光資源としてその可能性をさらに引き出していくために、現在の管理運営方法が最適であるのか改めて検証し、行政や既存団体だけで担うのではなく、民間事業者や地域団体などの専門性や力を生かした運営・連携も含め、今後どのように活用していくのか、考えを伺います。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　大淀ふれあいキャンプ場の管理運営状況と、その効果、課題の検証並びに今後の活用方針についてご質問をいただきました。順を追ってお答えをさせていただきます。

まず、現在の利用状況や管理運営状況の把握及びその効果と課題の検証につ

いてでございます。

本キャンプ場につきましては、現在、明和町観光協会に管理運営を委託しており、日々の事業実績や施設の状況につきましては、定期的な報告等を通じて把握に努めているところでございます。

利用状況の推移につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでは、毎年度おおよそ2,500～3,500人程度の利用者で推移しておりました。その後、感染症の影響による一時的な閉鎖等に伴い減少した時期もございましたが、キャンプ場の通年営業の開始、また近年のキャンプブームの影響から、令和３年度には約6,400人、令和５年度には約5,500人と、非常に多くの方にご利用いただいている状況でございます。

直近の令和７年度の利用者数は約3,000人、利用料金収入は約890万円となっております。一時のキャンプブームが落ち着き、利用者は以前の水準に戻りつつありますが、週末や連休を中心に多くの皆様に豊かな海辺の自然を楽しんでいただいており、明和町の知名度向上や町外からの誘客拠点として、引き続き一定の効果を発揮しているものと分析しているところでございます。

管理運営状況といたしましては、日中は管理事務所に管理人が常駐いたしまして、来客対応をはじめ日常的な敷地内の環境維持や修繕を行っているほか、夜間においても、必要に応じて観光協会の職員が現場へ赴くなど、利用者の安全と安心を第一に考えた対応がなされているものと認識しています。

一方で、課題といたしましては、施設自体の経年劣化への対応が挙げられます。また、現在の限られた体制の中では、積極的なプロモーションや新たな収益につながる企画の立案に十分な人員や時間を充てることが難しいという運営面での課題も認識しております。

町といたしましては、こうした利用実績や現場の声を客観的に検証する中で、現状の体制のままでは本施設のポテンシャルを十分に発揮し切れない状況にあると受け止めており、運営手法を見直す時期に来ているものと考えているところでございます。

次に、今後の活用についてでございます。

ご指摘のとおり、大淀ふれあいキャンプ場は、明和町にとって貴重な地域資源、観光資源でございます。この資源の価値をさらに高め、持続可能な運営を図るためには、行政や既存団体の枠組みにとらわれず、運営手法の見直しが必要であり、今後は、民間事業者が有する専門的なノウハウや企画力、また集客力を生かす視点が重要であると考えております。

具体的には、民間事業者や地域団体などに対し、本施設の利活用に対するアイデアや参画の意欲を広く対話形式で伺うサウンディング型市場調査の実施や、民間活力を活用した新たな運営の枠組みづくりを視野に入れ、最適な管理運営手法を検討してまいりたいと考えております。

大淀ふれあいキャンプ場が今後も多くの皆様に親しまれ、地域に活力を与える施設となるよう、最適な活用方策の具体化に前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。

答弁では、現状の体制のままではキャンプ場のポテンシャルを十分に発揮し切れず、運営手法を見直す時期に来ているとの認識を示していただきました。また、サウンディング型市場調査や民間活力を活用した新たな運営の枠組みについても、前向きに検討していくということでした。

方向性については、もうまさしくと思います。ただ、私が一番気になるのは、それをいつから始めるのかということです。大淀ふれあいキャンプ場は、これから新しくつくる施設ではありません。既にそこに海があり、自然があり、町外から人を呼べる可能性を持った明和町の貴重な資源です。

私は、地元ですから、ふだんからこのキャンプ場の様子をよく見に行きます。ゴールデンウイークやお盆など、本来であれば多くの人でにぎわうはずの時期、もちろんゆっくり過ごせることがこのキャンプ場の魅力の一つでもあります。

しかし、それを差し置いても、本当にこのままで大丈夫なのか、まだまだ違う活用の仕方があるんちゃうかと感じることがよくあります。

これは、単に利用者を増やせばという話ではありません。この場所に人が来ることで地域にどのような経済効果を生み出せるか、海や地域資源とどうつなげられるのか、キャンプ場だけではない新たな使い方はできないのか、民間の企画力や発信力を入れることで今までとは違う価値を生み出せないのか、そう考えると、私は、今の状態は非常にもったいないと感じます。そして、もったいないで済ませる時間もそんなに長くないなと思っています。

答弁にもあったように、施設は年々老朽化していきます。時間がたてばたつほど魅力や競争力を失い、結果として町の負担だけが増えていく可能性もある。だからこそ、ここは少し危機感を持って取り組んでいただきたいなと思っています。

今後検討するということではなく、サウンディング型市場調査を含めた具体的な見直しをいつ頃から始める考えなのか。例えば今年度中に動き出すのか、次年度に向けて具体的なスケジュールを組むのか、町としての時間軸を聞かせてください。

○議長（辻井　成人）　斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下　純）　山本議員が地元として日頃からキャンプ場の状況をご覧になり、その可能性と現状への危機感をお示しいただきました。海や地域の資源とつなげて、民間の企画力や発信力を生かして新たな価値を生み出すという視点について、町といたしましても同じ思いでございます。施設の老朽化も踏まえて、スピード感を持って取り組む必要があると認識しております。

その上で、時間軸についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました運営手法の見直しにつきましては、昨年度に、土地や運用面での課題を整理し終えたところでございます。これを踏まえて、サウンディング型市場調査を今年度中に実施したいと考えています。この調査により、

民間事業者の参入意向やキャンプにとどまらない活用のアイデアなどを把握し、次年度以降の具体的な運営手法の見直しにつなげていきたいと考えております。

また、この取組はキャンプ場を管理運営しております明和町観光協会の体制見直しとも密接に関わりますことから、両者を同時に進めてまいりたいと考えております。「今後検討する」にとどまらず、まずは今年度のサウンディング型市場調査を第一歩として、具体的に動き出してまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。いいですね、ありがとうございます。

今年度中に、サウンディング型調査を実施して、次年度以降の具体的な運営手法を見直して、つなげていってくれるという時間軸まで示していただきましたので、ぜひスピード感を持って進めていただければと思います。

海があって、自然があって、既にキャンプ場があって、人が訪れる場所がある。ゼロから新しくつくるものではありませんので、だからこそ、今あるものをどう磨き、どう価値を変えていくのか。そこにはまだまだ大きな可能性があると思います。

そして、今回の答弁では、キャンプ場の運営方法だけではなくて、明和町観光協会の体制も見直していくというお話がありました。これは、決して観光協会をどうこうする、なくしていくという話ではありません。明和町観光協会という名前には、これまで積み重ねてきた信用や認知もありますし、まちの観光を担う組織としてブランド力もあると私は思っています。だからこそ、その名前や役割を大切にしながら、今の時代に合った体制へ再構築していくことが大切だと思っています。観光協会が全てを自分たちで抱かえて、管理も運営も企画も集客も全部やる必要はないと思っています。例えばキャンプ場についても、観光協会が管理するという形を残しながら、実際の運営や企画、集客などについては、そこを得意とする民間事業者に任せるという役割分担も考えられると

思います。大切なのは、これまで誰がやってきたからこれからもそこがやるということではなくて、この施設の価値を最大限に引き出すために誰が何を担うのが一番いいのかという視点から役割分担そのものを見直し、再構築していくことだと思います。これは、キャンプ場だけではなく、これからの観光協会そのものの在り方を考える上でも大切な視点だと思います。

行政、観光協会、地域、そして民間、それぞれが得意なことを担い、役割を分けながら、一つの目的に向かって動ける体制をつくっていく。ぜひサウンディングを単にキャンプ場を誰に運営してもらうのかを探すだけのものにはせず、キャンプ場の可能性と観光協会のこれからの在り方、その両方を考える機会にしていただきたいと思います。そして、何よりサウンディングを実施する自体が目的にならないようにしていただきたい。そこで出てきた民間のアイデアや力を実際の運営や地域の活性化につなげていく。この１年を、調査した１年ではなく、大淀ふれあいキャンプ場と明和町の観光の在り方が変わり始めた１年にしていただくことを期待して、最後の質問に入ります。

10年後、20年後を見据えた自治体経営について。

人口減少、少子高齢化、財政状況、公共施設やインフラの老朽化など、今後さらに厳しい自治体経営が想定される中、限られた財源と人材をどのように分配し、行政が担うべきもの、地域や民間と連携して進めるものをどのように整理していくのか、伺います。

また、10年後、20年後の明和町をどのように描き、その実現から逆算して、短期・中期・長期で何を優先し、どの分野へ重点的に投資していく考えなのか、考えを伺います。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　山本議員からの10年後、20年後を見据えた自治体経営について、お答えしたいと思います。

私が目指すのは、人口減少が進む中にあっても町民の皆さんが安心して暮らし、住みたい、住み続けたいと思える明和町です。そのためには、目の前にあ

る課題に対応するだけではなくて、10年後、20年後の明和町の姿を見据え、そこから逆算して、限られた人材と財源をどこに重点的に配分していくのかを判断することが重要であると考えています。

これまでも、子育て・教育では、明和北小学校の整備や子育てＤＸ、それから、福祉・支援では、こども家庭センターやさくら教室など将来を見据えた取組を進めてきました。また、雨水排水をはじめとする生活基盤の整備についても、町民の安全・安心を守るだけではなく、住宅開発や企業立地など、将来のまちづくりを支える重要な基盤であると認識しております。現在、浸水リスクや開発需要などを踏まえて、優先度の整理や必要な対策の検討を進めているところです。さらに、人口減少の中でも町の活力を維持していくためには、企業活動や民間投資を呼び込み、雇用や所得、消費、税収へとつながる地域経済の循環を育てていくことも必要です。そのため、企業活動や居住、投資が広がりやすい環境を整えることも行政の重要な役割であると考えています。

一方で、全てを行政だけで担い続けることはできません。行政が責任を持って守るべきものはしっかりと守りながら、地域や民間の専門性や力を生かしたほうがよりよい効果が期待できるものについては、役割を分担し、共創していく必要があります。

現在策定を進めています2040ビジョンについても、将来像を描いて終わるのではなく、その後の行動につなげていくことが重要です。住民の皆様の声や人口・財政・地域経済などのデータも踏まえながら、今後の事業、組織、人員、予算を判断していく際の一つの基準としていきたいと考えております。短期的には、今ある行政サービスや暮らしの基盤を持続可能なものにしていくこと、中期的には、人口減少を見据えて、公共施設や行政サービス、組織の在り方を見直していくこと、そして、長期的には、次の世代が明和町で暮らし続けたいと思える環境と町の活力を維持できる基盤をつくっていくことが重要であると考えています。

また、ＤＸやＡＩを活用して業務そのものを見直し、そこで生み出された職

員の時間や資源を、人にしかできない支援や子育て・教育、福祉、生活基盤、地域経済など明和町の未来につながる分野へと振り向けていくことも必要です。将来の変化を待って対応するのではなく、目指す未来から逆算し、何を守り、何を変え、何を伸ばしていくのかの判断しながら、持続可能で将来への投資を続けられる明和町をつくっていけたらというふうに考えています。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。町長からは、目指す未来から逆算して、何を守り、何を変え、何を伸ばしていくのかという判断をしていくという答弁でした。ありがとうございます。その中で、また雨水排水についても、今ある課題への対応だけではなくて、住宅開発や企業立地など将来のまちづくりを支える重要な基盤として考えていく。そして、企業活動や移住、投資が広がりやすい環境を整えていくというお話もありました。私は、まさにそこが重要だと思っています。

雨水排水については、今既に排水能力の問題が起きていますから、これは、単に水を流すための対策だけで終わらせず、防災や住宅開発、企業立地などと組み合わせ、10年後、20年後のまちづくりにつながる投資として考えていく。水道についても、現在使われている水道管には耐用年数40年という一つの更新サイクルがあります。だからこそ、更新時期が来たところからそのたびに対応するのではなくて、この40年という耐用年数を一つの時間軸として更新計画を持って、ハザードマップや防災上の重要性なども重ねながら、どこから優先的に強いインフラへ更新していくのか考える。そして、長期的な更新計画が見えれば、地域の企業にとっても将来の仕事が見え、人を育てる、雇用する、設備や技術に投資するといったことにもつながっていくと思います。一つの行政投資を一つの目的だけでは終わらせない。防災、まちづくり、地域経済、雇用、そして将来の税収まで、できる限り幾つも施策を重ねていく。私は、限られた財源の中で将来の投資を続けていくためには、こうした考え方がこれからます

ます必要になると思っています。

そして、ここまで考えたときに、全ての土台となるものがあります。それが、先ほど瀬田議員も言っていました、土地をこれからどう使っていくのかという土地利用の問題です。幾ら雨水排水や水道などのインフラの将来に向けて計画をしても、その先で住宅を建てる、企業が進出する、新しい人に住んでもらう、そのための土地の選択肢がなければ将来のまちづくりにはつながっていきません。その意味で、最後に一つ、今後の明和町に非常に大きな影響を与える可能性がある問題について、町長にお聞きしたいと思います。

それが、農振地域をめぐる新たな制度運用、影響緩和措置についてです。もちろん私は農地をなくして開発を進めればいいと言っているわけではありません。農業を続けていくために必要な農地、守るべき農地は、当然しっかり守っていかなければならないと思っています。一方で、明和町の町域の多くの農地、そして多くの農地を農振地域が埋めています。これまで明和町では、住宅地などに隣接する農地について、一定の要件を満たした場合に、農振除外を行うことで、守るべき農地を守りながら、既存の住宅地から連続する形で緩やかに土地の利用を進めてきました。

ここで、一つ数字を申し上げます。令和７年度三重県全体の農振除外の面積は、22.5ヘクタールです。そのうち明和町は３ヘクタール。県全体の約13パーセントを明和町１町で埋めています。県内29市町ある中でこの数字です。それだけ南と言われる松阪より下の地域では、明和町は集中的に人が来ているということです。これは、農振除外が明和町にとって単なる農地制度の問題ではなくて、これまでの住宅供給や移住定住、そしてまちの土地利用そのものに大きく関わってくる表れではないでしょうか。特に人口減少が進む中で、明和町に新しく住んでくれる方がいる。これは、明和町が持っている大きな強みだと思っています。

そして、もう一つ考えなければならないのが、農地を所有している方々の将来です。高齢化や担い手不足が進む中で、今は管理ができても、10年後、20年

後まで管理できるのか。子どもや孫の世代まで維持できるのか。将来的には手放したいと考える方も当然出てくると思います。だからこそ、私は、農地を守ることと、地域として将来の土地利用の選択肢を残していくことの、この両方を考えていく必要があると思います。

ところが、今回新たな影響緩和措置が適用されたことで、農振除外を行った場合、その面積に応じた新たな農地の編入が求められることになります。農地を守るという国や県の目的は理解できます。しかし、市街化区域を持つ都心部と町域の多くが農振地域である明和町では、同じ制度であっても、その影響は大きく違います。これによって農振除外が実質的に難しくなれば、農業だけの問題ではありません。住宅供給や移住定住、企業立地、土地の価値、そして将来の人口、税収にもつながってくる。つまり、10年後、20年後の明和町そのものに関わる問題だと思っています。

私は、法律を破れと言っているわけではありません。制度を無視して何かしろと言っているわけでもありません。ただ、この制度によって、明和町がほかの自治体以上に大きな影響を受けて、不利益を生じる可能性があるのであれば、まず明和町自身が、この制度は明和町にはこれだけの影響があるという数字、エビデンスを、実態を持ってはっきり示すべきだと思います。そして、県に訴える。必要であれば国にも訴える。地域の実情に応じた制度運用を求めて、「町だけでは変えられない制度だから仕方がない」ではなく、町だけでは変えられないからこそ声を上げる必要があると思っています。私は、それも自治体経営だと思っています。

雨水排水も水道も土地利用も、それぞれ別々の話ではありません。10年後、20年後、どんな明和町をつくっていくのか。そこから逆算して必要なインフラを整え、土地の可能性を残し、地域経済や雇用につなげる。そして、自分たちだけでは解決できない制度や課題があるのであれば、県や国に対しても明和町はこう考えるとしっかり意思表示していく。なんでも国や県の言うとおりにすることでもなければ、なんでも反対するということでもありません。明和町に

とって何が必要なのかを自分たちで考え、必要なことには声を上げ、一つでもよい結果につなげていく。そういう姿勢を持った強い明和町をこれからつくっていくことが大切だと思っています。

町長には、ぜひ先頭に立っていただきたい。今回の農振地域をめぐる制度についても、明和町への影響をしっかり把握して、必要であれば、県へ、そして国に対して明和町として強く意思表示をして要望していく、その考えはあるのか、町長に伺います。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　議員がおっしゃるとおり、これからの明和町を考える上で、極めて重要な課題であると認識しております。農地は農業を支える大切な基盤であり、優良農地を将来にわたって守っていくことは大前提です。一方で、人口の維持や雇用、地域経済を考えれば、住宅や企業などを受け入れる土地も必要です。だからこそ、無秩序に開発を進めるのではなく、10年後、20年後の明和町を見据え、農地、防災、道路、雨水排水などのインフラ、住宅や企業の需要を一体的に考えながら、どこを守り、どこを生かしていくのかを町として主体的に描いていくことが重要であると考えています。

今回ご指摘いただいた農振地域をめぐる制度につきましても、まずは、その制度や運用が本町の農振除外や土地利用にどのような影響を及ぼすのか。さらには、住宅供給や企業立地、移住定住、地域経済などにどのような影響が生じるのか。それをしっかりとバックアップしていくことがまず必要であると考えています。将来像を実現していく中で、国や県の制度や運用が明和町の実情に合わない、将来のまちづくりに大きな課題となるというのであれば、制度だから仕方がないということで終わらせるのではなく、必要な法令であるとか要件を守ることは当然ですけれども、明和町の実情と将来像をしっかり示して、地域の実情に応じた制度運用の見直しが必要であるというふうにまた判断できれば、県に対してしっかりと意見を申し上げ、必要であれば国に対しても要望していきたいというふうに考えております。

そして、必要な時期、必要なタイミングで、私自身も県や国に明和町の実情と考え方を直接伝えられる機会があればというふうに思っています。これは、農地か開発かというような話ではなくて、守るべきものは守る、その上で、明和町の未来に必要なものは町として責任を持って実現への道を探していく。この目指す未来から逆算しまして、何を守り、何を変え、何を伸ばすのかということを判断し、必要なことがあれば、町長として先頭に立って進めていきたいと思っております。そういう覚悟を持って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本　章）　ありがとうございます。町長が本当にそのように先頭で立って動いてくれると言っていただけるのであれば、しっかりと下支えしますし、しっかりと私どもも動かせていただきますので、本当に期待します。先頭に立って動いていただければ有り難いです。

それと、今回国の施策の中でこういうような言葉が出てきます。コペルニクス的展開という言葉が出てきます。どういうところで出てくるかというと、このままの今の経済的な運営をしていくことに関することで、コペルニクス的展開で、我が国においてもこれからの時代を踏まえた国家運営が求められる。コペルニクス展開って、意味分かります？天動説を地動説にごそっと変えた人です。何かといったら、物事の見方や発想を180度根本からひっくり返すということです。そのような発想がなければ、今の時代についていけないということです。今の時代をしっかりと舵を切っていこうと思うと、そのような発想が要る。なので、強い意志と柔軟性を持つことが大事ということが今回の積極財政といわれる中に書かれています。なので、私は、そのような考え方、今分からないからやらないとかではなくて、根本的にひっくり返すぐらいの強気な姿勢を持ってやらないと、今の財政の運営というのはしっかりできないのかなと思いました。

そして、ここに立つのは、言っても任期４年目の最後になるので、この12月

にここに立っているという保証はありません。だから、ここに立ったときに皆さんを見て思ったんですけども、ここに僕らが立つ保証がないので、ここに皆さんおられる方は課長という立場として長く明和町に携わってきた方だと思います。なので、その方たちが、一番最初のときにどのような気持ちでこの仕事に就いたかというのは、このまちの未来であったりとか、このまちの住民を笑顔にするだとか、そんなような強い希望であったりとか情熱を持ってされたと思います。それも長いこと続けてくると、やっぱり慣れてくるので、できないこともあったり、予算があったり、日々の仕事を回していかなあかんということで、少しその情熱も消えかけているところもあったりするのかなとも思います。でも、忘れやんといてほしいです。本気でここのまちの将来のことを考えている人間が、こうやってして反対側にもおるということ。本気でもっとよくしたいと思っている人がもっともっとほかにもおるということを忘れないでください。

そこの舵を取っていかれている方というのは、執行部の方がしっかりと舵を取っていただく。そして、私たちは、こっち側に立てれば、そこに対してのチェック機関として、ここはおかしん違うかとか、ここをこうしたほうがいいん違うかと提案をしながら、向いている方向は一緒です。同じようにここのまちがよくなればいい。ここの住民さんが笑っていればいいという、その辺には何の変りもないと思います。なので、皆さんとこういうふうに４年間できて、ここでもう一度最後にこうやって話できることがすごくよかったなと思っています。いろいろ本当に４年間勉強になりました。ありがとうございました。そして、今回の一般質問、ありがとうございました。

終わります。

○議長（辻井　成人）　以上で山本議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　異議なしと認めます。よって、30分まで休憩をさせていただきます。

（午後　3時　20分）

○議長（辻井　成人）　休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　3時　30分）

７番　奥山　幸洋　議員

○議長（辻井　成人）　７番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「企業誘致・人口増加を支える都市計画と道路・交通基盤について」の１点であります。

奥山議員、登壇願います。

（７番　奥山　幸洋議員　登壇）

○７番（奥山　幸洋）　よろしくお願いします。

議長の登壇の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、企業誘致、人口・住宅地の形成、商業・生活機能、土地利用、道路・交通基盤について、個別の問題としてではなく、これからの明和町のまちづくりとして一体的に捉え、質問をいたします。

明和町は、人口減少、少子高齢化、2040問題、物価や人件費高騰、社会保障費の増加、公共施設やインフラの更新など、複合的な課題に直面しています。一方で、令和８年度からは第６次明和町総合計画後期基本計画が始まり、これ

までの取組や課題を踏まえ、今後５年間のまちづくりを進める時期となります。また、町長は、令和７年度、令和８年度の施政方針において、厳しい財政状況を踏まえ、事業の必要性や優先順位を精査し、選択と集中を進める考えを示されています。私は、これからの明和町に必要なのは、新たな計画を次々につくるのではなく、現在ある計画とこれまで把握してきた課題をつなぎ、限られた財源の中で何を優先して実行するのかを明確にすることだと考えます。そこで、まず将来のまちづくりについてお聞きします。

一つ目は、都市計画マスタープランと後期計画をどうつなげるのか。

明和町では、令和５年５月に明和町都市計画マスタープランが策定されています。この計画では、「住みたい・住み続けたい持続可能なまち明和」を目指し、役場周辺、明星駅周辺、国道23号中村交差点周辺などを拠点と位置づけ、国道23号、主要地方道鳥羽松阪線、近鉄山田線などを広域的な骨格軸として位置づけています。一方で、今後企業誘致が進み、新たな雇用が生まれ、住宅地が形成されれば、人や車の流れは変化します。企業が進出すれば、働く人が必要となり、働く人が増えれば、住む場所が必要になります。住宅が増えれば、買物、教育、医療、福祉、子育てなど生活機能が必要となり、それを支える道路、交通、上下水道、雨水排水など都市基盤も必要になります。つまり、企業誘致、人口、住宅、商業・生活機能、道路・交通を別々に考えるのではなく、一つの都市構造として考える必要があるのではないでしょうか。そこで、お聞きします。

令和５年に策定された都市計画マスタープランについて、その後の人口動向、企業誘致、住宅地形成、土地利用、道路・交通などの変化を踏まえ、現在も今後の明和町のまちづくりに対応できる計画と考えているのでしょうか。また、令和８年度からの第６次明和町総合計画後期基本計画と都市計画マスタープラン、さらに総合戦略や人口ビジョンなど、各分野の計画との整合をどのように図り、具体的な土地利用や都市基盤整備につなげていくのか、お聞きします。

２番目に、企業誘致と人口・住宅・生活機能をどう結びつけるのか。

次に、企業誘致と人口・住宅地形成についてお聞きします。

第６次明和町総合計画では、「産業が元気で活力のあるまち」を掲げ、総合戦略や人口ビジョンでも人口減少対策や地域の活力創出が示されています。しかし、企業を誘致するだけでは、必ずしも人口増加や定住にはつながりません。そこで働く人が町内に住み、住宅が形成され、その周辺に買物、医療、福祉、教育、子育てなどの生活機能が整い、それらが道路・交通によって結ばれることで、企業誘致が定住や地域の活力につながるのではないでしょうか。特にブライトガーデンについては、店舗の移転や閉店が進んでいる中で、今後の土地利用や商業・生活機能を考える上での重要な地域だと考えます。そこで、お聞きします。

企業誘致、雇用、住宅地形成、人口増加、商業・生活機能を一体的に捉え、ブライトガーデン明和を含む今後の土地利用について、明和町として将来の方向性をどのように示していくのか、お聞きします。

三つ目に、これまでの道路課題を現在のまちづくりにどう位置づけるのか。

次に、道路・交通基盤についてお聞きします。

2020年に明和町が国土交通省へ提出した道路行政に関する内容では、町道の延長が400キロメートルを超える一方、その大半が幅員４メートル以下であること、国道23号への通過交通、生活道路への車両流入、歩道未整備、交差点改良、鉄道との平面交差による南北交通の分断など、具体的な課題が示されています。これらは、過去の課題として終わらせるのではなく、現在の道路事情や今後のまちづくりを踏まえて改めて検証する必要があります。その後、明和町では、県道と町道の機能交換が行われています。特に中央線については、最近、県との機能交換によって県道となっており、町内の道路ネットワークの中でその役割も変わってきていると考えます。一方、鉄道との平面交差については、私自身もこれまで２回関連する質問を行ってきました。しかし、現時点では、その後の具体的な進展について明確な報告はないと認識しています。そこでお聞きします。

2020年に国土交通省へ提出した道路行政の課題について、現在までに何が改善され、何が継続し、何が未解決となっているのか。町としてどのように検証しているのでしょうか。また、県道と町道の機能交換によって県道となった中央線について、現在の町内道路ネットワークの中でどのような役割を担う道路と考えているのでしょうか。さらに、私がこれまで２回質問してきた鉄道との平面交差について、その後、関係機関との協議・検討状況と、今後の見通しについてお聞きします。そして、これらの道路課題を現在の都市計画マスタープランや第６次明和町総合計画後期基本計画の中でどのように位置づけていくのか、お聞きします。

４番目に、明和中学校・明和北小学校周辺の交通課題にどう取り組むのか。

最後に、道路・交通基盤の具体的な課題として、明和中学校・北小学校周辺についてお聞きします。

明和中学校と明和北小学校は隣接した位置にあり、登下校の時間帯には、小学生、中学生、保護者による送迎車、スクールバス、自転車、徒歩など様々な交通が集中します。特に雨天時には、保護者による送迎車が増えることもあり学校周辺の道路や交差点に交通が集中し、交通停滞や安全上の問題につながることが懸念されます。私は、この問題を単なる学校周辺の交通安全課題として捉えるのではなく、学校という公共施設の配置によって生じる道路・交通基盤の問題として捉える必要があると考えます。特に明和中学校と明和北小学校を囲む交差点については、それぞれ個別に見るのではなく、学校周辺全体の交通の流れとして検証する必要があります。歩行者、自転車、送迎車、スクールバスなどが集中する中で、それぞれが安全に通行できるのか。また、大型車両などが通行する場合に、道路幅員や交差点の形状、右左折時の走行軌跡や内輪差を含め、安全に通行できる構造となっているのか。さらに、雨天時に送迎車が増加した場合、交差点や周辺道路で交通が滞る状況を町として把握しているのか。こうした状況について、事故が起きてから対応するのではなく、現在の交通状況を把握し、必要な箇所について事前に改善をすることが重要です。学校、

保護者、地域、警察、県、道路管理者など、関係機関が協議する場があることは承知しております。しかし、重要なのは、協議する場があることではなく、そこで把握された現場の課題が具体的な安全対策の実施につながっているかということです。そこで、お聞きします。

明和中学校・明和北小学校周辺について、登下校時・雨天時を含めた現在の交通状況をどのように把握し、交差点や道路の構造、歩行者・自転車・送迎車・スクールバスなどの交通動線について、どのような問題を認識しているのでしょうか。また、必要な交差点改良や道路整備について、関係機関との協議を踏まえ具体的な対策につなげていく考えがあるのか、お聞きします。

そして、最後に、今回取り上げた道路・交通課題について、全てを一度に整備することは難しいことは理解をしております。ただ、そこから、町長が施政方針で示されている選択と集中の考え方に基づき、既に把握されている課題を整理し、将来のまちづくりに必要なものを優先順位を明確にすることが重要だと考えます。中央線を含む道路ネットワーク、鉄道との平面交差、明和中学校・明和北小学校周辺の交通課題など、現在把握している道路・交通上の課題について、町として何を優先すべき課題として認識し、今後、具体的にどのような順序で取り組んでいくのか。町長の選択と集中という考え方の中で、道路・交通基盤について、優先順位と今後の取り組み方をお聞きします。

○議長（辻井　成人）　奥山議員の質問が終わりました。これに対して、答弁願います。

町長。

○町長（下村　由美子）　今回、奥山議員からは、企業誘致、人口や住宅地の形成、商業・生活機能、そして、それらを支える道路・交通基盤について、今後のまちづくりという観点からご質問をいただきました。

私も、これらはそれぞれ個別に考えるのではなく、将来の人口や土地利用、地域の状況を見据えながら、一体的に考えていくことが重要であると認識しております。特に道路をはじめとする都市基盤は、町民の皆様の日常生活や安全

を支えることはもとより、企業活動や住宅地の形成、教育、防災、商業など、将来のまちづくりを支える重要な基盤であると考えております。本町では、都市計画マスタープランを土地利用や都市基盤整備の基本としながら、第６次明和町総合計画後期基本計画、人口ビジョン、総合戦略、そして、本年４月に策定した立地適正化計画など、それぞれの計画の整合を図りながら、具体的なまちづくりにつなげていくことが重要であると考えております。

人口減少が進む中にあっても、町の活力を維持し、さらに高めていくためには、企業誘致や住宅地の形成、生活の利便性の向上と、それを支える道路・交通基盤の整備を一体として考えていかなければなりません。一方で、道路をはじめ、既存のインフラの維持・更新にも取り組んでいく必要がありますので、限られた財源の中で全てを同時に進めることは現実的ではありません。だからこそ、将来の明和町の姿を見据え、必要性や緊急性だけでなく、企業立地や居住の促進、地域経済の効果、防災面での効果なども含めて優先順位を見極め、選択と集中を図りながら、土地利用と都市基盤整備を具体的な事業につなげていきたいと考えています。

それぞれの計画との関係や個別の課題について、詳細は担当課長より答弁いたします。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　まず、私のほうからですけれども、一つ目と二つ目、まず一つ目の都市計画マスタープランと総合計画後期計画などとの統一のレベル感という部分と、二つ目の企業誘致と人口、住宅、生活機能をどう結びつけるのかという２点について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、最初は都市計画マスタープランの部分ですけれども、都市計画マスタープランにつきましては、令和５年５月に改定を行いまして、本町の土地利用や道路等の都市基盤について、長期的な方向性を示す都市計画に関する基本的な方針であります。令和15年を目標年次としておりまして、人口減少とか少子

高齢化、財政制約、災害リスクなどを踏まえて策定しておりまして、都市づくりの基本的な方向性を示す計画であると認識しております。

また、本年４月には、この都市計画マスタープランの方向性を踏まえて、立地適正化計画を策定しておりまして、人口減少が進む中であっても生活サービスを持続していくために、居住や都市機能を時間をかけて緩やかに誘導し、それぞれの拠点を交通ネットワークで結ぶ考えを示しております。

各計画の関係につきましては、第６次総合計画後期計画が町政全体の方向性を示しております。総合戦略や人口ビジョンが人口減少対策であったりとか地域の活力の方向性を示しています。都市計画マスタープランが土地利用や都市基盤の基本的な方向性を示しておりまして、立地適正化計画が居住や都市機能等の誘導について、より具体的な考え方を示すものとして整理をしております。今後は、これらの計画を共通の将来像の下で連動させながら、具体的な土地利用や都市基盤整備につなげていく必要があります。

なお、計画の位置づけがあることだけで直ちに整備するものではなく、具体的な事業化に当たっては、安全性であったり、現在と将来の交通需要、災害リスク、事業効果、事業費、財源、将来の維持管理負担など総合的に確認し、実施計画や予算編成につなげていくものと考えております。

次に、企業誘致のほう、二つ目の部分ですけれども、企業誘致については、企業立地することだけが目的ではなくて、新たな雇用を生み、地域経済が活性化することや定住につなげていくことが重要であると考えております。一方で、雇用が生まれたとしても、そこで働く方が必ず町内に居住されているものではございません。町内の居住や定住につなげていくためには、住宅を確保できる環境を整え、買物や子育て、教育、医療、福祉など日常生活を支える機能や、道路、交通、雨水排水といった都市基盤の整備が総合的に整っていることが重要なのかなと考えております。このため、企業誘致につきましても、都市計画や移住定住施策と切り離して考えるのではなくて、将来の土地利用や都市構造を見据えながら取り組む必要があると考えております。

また、国道23号線の中村３交差点周辺、大型商業施設があるところですけれども、そこについては、都市計画マスタープラン、立地適正化計画においても商業拠点として位置づけておりまして、商業や業務機能の充実を図る方向性を示しております。

また、ブライトガーデン明和につきましては、民間の土地・施設であることから、その後の具体的な土地利用を見据えて町が一方的に決定できるものではございませんが、町といたしましても、当該箇所周辺を含む商業拠点全体として、商業、生活サービス、雇用、交流などの機能を維持していく、高めていくというような都市計画上の方向性を基本として対応してまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　続いて、建設課長。

○建設課長（西尾　直伸）　本町の道路行政における過去の課題検証、県道と町道との機能交換、鉄道との平面交差、そして、これらを踏まえて、将来計画への位置づけに関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、議員からご指摘のありました平成20年10月15日、本町から国土交通省道路局長に宛てて提出した回答でございます。今後の道路行政について意見・提案を提出したものでございます。当時、道路特定財源、これは道路重量税が道路の補修にしか使えないという特定財源でございましたけども、それを閣議で一般財源化したことに伴い、国から意見・提案を求められたものに対して回答したものでございます。

本町がこの回答の中で示した総延長400キロメートル超、幅員が４メートル以下の狭あいな道路、国道23号への通過交通、歩道未整備、鉄道との平面交差による南北分断といった課題は、その後策定されました明和町総合計画、都市計画マスタープラン、明和町幹線道路網計画、通学路交通安全プログラムへと引き継がれ、本町の道路整備の基礎となってまいりました。これら当時の課題に対する現在までの具体的な検証状況について、順次ご説明させていただきます。

一つ目、道路の総延長と固有の管理問題について。

本町の道路延長は、400キロメートルを超え、実際には430キロメートルでございますけど、道路密度は高い状況にあります。同規模の行政団体と比較して管理距離が長いことは事実ですが、延長距離が路面の面積に合わせて地方交付税の算定が行われているため、管理延長が長いこと自体が、本町の固有な、不利益な財政状況になっているとは考えておりません。予算の範囲内で適切な維持管理に努めてまいります。

２番目、幅員４メートル以下の狭あいな道路。町道の大半が幅員４メートル以下でございます。という課題そのものは、物理的な特性上、現在も残っております。これに対して、特に安全上問題のある箇所や地域からの要望が強い箇所・路線については、狭あい道路整備事業等を活用し、地権者のご協力を得ながら、要望箇所から、順次セットバック等による拡幅を進めてまいりました。ただ、本町が抱える全体事業に対して、国からの社会資本整備交付金事業などの予算措置において、要望額に対し満額が交付されないという財源上のボトルネックがあることは事実であり、限られた予算の範囲内で、計画的に、継続的に解消を図っているところでございます。

３番目の国道23号への通過交通対策と、これ、ちょっとカーナビ修正についてということで、かつて問題となっていた国道23号線への通過交通、それに伴う狭い生活道路（県道）への車両流入について、より広い町道を県道へ、狭い県道を町道へ相互移管を三重県に対して強く要望し、これを実現いたしました。これにより、主要な通過交通を広い道路へ誘導する安全対策が図られました。しかしながら、この移管に伴うルート修正につきまして、国内のデジタル地図は既に修正が完了しているものの、外国資本であるマップ等のカーナビゲーションシステムにおいては、依然として旧ルートが案内されるなど問題が残っております。現在、県を通じて開発元へ早期の修正依頼を働きかけております。現在のところ、反映には至っておりません。引き続き粘り強く問題解決に努めてまいりたいと思います。

４番目の歩道未整備問題について。

歩道未整備箇所につきましては、依然として課題として認識しております。これに対して、児童・生徒の安全確保を最優先とするため、現在は通学路に指定されている区間の歩道整備を中心的に実施しております。この通学路の安全確保が完了した後、一般道路における一般対策として、歩道整備に取り組むこととなりますが、厳しい財政状況を踏まえ、現段階において、一般道路に向けて具体的な歩道整備計画は策定しておりません。

５番目の交差点改良につきまして、主に通勤時間帯等における県道交差点の通りづらさ、混雑につきましては、右折レーンなどの設置などを要望いただいていることは承知しております。しかしながら、国の定める平均時速10キロメートル以下といった慢性的な渋滞基準にはまだ達していない混雑レベルであると判断しております。今後も交通管理者、警察ですけども、意見を取り入れながら、必要性が認められる箇所につきましては、随時対応を検討してまいりたいと思います。

なお、県道部分の改良につきましては、道路管理者である三重県に対し、引き続き要望を行ってまいります。

６番目、鉄道との平面交差（立体化）についてでございます。

近鉄山田線と平面交差の踏切につきまして、平成28年の議会におきましても、高架（立体交差）の概略設計などを踏まえ、答弁いたしました。しかしながら、令和２年２月に策定した明和町幹線道路網計画及び令和５年５月に策定した最新の明和町都市計画マスタープランにおきましても、本町内の鉄道踏切の部分において、現状の交通道流に著しく問題が生じているという評価には至っておりません。救急車の搬送経路等に関する懸念につきましても、鉄道による分断が原因で救急搬送に、人命に関わる重大な支障や遅延が生じているという事実はなく、現在も搬送の安全性は十分に確保されていると認識しております。

かつては立体化を模索した経緯もございます。この当時、工期については約10年間、費用も当時の額で約40億円とも試算され、膨大な財政負担がございま

した。並びに将来の人口減少に伴う交通量の減、2045年には交通量が約10パーセント減少するという推計が出ております。を、見据えた場合、現実的ではございませんので、よって、現在は、鉄道の立体化に関する具体的な事業計画はございません。

本町は、令和２年の幹線道路網計画において、これまでの成長・拡大の前提をした道路整備から、人口減少にわたる既存道路ストックの計画的維持・有効活用（予防保全）へとマインドを大きく変更いたしました。今回申し上げました狭あい道路整備事業の順次改良、機能交換による交通誘導、通学路の優先整備は、総合計画及び明和町都市計画マスタープランの基本姿勢と整合するものでございます。今後も、選択と集中の考えに基づき、限られた財源の中で町民の皆様の安全で持続的な暮らしを守るため、道路行政を推進してまいります。

○議長（辻井　成人）　教育長。

○教育長（森井　義和）　私のほうから、４番目の質問、明和中学校・明和北小学校周辺の交通課題についての質問にお答えさせていただきます。

明和中学校及び新しく開校しました明和北小学校の周辺道路につきましては、特に朝の登校の時間帯において、徒歩通学の小学生、自転車通学の中学生、明和北小学校のスクールバス、また雨天時に多い傾向にある保護者の送迎の自動車など、様々な通行が集中する場所であると認識しております。ソフト面、ハード面の両面での安全対策が必要であると考えております。ソフト面におきましては、児童・生徒への交通安全教育、大人の見守り、また小学生・中学生でルート分散、通行時間の分散も行いながら、安全通行に努めているところでございます。ハード面では、町の教育委員会、学校、建設課、防災安全課、また警察、道路管理者の国・県などの交通安全関係者で構成している明和町通学路交通安全推進会議を通じて、日頃から現場の交通状況や危険箇所の把握、情報共有に努めております。

ハード面の実際の対策につきましては、議員もおっしゃるように、予算などの諸事情からなかなか実施に至ることができておりません。町といたしまして

は、少しでも早く実施に結びつけることができるよう先ほど申し上げた推進会議で優先度等を検討し、町でできることは行っていき、また国・県、警察などで実施するものは要望を行っていきます。今後も、児童・生徒の通学環境の安全度向上を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　それでは、５番であります道路・交通基盤における優先順位と今後の取組についてでございますが、限られた財源の中で、全ての道路や交通課題を一度に整備することは容易ではなく、選択と集中の考え方に基づき、事業の優先順位を明確にしながら計画的に取り組んでいくことが重要であると認識しております。議員ご指摘のとおり、この問題は、単なる個別の学校周辺における交通安全の課題としてだけでなく、公共施設の配置に伴う町の道路及び交通基盤全体の課題として捉えるべきものであると考えております。私としては、まず町民の皆様の命や安全、特に子どもたちの通学の安全に関わる課題を優先して考える必要があると思っております。その上で、交通量の増加や渋滞など既に顕在化している課題への対応、さらには企業誘致や住宅地の形成なども見据え、将来のまちづくりを支える道路ネットワークの形成についても、中長期的な視点から考えていく必要があると思っています。

中央線を含む道路ネットワークの構築や安全性向上、鉄道との平面交差、そして、今回取り上げられた明和中学校・明和北小学校周辺の交通課題などにつきましても、こうした考え方を基本としながら、それぞれの事業の緊急性や重要性、通学の安全確保の必要性、さらには将来のまちづくりへの影響などを総合的に勘案し、優先順位をしっかりと見極めてまいりたいと考えております。今後につきましても、関係機関と協議を重ねながら、選択と集中の考え方の下、計画的かつ着実に道路の基盤整備、安全対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

奥山議員。

○７番（奥山　幸洋）　答弁ありがとうございました。１回目の答弁では、企業誘致については、企業を誘致することだけを目的にするのではなく、雇用創出や地域経済の活性化、さらには人口増加や定住につなげるとの考えを示されました。また、人口や住宅地の形成については、人口動向や住宅事情などを踏まえ、定住につながるまちづくりを進めていくとの考えもあったと思います。商業・生活基盤については、町の生活を支える商業、医療・福祉、子育てなどの機能を維持し、確保していくことでありました。さらには、道路・交通基盤については、現在の道路の安全性や交通事情、将来のまちづくりを踏まえ、必要性、効果、財政負担などを考慮しながら進めていくとの答弁でした。

これらを踏まえますと、企業誘致、人口・住宅地、商業・生活機能、道路・交通基盤は、それぞれ別々の課題としては捉えるのではなく、土地利用と都市基盤を一体化して考え、明和町のまちにつなげていくことが重要だと考えます。そこで、お伺いします。

企業誘致と土地利用につきましては、課長のほうから企業誘致の雇用や地域経済の活性化、さらには人口増加や定住につなげていくとの考えを示されました。そのためには、企業から相談があってから対応するのではなく、町としてどこに企業を誘致するのか、あらかじめ考えることが重要ではないでしょうか。企業誘致を進める場所については、周辺の土地等の状況、住宅地との関係などを踏まえ、将来の発展につながる場所を検討しておく必要があります。そこで、企業誘致をあらかじめ検討し、必要な土地利用の基盤整備を考えておく必要があるのではないでしょうか。これは課長にお伺いします。

次に、人口と住宅地の形成について。課長からは、人口動向や住宅需要などを踏まえ、定住につながるまちづくりを進めていくとの答弁がありました。企業誘致によって雇用が生まれても、働く人が町内に住み、定住につながらなければ、人口増加には結びつきません。そのため、企業誘致と住宅地との形成を別々に考えるのではなく、雇用と住む場所をどのようにつなげていくのかが重要だと考えます。そこで、今後の人口動向・住宅需要を踏まえ、企業誘致によ

る雇用の創出を町内の居住定住につなげていくため、住宅地の形成をどのように考えていくのか、お伺いします。

もう一つ、このイオンモールのところなんですが、ここのところは答弁なかったな。

次に、この三つの計画があるんですが、総合計画とマスタープランと立地計画があるわけですが、この三つの計画を実行につなげていくために、明和町にはこの三つがありますが、これらの人口や土地利用、土地基盤、道路、明和町の将来の姿が示されています。町からもそれぞれの分野について将来を見据えて取り組んでいく答弁がありました。大切なのは、これから計画として示すのではなく、実際の土地利用や事業にどう反映されていくかということではないでしょうか。そこで、この三つの計画を共通の土台として、企業誘致、住宅、商業、生活機能、道路などの施策を具体的な事業にどのようにつなげていくのか、お伺いいたします。

それから、次に近鉄山田線の平面交差について、お伺いします。町内では、鉄道との平面交差によって踏切で自動車や歩行者の通行が分断されている状況があります。平日は双方向で256本の電車が運行しており、一日当たりの時間は256分です。時間にして約４時間16分になります。これは、現在の交通の問題だけでなく、将来のまちの発展を考える上で、南北交通をどう確保するかという問題でもあると考えます。１回目の答弁では、現在の深刻な交通問題とは認識していないというような答弁でございました。立体事業の計画も今のところは考えていないということでございました。そこで、直ちに事業を求めるものではありませんが、将来、道路のネットワークや防災、消防も含め、平面交差を今後の都市基盤上の問題として検討していく考えはあるのか、お伺いいたします。

明和中学校・北小学校周辺の交通安全については、１回目の答弁では、交通安全教育、見守り、交通安全会議などを通じて、危険箇所の把握や情報共有を行っているとの説明がありました。重要なのは、協議する場があることでなく、

前にも申しましたが、そこで把握された現場の課題が具体的な交通安全の実施につながっているかということだと考えます。

そこで、明和中学校・北小学校周辺について、下校時の交通問題も含めて危険個所をどのように把握し、優先して対策すべき場所をどのように整理しているのか。これ、先ほど教育長に答弁もらったんですが、ここで聞くつもりだったんですけども、もし答えていただけるんでしたら、危険箇所をどのように整備しているのか、その把握、整備を踏まえ、町として早期に実現する対策について、必要な対策も含めどのように進めていくのか、町長にお伺いします。

選択と集中、優先順位については答えていただいたと思いますので、最後に町長の決断について、お伺いします。１回目の答弁では、企業誘致、雇用や地域経済活性化だけで終わらせず、人口増加や定住につなげていくという考えが示されました。そのためには、企業誘致をする場所を考え、人口や住宅地の形成を進め、商業・生活機能を維持、確保し、必要な土地基盤を整え、そして、限られた財源をどこに重点的に投入するのかを決めていくことが必要です。これらは、一つ一つの事業として進めるのではなく、明和町の将来像に向かって一つの方向に進めていくことが重要だと考えます。企業誘致を単独の施策として終わらせるのではなく、明和町の将来のまちづくりを動かす起点として、町として具体的に動き出すことができるのか。このことについて、町長としてどのように判断をされるのか。町長の明確なご決断をお聞きしたいと思います。

○議長（辻井　成人）　まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井　清央）　ご質問いただいたところで、まず冒頭の企業誘致と土地利用についての１点目と、二つ目の人口と住宅地の形成についての部分と、それから、三つ目の三つの計画を人口につなげていくことについて、ここの部分について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、企業誘致と土地利用についてでございますが、企業誘致は、企業から相談を受けた後で個別に対応するのではなく、企業の立地ニーズを把握しながら、周辺の土地利用と交通、雨水排水、災害リスク、住宅地との関係であった

りとか基盤整備に要する町の負担など総合的に確認して、将来の発展につながる場所を検討していくことが重要であると考えております。そのため、都市計画マスタープランなどで示す土地利用の方向性を基本に、企業誘致の可能性がある地域については、土地利用上の条件や必要となる基盤整備をあらかじめ整理して、具体的な企業ニーズが示された段階で、地権者や関係機関と調整を進めて、事業化の可能性を判断できるよう準備をしてまいります。

次に、人口と住宅地の形成の部分についてでございますが、企業立地により雇用が生まれても、そこで働く方が必ず町内に居住されるというものではございませんので、町内の居住や住宅、定住につながるようなことになるためには、住宅の確保ができる環境に加えて、買物とか子育て、教育、医療、福祉など日常生活を支える機能や、道路、雨水排水、交通など都市基盤が総合的に整っていることが重要であると考えております。このため、人口動向や民間の住宅需要を見極めながら、立地適正化計画における居住の緩やかな誘導という考え方を踏まえて、企業誘致と住宅地の形成、移住定住施策、生活サービスを一体的に考えてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の三つの計画を人口につなげていくところでございますけれども、第６次総合計画の後期計画が、先ほども申しましたとおり町全体の方向性を示しております。土地計画マスタープランには土地利用や都市基盤の基本的な方向性、立地適正化計画は居住や都市機能の誘導について、具体的な考え方を示しているものでございますので、そのように整理をしております。これらの共通の将来像を基に連動させ、企業誘致、住宅地、商業、生活機能、道路など、具体的な事業内容や効果、事業費、財源、将来の維持管理負担を整備した上で、実行計画や予算編成につなげていこうというところで考えております。

○議長（辻井　成人）　建設課長。

○建設課長（西尾　直伸）　私からは、近鉄山田線の平面交差について、ご質問にお答えしたいと思います。

踏み切りによる通行の遮断は、南北交通や防災、消防を考える上で今後の交

通状況を把握すべき都市基盤上の問題の一つであるということは認識しております。一方で、現時点では、鉄道との平面交差によって交通誘導に著しい問題が生じている状況にはなく、緊急搬送による人命に関わる重大な支障や遅延が生じている事実も確認されておりません。また、立体交差による工期は、先ほど言いましたけども、10年、当時の試算で40億円という莫大な費用が見込まれると。2045年には交通量が10パーセント減少する推計もあることから、現在具体的な整備計画は、改めてですけども、ない状況でございます。したがいまして、直ちに立体交差を事業化するのではなく、今後の交通状況や道路のネットワーク上の必要性を継続して確認し、状況が変化した場合には、事業効果、事業費及び実現可能性を改めて整理するとともに、県、鉄道事業者、警察等の関係機関と協議を行う必要があると考えます。

○議長（辻井　成人）　教育長。

○教育長（森井　義和）　明和中学校・明和北小学校周辺につきまして、どのように把握・整理しているかについてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、明和町通学路交通安全推進会議で共有した危険箇所につきまして、関係者が現地に集まって合同点検を行うなどを通じて、児童・生徒が通行する人数や交通量、見通し、道路構造、事故の危険性などを踏まえて、優先度や学校で行う対策、町で行う対策、県や警察などへ求める対策を整理して行っております。

○議長（辻井　成人）　町長。

○町長（下村　由美子）　まず、明和中学校・明和北小学校周辺の安全対策について、答えます。

子どもたちの通学の安全については、道路・交通基盤の中でも優先度の高い課題であると考えております。そのため、把握・整理した課題については、できるものから進めていきたいと考えております。一方で、交差点改良、道路拡幅等については、用地確保や道路管理者との調整、予算措置などに時間を要する場合があります。町が実施主体となるものは、具体的な内容や事業費を整理

した上で、必要な予算措置を検討してまいります。また、県道等については、県や警察に対して必要な対策を要望するとともに、研究して安全対策につなげてまいりたいと考えております。

最後に、町長の決断ということでございますが、議員のご指摘のとおり、企業誘致、人口・住宅地の形成、商業、生活機能、道路・交通基盤をそれぞれ個別に進めるのではなく、明和町の将来像に向かって一体的に進める必要があると考えております。私は、企業誘致は企業だけで終わらせず、雇用、定住、地域経済の活性化につなげ、明和町の将来のまちづくりを動かす原動力として町として具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。そのため、各計画の整合を図りながら、企業誘致の可能性がある地域、住宅地や商業、生活機能との関係、必要となる道路や交通、雨水排水等の状況を関係課で整理し、地権者、民間事業者、県その他関係機関との協議を進めてまいりたいと思います。その上で、実現可能性が高まり、町として取り組むべき事業について優先順位を明確にし、実施計画及び予算編成につなげてまいります。全てを同時に進めることはできませんが、将来の明和町に必要なものを見極め、選択と集中の考え方のもと事業化の判断を進めたいと思います。

○議長（辻井　成人）　答弁が終わりました。

再質問。

奥山議員。

○７番（奥山　幸洋）　今回質問で申し上げたかったのは、企業誘致、人口・住宅地、商業、生活機能、道路・交通基盤それぞれ個別の課題を捉まえるのではなく、明和町の将来、まちづくりとして一体的に考え、限られた財源をどこに重点的に投入していくのかのその方向性の確認をさせていただいたということであります。今回の答弁では、随時可能性がある地域から整備、必要な道路・交通、雨水排水などの基盤を検討するとともに、企業誘致を雇用、定住、商業、生活機能、道路・交通基盤につなげ、この三つの計画を実施計画や予算編成につなげていくとのお考えでございました。また、限られた財源の中で、優先順

位を明確にし、将来の明和町に必要なものを見極め、最終的には町長自らが責任を持って事業を判断するとの答弁もいただきました。ですので、この答弁を一つの方向性として受けとめたいと思います。

これから大切なのは、示された方向性を、具体的な場所、事業者、時期、予算へとつなげ、計画をこのままで終わらせることなく、実際のまちづくりとして動かしていくことであります。明和町の将来を考えるとき、今何をやり、何を優先して取り組むのかを、その判断を先送りするのではなく、将来を見据えた一歩を踏み出していただき、その実現に強く期待し、今回の質問を終わります。

○議長（辻井　成人）　以上で、奥山議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はここまでとし、一般質問の続きは、明日の９時から８番通告者の新開議員より開始したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井　成人）　ご異議なしと認めます。したがって、本日はここまでとし、延会とすることに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（辻井　成人）　本日はこれで延会します。ご協力、誠にありがとうございました。

（午後　４時　26分）
